

一 目 次 一

～ 都市計画マスタープランの構成 ～

第1章 はじめに

1. 都市計画マスタープランとは	1
2. 位置づけと役割	1
3. 見直しの背景	2

第2章 まちづくりの目標

1. 計画の体系	3
2. 将来のあるべき都市像	4
3. まちの課題と市民の意向	9
4. まちづくりの基本方針	10

第3章 全体構想

1. 土地利用の方針	11
2. 交通体系の方針	15
3. 公園緑地の方針	18
4. 都市施設の方針	21
5. 景観の方針	22
6. 防災の方針	23
7. その他の方針	24

第4章 地区別構想

1. 地区分けの設定	25
2. 地区別構想 (20 地区)	
① 咸宜地区	26
② 桂林地区	28
③ 日隈地区	30
④ 若宮地区	32
⑤ 三芳地区	34
⑥ 高瀬地区	36
⑦ 五和地区	38
⑧ 光岡地区	40
⑨ 朝日地区	42
⑩ 三花地区	44
⑪ 西有田地区	46
⑫ 東有田地区	48
⑬ 小野地区	50
⑭ 大鶴地区	52
⑮ 夜明地区	54
⑯ 前津江地区	56
⑰ 中津江地区	58
⑱ 上津江地区	60
⑲ 大山地区	62
⑳ 天瀬地区	64

第5章 これからの取り組み

1. 協働によるまちづくり	66
2. 都市計画マスタープランの見直し	67

日田市都市計画マスタープランの構成

第1章 はじめに

1. 都市計画マスタープランとは
2. 位置づけと役割
3. 見直しの背景

都市計画マスタープランは、都市計画法の主旨に基づき、長期的な見通しをもって定める必要があるため、位置づけや役割、目的を明確にすることで一体的な取り組みを促進します。



第2章 まちづくりの目標

1. 計画の体系
2. 将来のあるべき都市像
3. まちの課題と市民の意向
4. まちづくりの基本方針

“将来のまちの姿”を示します。
地域の現況や課題を把握し、市民の意向・意見等を反映することで、将来の都市像の実現に向けた方向性を定めます。



第3章 全体構想

1. 土地利用の方針
2. 交通体系の方針
3. 公園緑地の方針
4. 都市施設の方針
5. 景観の方針
6. 防災の方針
7. その他の方針

市全域を対象として、土地利用や交通体系、公園緑地等の自然環境、上下水道等の都市施設、景観、防災等、都市を構成している各要素の基本の方針を定めます。



第4章 地区別構想

1. 地区分けの設定
2. 地区別構想（20地区）

地域における現況や課題、地域にある資源や特性等を考慮しながら、地区毎に“まちづくりの基本的な方針”を定めます。



第5章 これからの取り組み

1. 協働によるまちづくり
2. マスタープランの見直し

見直した基本方針の実現に向けて、市民・事業主・行政が役割を認識しながら一体となって取り組んでいくための方向性を示します。



資料編

- ① 計画見直しの体制について
- ② 見直しの経過について
- ③ 見直し検討委員会について

都市計画マスタープランの見直しに際して実施した検討委員会や計画見直しの経過等について、参考資料を添付しています。



1. 都市計画マスタープランとは

本編 P1~5

- 都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示すものです。
- 市民の皆さん 의견を反映しながら、"日田市における将来の都市像" の方向性を示すことで、地域ごとの課題に応じた都市施設の整備方針等を定めます。
- 土地の利用方法や道路・公園・上下水道等の施設整備の目標に加え、自然環境や景観、防災等に関する現況や動向を考慮した "長期的なまちづくりの基本構想" です。

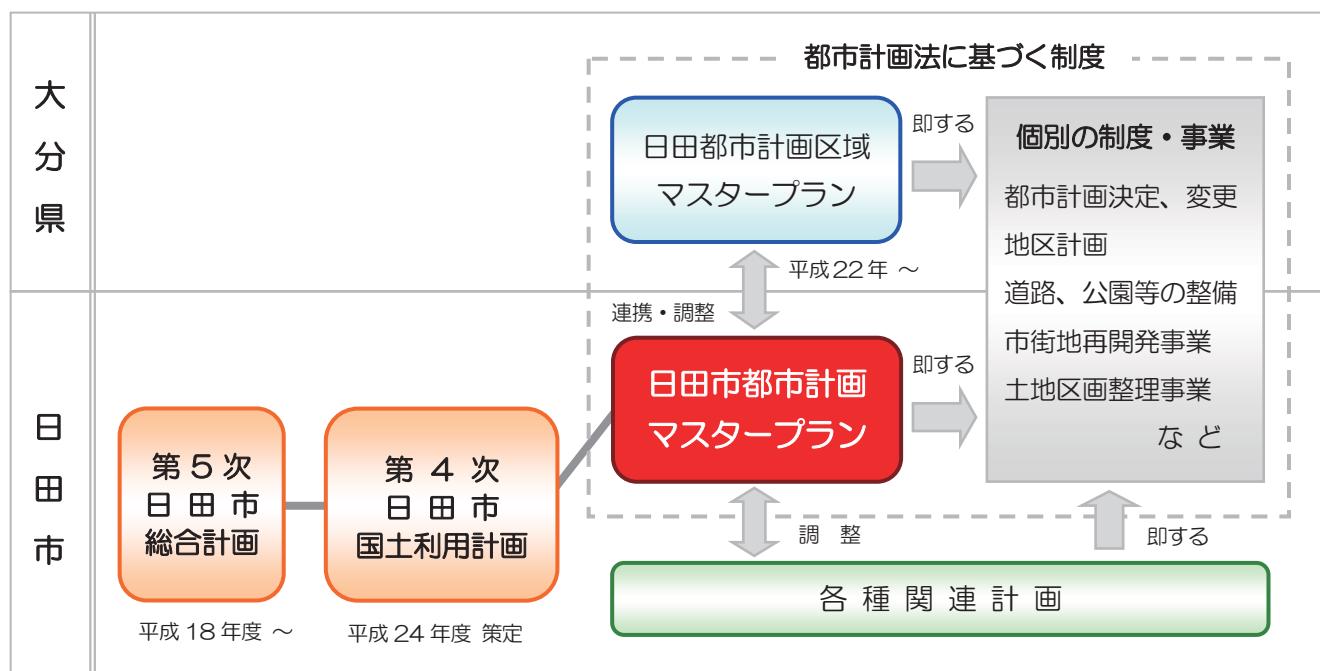


2. 位置づけと役割

- 都市計画マスタープランは日田市全域を対象として定めますが、土地利用やまちづくりの骨格となる施設整備等は "長期的な視点に立って計画する必要がある" ことから、おおむね20年後の "あるべき姿" を描くことを目標として、『平成45年(2033年)』までの計画とします。



- まちづくりの最上位計画である『第5次日田市総合計画』や市全域の土地利用形態などを示す『第4次日田市国土利用計画』、大分県が広域的な観点から定める『日田都市計画区域マスタープラン』との調整を図ります。



▲ 都市計画マスタープランの位置づけ

【 マスターplanの役割 】

1. 長期的な視点に立って、将来の都市像を示します。

- 都市計画によるまちづくりの実現には時間要するものであることから、長期的な視野に立って目標を定めます。
- 計画内容や将来の都市像の目標を、住民の皆さんに分かりやすく表現し、実現に向けた道筋を示します。

2. 都市計画マスターplanに基づいて、各種施策を展開します。

- 都市計画マスターplanでは、土地利用・交通体系・公園緑地・都市施設の整備・景観・防災等に関する基本的な方向性を示していますので、この計画に基づいて、土地利用の誘導や道路・公園・上下水道等に関する施策を展開します。

3. 市民と事業主等と行政が協働して取り組みます。

- 将来の都市像を実現していくためには、行政だけで主導していくのではなく、市民の皆さんや事業主の方々と協働して推進する必要があることから、皆さんからの意見を反映した“日田市都市計画マスターplan”が重要な役割を担います。

3. 見直しの背景

背景 ①

- 市全域を対象とした都市計画の基本構想がない
- 市町村合併後の市域の一体感の高まり

市全域を捉えた都市計画の
基本的な方針が必要

背景 ②

- 本格的な少子高齢化社会の到来に伴う人口減少
- 住民の移住等による現象や偏在、土地利用の変化
- 多様なライフスタイルによる市民ニーズの高度化

市を取り巻く社会経済状況の
変化への対応が必要

背景 ③

- 平成8年3月の計画策定当初から約15年が経過
- 社会情勢や経済活動等による土地利用形態の変化

経年に伴う都市計画の見直し
が必要

第5次総合計画のまちづくりにおける基本理念をもとに示された“将来の都市像”に即し、人口や産業の動向、市街地等の現況などの社会経済状況や市民の意向等を踏まえながらまちづくりの基本的な方針を定めます。



1. 計画の体系

本編 P6~22

第5次総合計画 基本理念 『自ら関わり、共に創るヒューマンシティ』



将来の都市像 『水と緑と人を育み、歴史豊かな活気ある交流都市』



基本方針

1. コンパクトなまちづくり

- 中心市街地に賑わいを取り戻そう
- 利便性の高い快適なまちを目指そう
- 選択と集中による効率的なまちづくり

2. 日田の宝を活かしたまちづくり

- 豊かな自然景観を守り・育てよう
- 歴史・文化を次世代に受け継いでいく
- 地域の特性を活かしたまちづくり

3. 自然にやさしいまちづくり

- 水が生まれ育つまち日田
- 潤いとやすらぎを感じるまちづくり
- 自然環境を優先した取り組み

4. 住み続けたくなるまちづくり

- 災害に負けない安全なまちを目指して
- 住む人にも、訪れる人にも優しいまち
- だれもが安心できるまちづくり

5. みんなで創るまちづくり

- みんなが主役のまちづくり
- 一人ひとりが考えよう“こんな町に住みたい！”
- 市民の“きずな”が強いまち

市民の意向

まちの課題

分野別体系

土地利用

交通体系

公園緑地

都市施設

景観

防災

その他

2. 将來の都市像

将來都市像

『水と緑と人を育み、歴史豊かな活気ある交流都市』

『水』とは・・・

『水郷ひた』を象徴する豊かな河川や張り巡らされた水路等は、恵まれた自然の中から育まれた“清らかな水”によってもたらされていることを表しています。

『緑』とは・・・

市域の大部分を占める豊かな山林緑地は、生活や産業を支える多様な機能を有するとともに、市民に憩いとやすらぎをもたらす貴重な財産です。

『人』とは・・・

将来の都市像を実現していくためには、市民一人ひとりが“自分たちが住むまち”を学び、“まちづくりの主役”になっていく意識が重要です。

『歴史豊か』とは・・・

長い歴史・文化の中で、先人たちが守り・育ててきた個性のある『天領日田』のまちへの愛着と“わが国の近代教育の礎の地”としての誇りを持ち、次の世代に責任を持って受け継いでいく営みを表しています。

『活気ある』とは・・・

経済・産業・地域の積極的な活動を通じて、市民が安全・安心で充実した生活を送り、来訪者にも笑顔が生まれる元気なまちづくりを表しています。

(1) まちのすがた

- 土地の利用形態や道路網の整備など、まちの骨格に関わる機能や河川・山林緑地・公園などの自然環境や景観・防災などを含めたまちの将来像について示しています。
- 都市を構成している要素を『ゾーン』、『軸』、『拠点』の3種類の機能に区分することで“将来のまちのすがた”となる『将来都市構造』を構成します。

「ゾーン」・・・ 主に、土地の利用形態が同じ方向性を指しているエリアを示します。

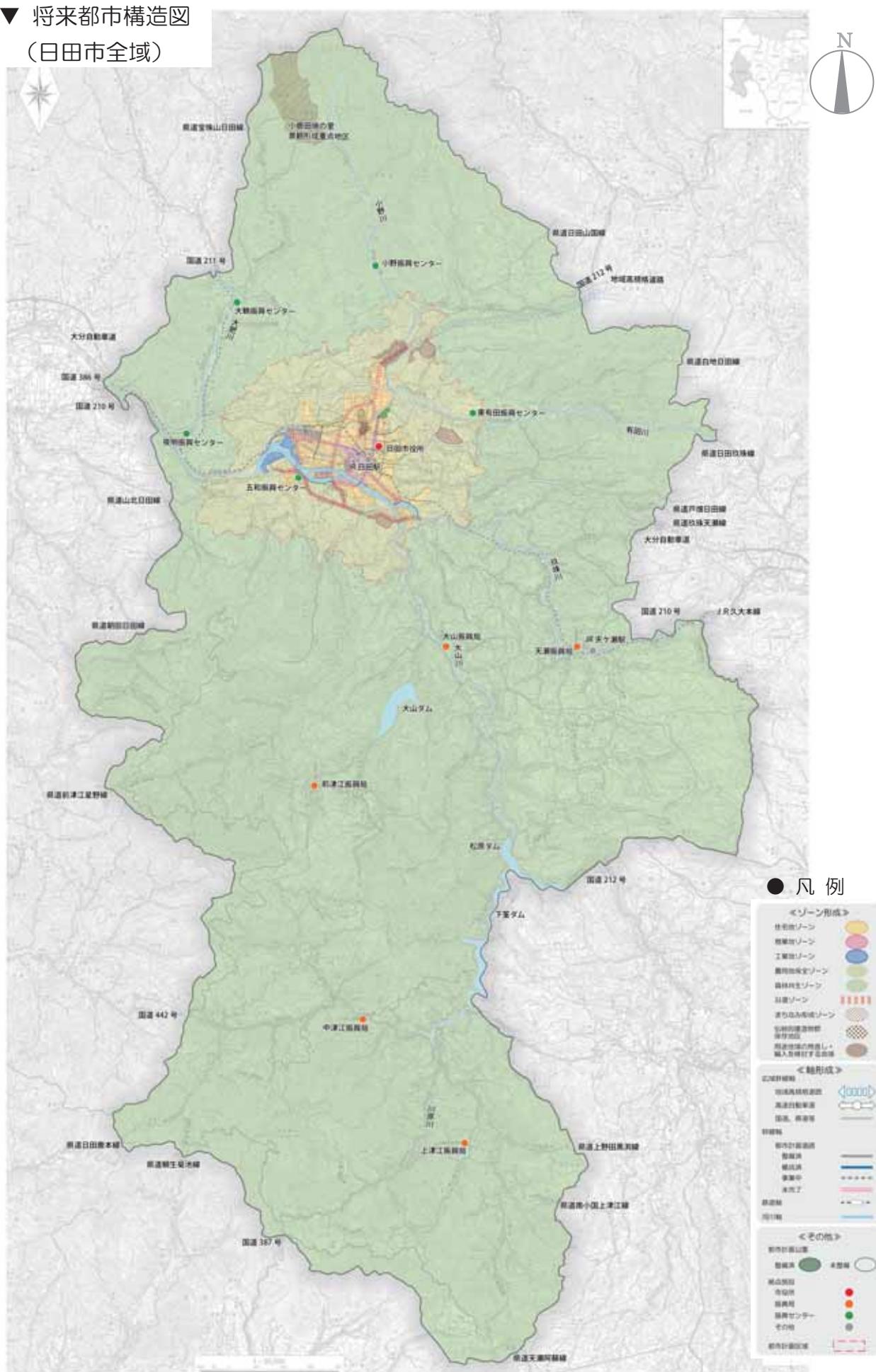
「軸」・・・ 主に、道路や河川等の市域内外を線的に結びつける機能を示します。

「拠点」・・・ 地域の核となり、その役割に応じたまとまりのある場所を示します。

まちの構成：将来都市構造図

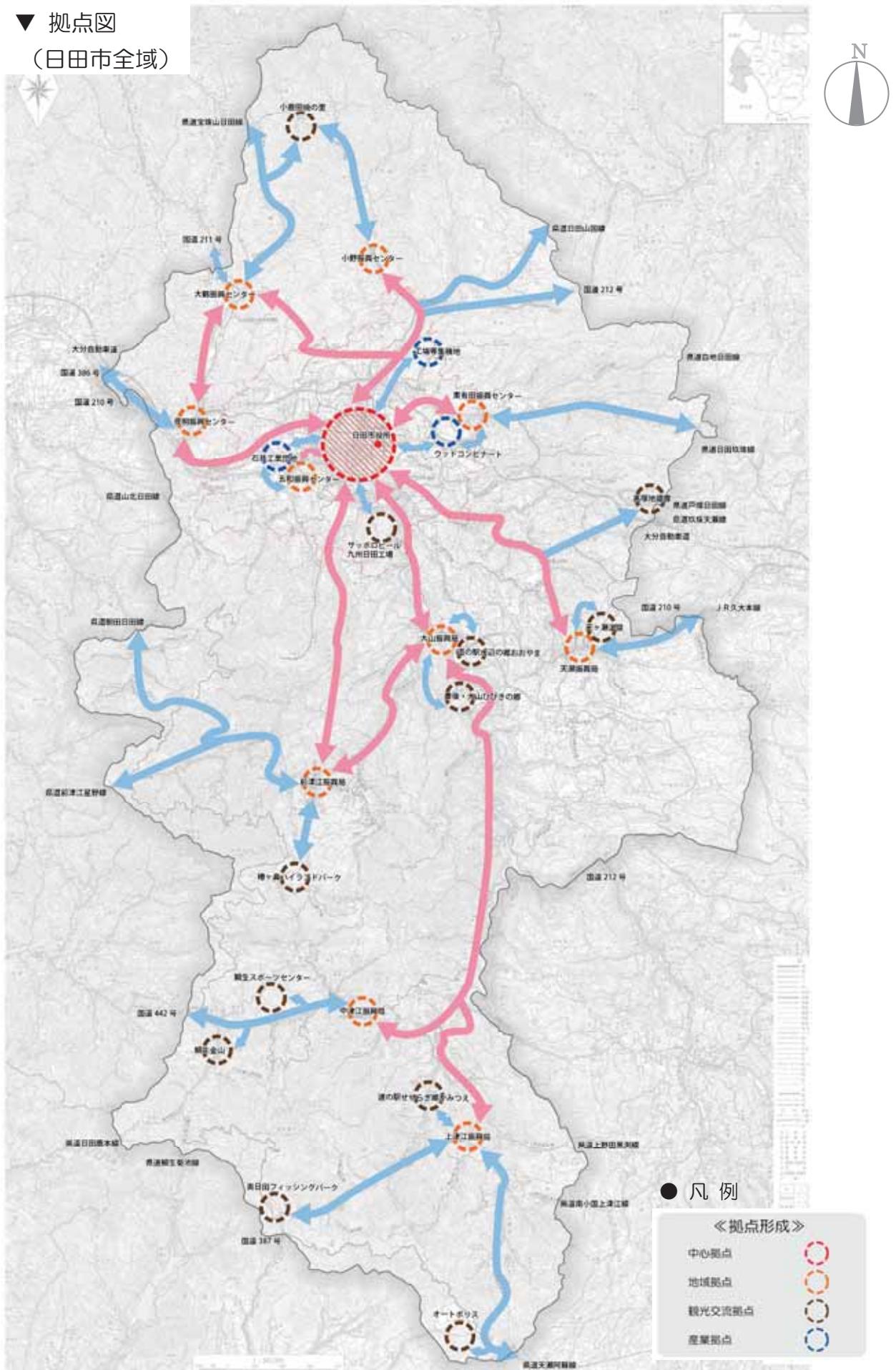


▼ 将来都市構造図
(日田市全域)



▼ 拠点図

(日田市全域)



(3) まちの規模

- 都市の将来像を見通していく上では、まちづくりの基礎となる将来における人口等の推計値が、計画見直しの根拠のひとつとなります。
- 上位計画となる『第5次日田市総合計画』や『第4次日田市国土利用計画』等に掲げられた推計値を中間年次としての参考とし、おおむね20年後の推計人口を設定します。

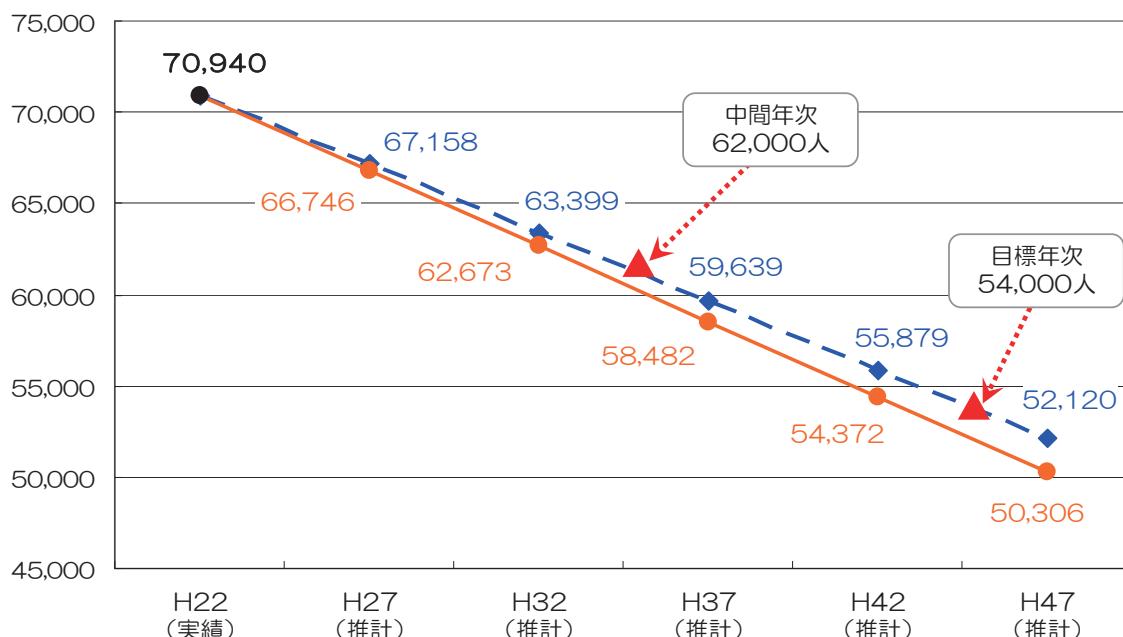
将来人口推計

基 準 年 次 (平成 22 年)	中 間 年 次 (平成 35 年)	目 標 年 次 (平成 45 年)
70,940 人	62,000 人	54,000 人

平成22年の国勢調査の結果では、70,940人となっており、前回の調査結果である平成17年の人口74,165人と比較して、5年間で3,225人減少しています。

全国的な現象である少子高齢化は日田市においても顕著であり、今後も減少傾向が続くことから、中間年次である平成35年には61,000人と予測されていますが、第5次総合計画にある快適な居住環境の整備や産業の振興施策の積極的な推進等により、一定の割合で減少傾向の改善を図ることを目標として、本計画における中間年次を62,000人に、また、目標年次である平成45年の将来人口推計を**54,000人**と設定します。

※ 一定の割合とは・・・第5次総合計画の将来人口推計において、客観的データをもとに算出した推計値と施策により設定した目標値において、約3%の改善を図っているため、この割合を参考とし、本計画の将来人口推計を設定します。



資料：平成22年国勢調査、第5次総合計画、国立社会保障人口問題研究所推計値 他



3. まちの課題と市民の意向

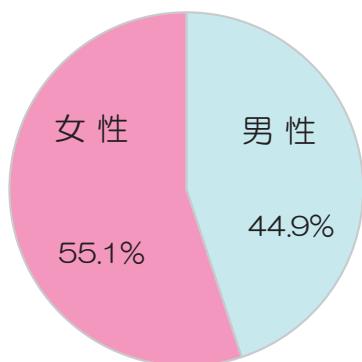
■ 市民の意向

- まちづくりの方針を検討していくためには、市民の皆さん 의견を反映していくことが重要な要素のひとつとなることから、無作為に選出した 2,000 名の市民の皆さんを対象として、市民意向を把握するためのアンケート調査を実施しました。(平成 22 年 11 月実施)

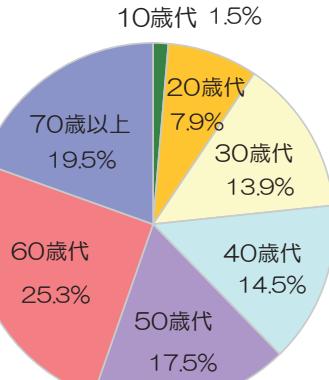
【回答者の内訳】

調査対象：2,000名
回収率 37.8%
回答者：758名

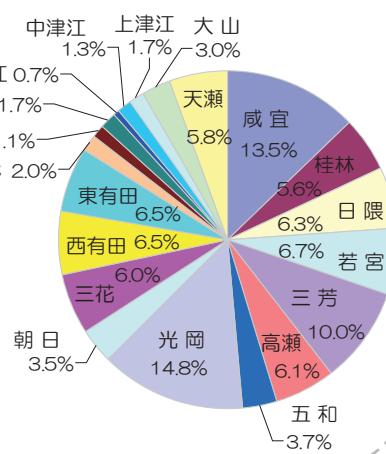
性別について



年齢層について

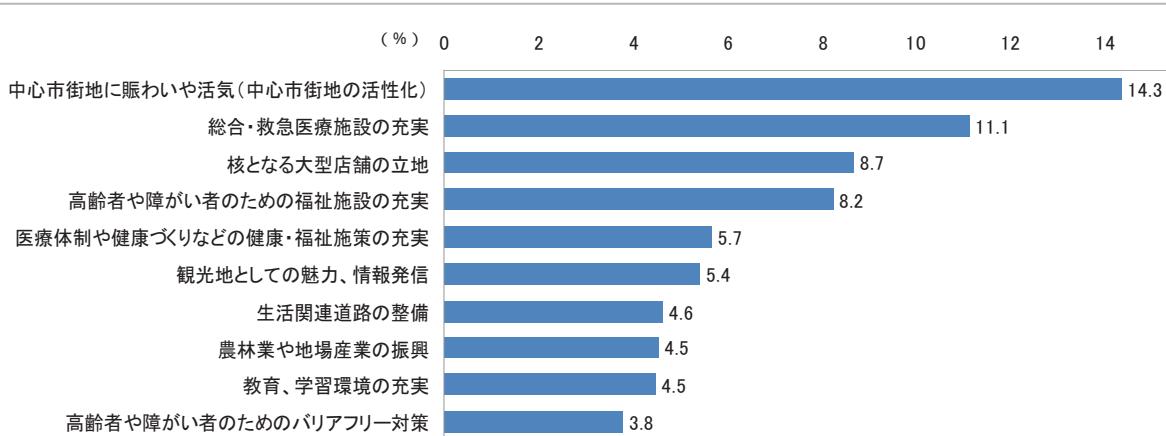


地区別集計について



市全域で最も重視すべき事項（3つまで）

NO.	項目	割合	順位
(1)	中心市街地に賑わいや活気（中心市街地の活性化）	14.3 %	①
(25)	総合・救急医療施設の充実	11.1 %	②
(17)	核となる大型店舗の立地	8.7 %	③
(24)	高齢者や障がい者のための福祉施設の充実	8.2 %	④
(26)	医療体制や健康づくりなどの健康・福祉施策の充実	5.7 %	⑤
(14)	観光地としての魅力、情報発信	5.4 %	⑥
(9)	生活関連道路の整備	4.6 %	⑦
(7)	農林業や地場産業の振興	4.5 %	⑧
(19)	教育、学習環境の充実	4.5 %	⑨
(23)	高齢者や障がい者のためのバリアフリー対策	3.8 %	⑩





4. まちづくりの基本方針

都市の将来像

『水と緑と人を育み、歴史豊かな活気ある交流都市』

市民の意向

まちの課題

基本方針

1. コンパクトなまちづくり

- 今までの“周辺地域へと拡大していく基盤整備”から、必要な機能を必要な場所に整備していく“選択と集中による効率のよいまちづくり”への転換を図ることで、中心市街地の賑わいの創出や利便性・快適性の高い都市を目指します。

2. 日田の宝を活かしたまちづくり

- 1,000m級の急峻な山林や美しい景観を誇る河川、歴史的・文化的な町並みなどの特徴的な地域空間を有していることから、豊かな自然環境や個性的な景観、温泉等の地域資源を利活用し、自信をもって次世代に受け継いでいくことができる“魅力あるまち”を目指します。

3. 自然にやさしいまちづくり

- 市町村合併により拡大した市域の多くを占める山林農地や河川等の自然環境が持つ多様な機能の保全を推進し、自然エネルギーを有効に活用することで、自然環境に配慮したまちづくりを目指します。
- 筑後川の水源地を有していることから“水が生まれ育つまち”としての責任と自然との関わりの中で育まれる“潤いとやすらぎ”が感じられるまちづくりを目指します。

4. 住み続けたくなるまちづくり

- 市民が日常生活を送っていくために必要な道路や公園、河川の計画的な改修・整備を推進することで、災害に負けないまちづくりを目指します。
- 少子高齢化社会の本格的な到来に柔軟に対応し、地域における医療・福祉機能や施設等の維持・管理により“人に優しいまち”を目指します。
- 人に優しく、災害にも強い“だれもが安心して住み続けたくなるまち”を目指します。

5. みんなで創るまちづくり

- 便利で快適な住環境のなかで充実した日常生活を送っていくためには、市民一人ひとりが、自分たちのまちを“学び・知ること”、“まちづくりの主役となって積極的に取り組むこと”が重要です。
“私たちのまちを知ること”で愛着と誇りを持ち“こんな町に住みたい！”と考え、“市民のきずな”が実感できる環境づくりに努めます。

まちづくりの基本方針に即して、土地利用・交通体系・公園緑地・都市施設・景観・防災等日田市の都市計画に関する各分野の方向性を示します。

1. 土地利用の方針

本編 P23~42

(1) 基本的な考え方

① 計画的な土地利用

- 用途の混在を回避することで“まとまりのある暮らしやすい”地域の形成
- 市街化の抑制に努める地域との区分を図ることで、計画的な土地利用を促進

② 核となる拠点の形成

- 地区に応じた機能の集積を図ることで、まちづくりの核となる拠点を形成

(2) 都市計画区域内の方針

1) 用途地域内について

① 中心市街地

- 利便性や快適性の向上と安全・安心な都市環境の構築及び広域的な中心地としての機能の向上



② 歴史文化交流地

- 歴史的・文化的資源の保存と創出、活用及び来訪者等との交流も考慮した観光地を形成

③ 住宅地

- 中心市街地等に隣接する住宅地については、店舗や事務所などの併設や立地を許容し、工業地や幹線道路沿道以外は居住環境の保護を優先した住居系用途の土地利用を誘導
- 必要最小限の基盤整備及び地区計画等の都市計画制度の活用による居住環境の向上

④ 工業地

- 工業系の用途地域に指定されている既存地区への適切な誘導と集約化の促進
- 工業地・商業地・住宅地等の適切な用途区分による土地利用の誘導

⑤ 流通業関連地

- 大型車両の通行に伴う騒音や振動等による居住環境への影響に配慮し、幹線道路沿道等の適地への誘導を促進

⑥ 沿道市街地

- 沿道型商業施設は幹線道路沿道への誘導を図り、居住環境への影響が懸念される施設は既存立地店や周辺の土地利用等に配慮しながら、適切な立地を誘導
- 商業・工業・住宅等の適正な区分を図るため、適切な用途の配置を検討

⑦ 農業生産地

- 市街地現況や幹線道路等の配置状況による土地利用条件を勘案し、保全すべき区域と都市的土地利用を図る区域の区分を検討

⑧ 山林緑地

- 市街地からの良好な自然景観は、生活に潤いとやすらぎを与えるものとして、適正な管理による維持・保全を促進し、再生可能資源等への利活用に努める

2) 用途地域外について

① 幹線道路沿道

- 沿道商業施設等の立地需要の増加に伴う長期的な計画を視野に入れた土地利用の誘導

② 集 落 地

- 中山間地や河川沿いに点在する既存集落地における無秩序な土地開発等を抑制及び周辺環境の調和による、生活の利便性向上を目指した基盤整備

③ 工 業 地

- 既存の工業施設等が立地・集積する地区の用途地域への編入による用途の混在回避
- 工業施設の立地等は工業系用途地域への適切な誘導による集約化を推進

④ 農業生産地

- 農業振興地域内では、開発行為等の抑制が原則
- 農業振興地域以外では、保全すべき区域と都市的土地区域を図る区域を区分し、優良農地等の維持・保全を推進
- 積極的な土地利用を図ることが想定される地区については、周辺環境との調和や計画的開発に留意しながら都市的土地区域について検討



⑤ 山林緑地

- 市街地を取り囲む山林緑地は、都市的土地区域の抑制による積極的な管理・保全を促進し、再生可能資源等への利活用に努める

(3) 都市計画区域外の方針

① 集 落 地

- 既存集落地において、無秩序な土地開発等を抑制し、周辺環境との調和に努め、日常生活の利便性向上を図るために、生活基盤施設の整備に努める

② 農業生産地

- 農業振興地域内の農用地については、開発行為等の抑制を原則
- 農業振興地域以外の農用地については、保全すべき区域として位置付け、優良農地等の維持・保全を推進

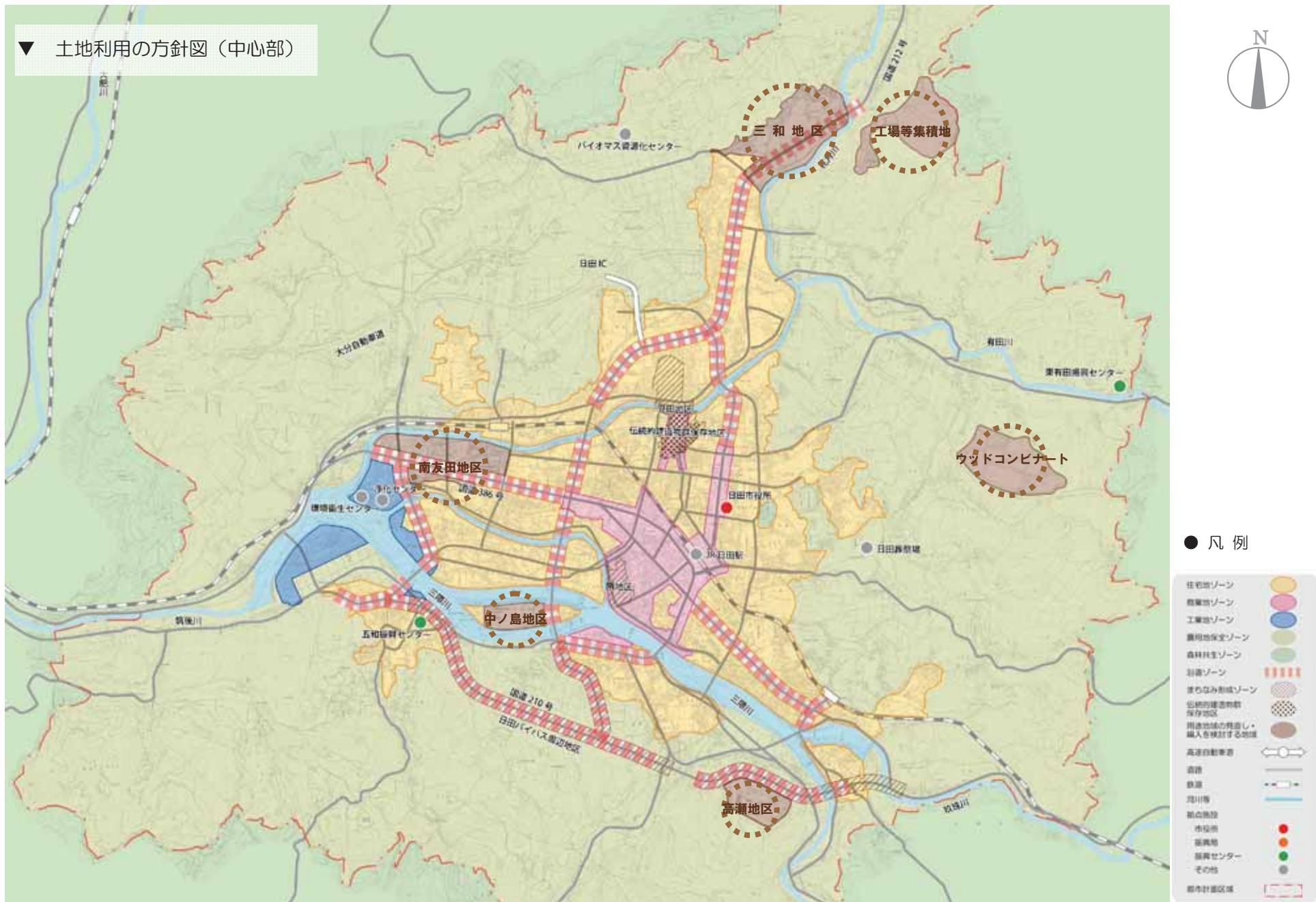
③ 山林緑地

- 市域の約8割を占める山林緑地の無秩序な乱開発や伐採を抑制し、再生可能資源等への利活用に努める

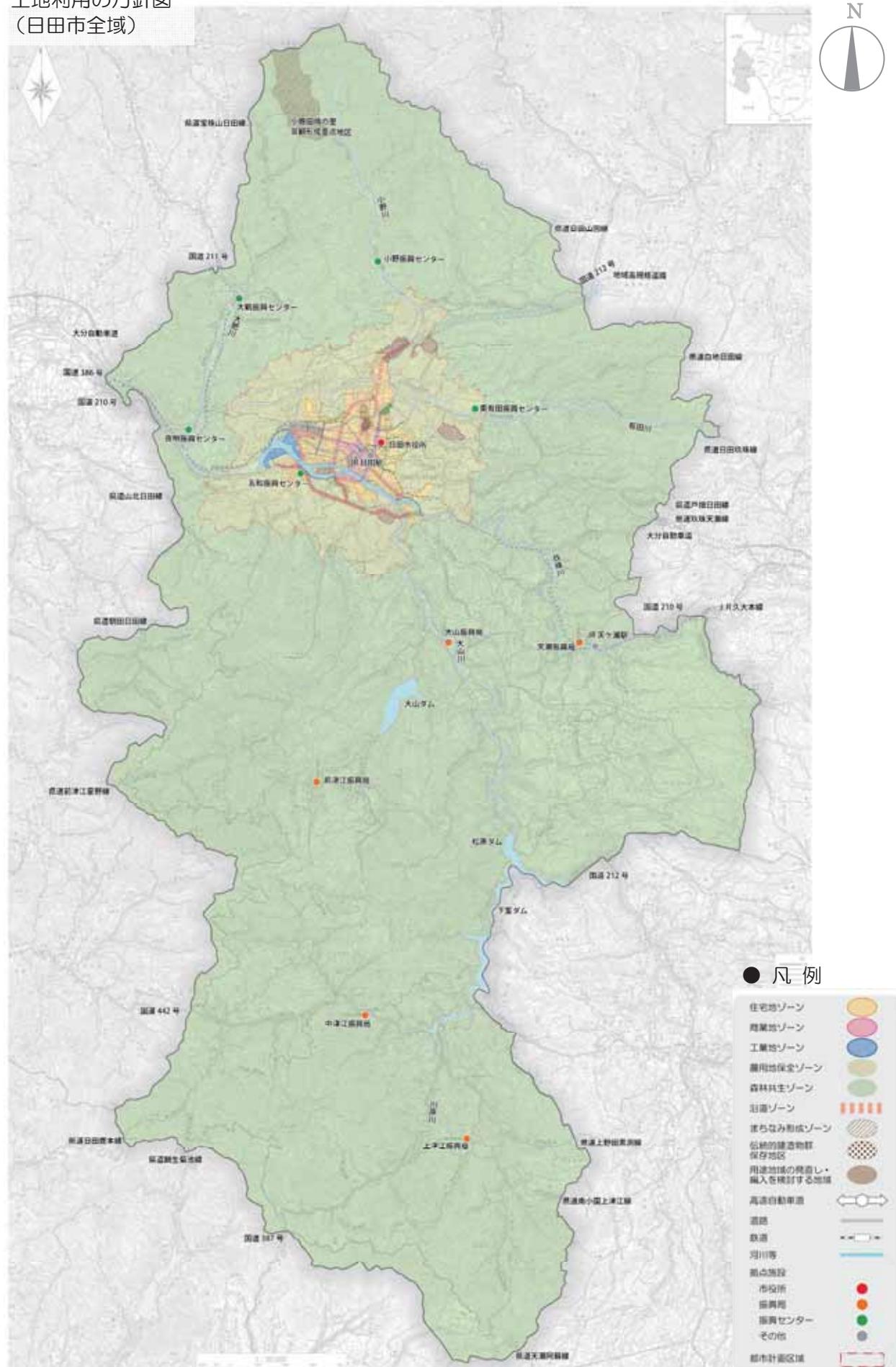


④ 歴史文化交流地

- 集客性が高い観光交流施設について、アクセス性や利便性の向上を目的とした環境整備及び点在する歴史的建造物や集落景観等の保存・活用



▼ 土地利用の方針図
(日田市全域)





2. 交通体系の方針

(1) 基本的な考え方

① 安全で快適な空間の形成

- 主要な幹線道路等の計画的な整備による効率的な道路網の形成
- バリアフリー やユニバーサルデザイン等に配慮した道路空間の形成

② 暮らしやすいまちの実現

- 日常生活に必要な道路の計画的な整備による機能向上や各種災害への対策
- 市民の安全・安心な生活の確保に向けた道路・トンネル・橋梁等の計画的な維持・管理
- 各拠点間の連携やアクセス性の向上等による暮らしやすく利便性の高いまちの実現

(2) 道路整備に関する方針

① 主要幹線道路・幹線道路等

- 地方高規格道路「中津日田道路」の建設を推進
- 周辺自治体や隣接各県との交流を促進のため、国県道・市道などの主要道路の整備
- 各拠点間の連携やアクセス性の向上及び広域的な道路ネットワークの構築

② 都市計画道路

- 広域的な幹線道路の整備に加え、市街地環境の向上に有効な補助幹線道路の整備により地域的なバランスと沿道緑化や多機能な舗装等による快適な歩行者空間の創出
- 将来の交通需要推計や社会経済状況の変化にあわせた都市計画道路網を見直しにより、広域的な幹線軸の形成に影響する路線や交通混雑改善効果が高い路線の優先的な整備

(3) 公共交通に関する方針

① 鉄道

- 重要な公共交通機関であり、交通結節点として機能の維持

② バス

- 市民の交通手段となる公共輸送機関として位置づけ
- 利便性の高いネットワークの形成や鉄道等との乗継ぎ、運行路線・回数の充実を推進
- 交通空白地域の解消や持続可能な公共交通体系の構築による公共交通サービスの充実

③ 駅前広場

- 点在する各鉄道駅の駅前広場や駅利用者のための駐車場・駐輪場等の維持・管理

(4) 安全・安心に関する方針

① 駐車場・駐輪場

- 観光地の形成地区は、駐車場の効率的配置やゆとりある駐車スペースの確保に努める
- 周辺市街地や土地利用現況を勘案した駐車スペースの整備

② 歩行者自転車道

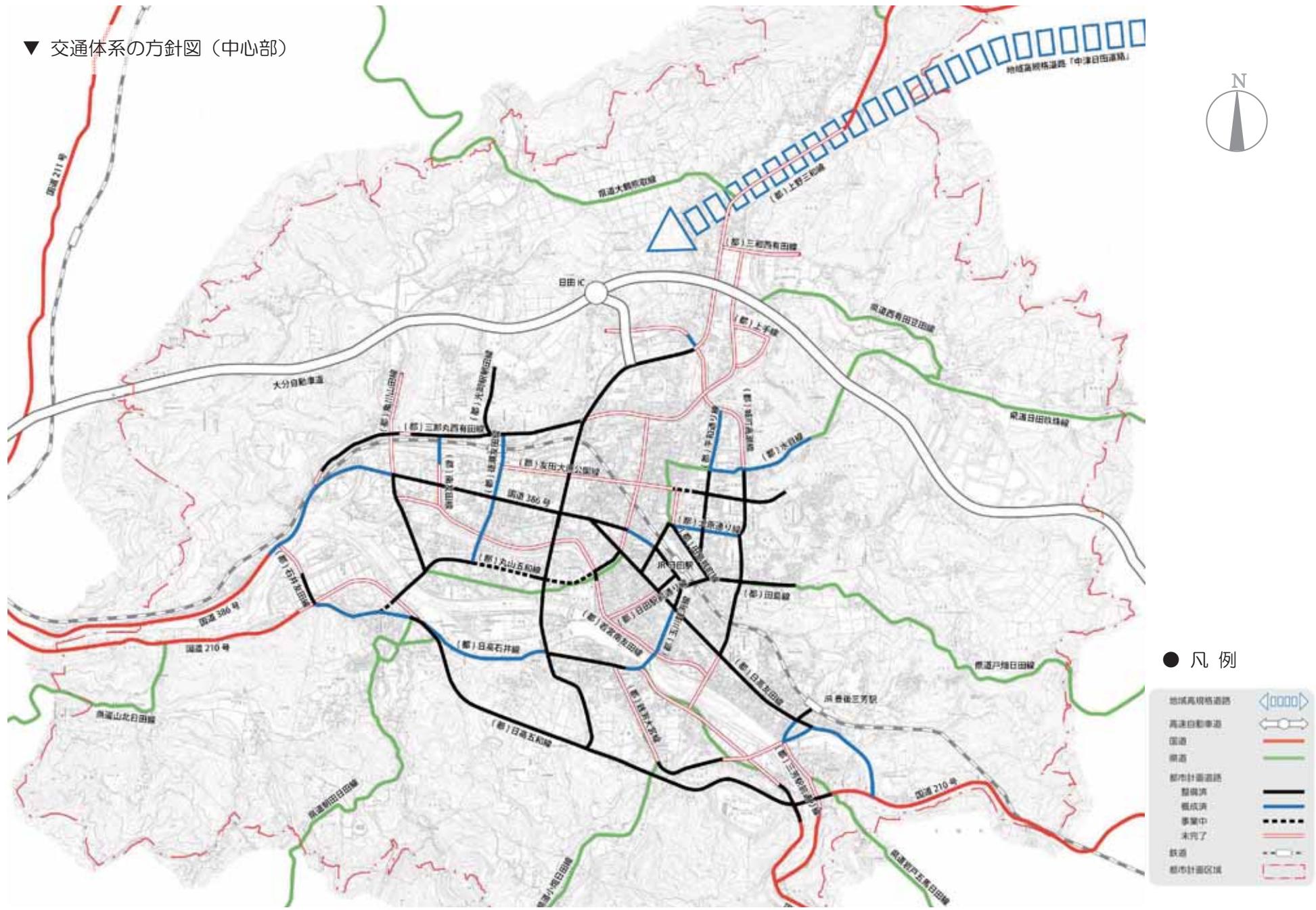
- 河川・公園緑地・観光地等を結ぶ歩行者自転車ネットワークの形成に努める
- 河川堤防、幹線道路の歩道等の改修による歩行空間の創出等を推進
- バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間整備を推進

③ 密集市街地

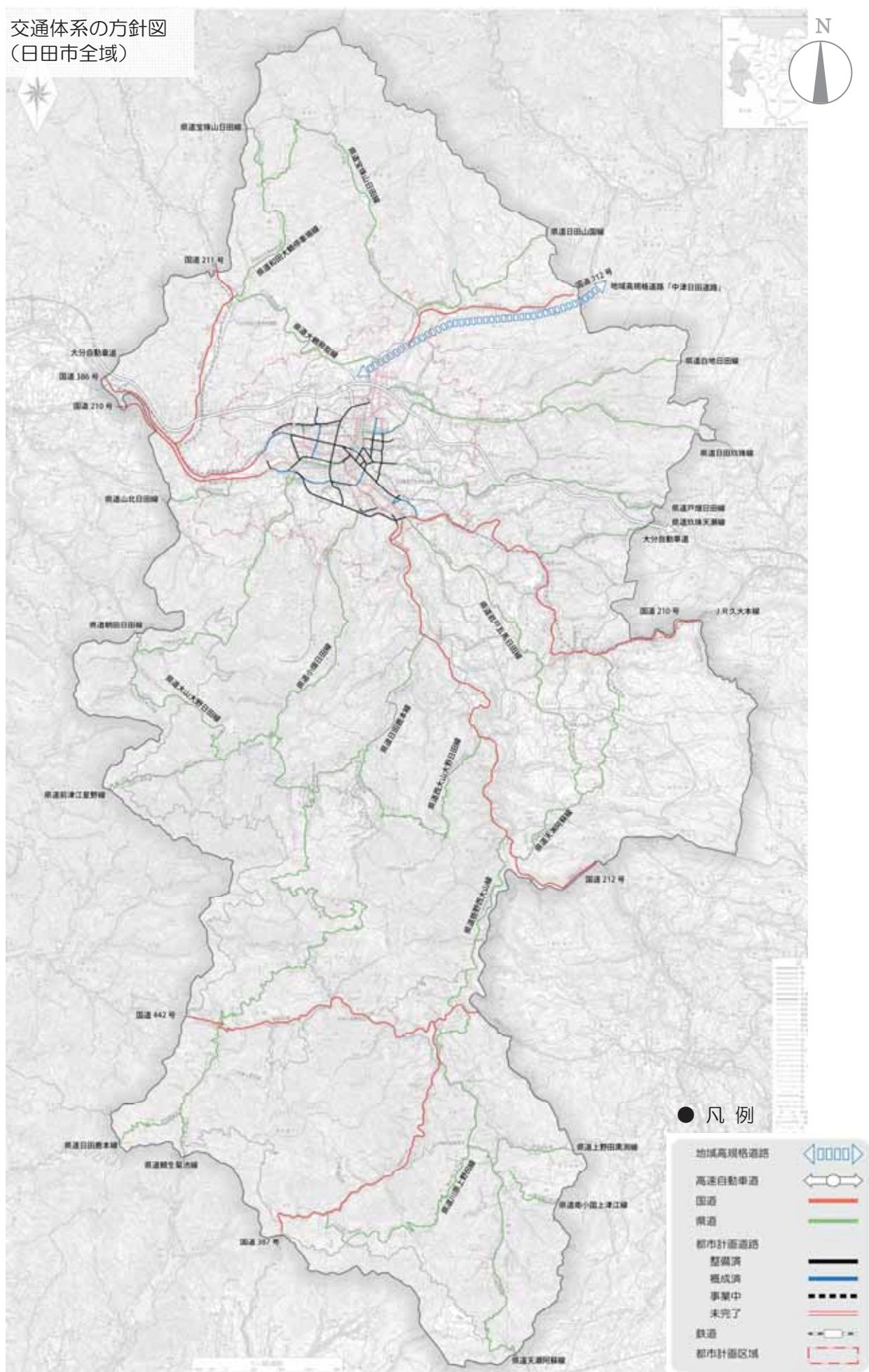
- 木造密集市街地における防災機能の整備及び都市計画道路等の整備

▼ 交通体系の方針図（中心部）

- 16 -



▼ 交通体系の方針図
(日田市全域)





3. 公園緑地の方針

(1) 基本的な考え方

① 自然環境の保全

- 山林と河川等の自然的環境の効果的な管理・保全と有効な活用

② 公園の計画的な整備

- 市域における公園は、多目的な活用方法も含めて総合的な整備の方向性について検討

(2) 自然環境に関する方針

① 山林緑地

- 用途地域内における山林や樹林地は、都市公園や都市緑地等として保全
- 市街地近くの斜面緑地や住宅地周辺の山林緑地等の積極的な保全
- その他の山林は、基本的に開発を抑制し、公園または緑地として保全・整備を推進
- 多様な機能をもつ森林は、関連計画との整合を図りながら、適正に保全

② 河 川

- 『水郷ひた』に象徴される河川の水質や生態系の保全及び河川機能を阻害しない範囲で防災面に配慮しながら、親水空間として活用



③ 農業生産地

- 農用地は、原則として土地開発を抑制し、保全を推進
- 都市的土地利用への転換を図る際には、保水機能の確保や一定規模の保全を誘導

(3) 都市公園に関する方針

① 都市計画公園の適正配置

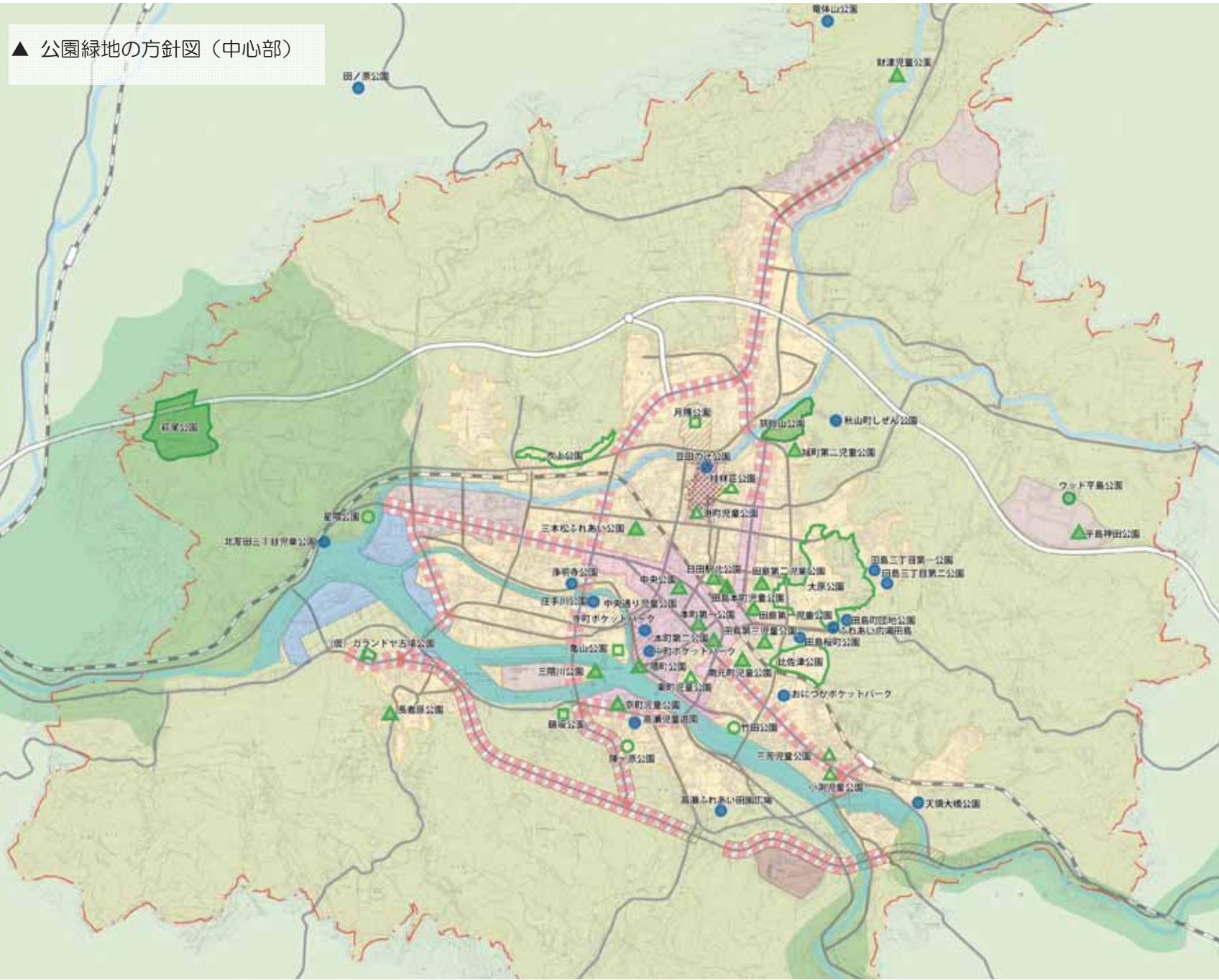
- 住区基幹公園は、地域人口の規模や誘致距離等を考慮し、適正な配置を検討
- 都市基幹公園は、まち全体の自然的・社会的条件を勘案した上で、配置・整備

② 公園・緑地のネットワーク化

- 歩行者自転車ネットワークとの連携を図りながら、公園緑地ネットワーク化を推進
- 広域的な利用が見込まれる都市基幹公園は、連絡道路の整備やサイン整備等を推進

③ 公園・緑地の整備

- 配置バランスや地域のニーズ、土地利用状況等踏まえた計画・整備の見直しを検討
- 住区基幹公園の整備は、斜面緑地や史跡等も含めた適切な維持・管理
- 借地公園制度や地区計画等の活用により、市街地との一体的な整備
- 用途地域外では、効率的な公園整備や山林等を活用した自然公園の整備等、多様な形態による公園の確保に努める
- 避難場所や防災拠点・火災延焼の遮断・被災時の仮設住宅の設置等、災害発生時に必要な機能を確保するため、公園のほかオープンスペース等の整備を推進



● 凡例

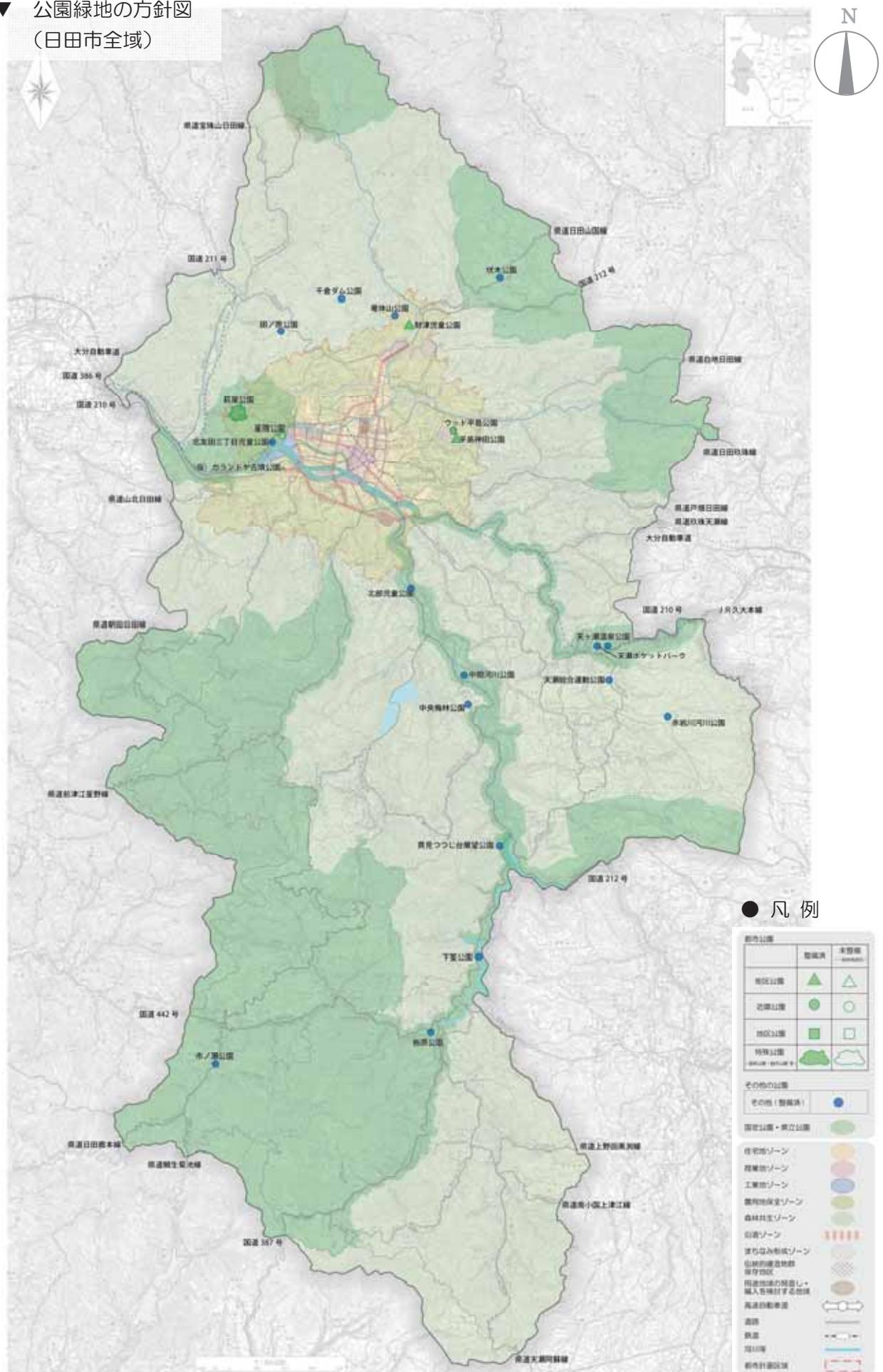
都市公園	整備済	未整備
市民公園	▲	△
児童公園	●	○
地区公園	■	□
特殊公園	▲	○

その他公園	●
その他・整備済	○

園道公園・駅前公園	●
住宅街ゾーン	●
商業街ゾーン	●
工業街ゾーン	●
農用地保全ゾーン	●
森林共生ゾーン	●
川遊びゾーン	●
まちなみ形成ゾーン	●
伝統的建造物群保存地区	●
河港沿岸の利活用し、観光を目的とする施設	●
周辺自動車道	●
道路	●
鉄道	●
川等	●
都市計画区域	●



▼ 公園緑地の方針図
(日田市全域)





4. 都市施設の方針

(1) 基本的な考え方

① 適切な維持・管理

- 上下水道は、基幹的な都市施設として計画的な整備
- 『水郷ひた』を象徴する河川の治水機能の向上と適正な維持・管理による保全

② 利用者を考慮した整備

- 公営住宅や情報通信基盤、社会福祉施設等の計画的な整備及び適切な維持・管理



(2) 上下水道に関する方針

① 水道

- 水道水の安定供給のため、水源施設や水道供給施設の計画的な整備及び維持・管理
- 水道未普及地域は、補助制度を活用した給水施設の整備を推進

② 下水道

- 生活排水処理基本構想に基づく整備の推進及び雨水幹線等の計画的な整備
- 既存施設等の老朽化に伴う効率的・計画的な維持・管理と長寿命化対策を推進
- 下水道施設の無い地域における合併処理浄化槽の整備・普及を推進

(3) 河川等に関する方針

- 市域を縦横断している河川の計画的な改修や維持・管理を踏まえた環境整備を推進
- 河川空間の有効活用による地域内外の人々との交流や防災面での機能向上
- 国直轄河川及び県管理河川は、各種計画に即した事業の促進を働きかけ、市管理河川又は準用河川は、計画的な維持・管理に努める
- 水環境に対する愛護意識等の啓発を行い、市民一人ひとりが取り組める活動を推進

(4) 公営住宅等に関する方針

- 居住環境の整備と計画的な建て替え等による適切な維持・管理や既存ストックの活用

(5) ごみ・し尿処理施設等に関する方針

- 各種処理施設の適切な維持・管理と計画的な更新

(6) 情報通信基盤に関する方針

- テレビ放送難視聴地域の解消及びケーブルテレビ網の適切な維持・管理と計画的な更新
- 携帯電話等のサービス不感地域の解消のため、アンテナ設置事業者等との連携を推進

(7) 社会福祉施設等に関する方針

- 核家族化や少子高齢化等の社会構成の変化を考慮した計画的な維持・管理
- 既存施設等の老朽化対策、利便性の向上や利用者ニーズに配慮した継続的な維持・管理



5. 景観の方針

(1) 基本的な考え方

① 景観まちづくり

- 河川や山林緑地等の自然景観、古い町並みや史跡・名勝等の歴史的・文化的な景観等、地域特性に応じた景観の形成

② 周辺景観との調和

- 沿道景観や周辺地区の景観特性を考慮し、背景となる山なみ景観の阻害とならないよう、周辺との調和に配慮した景観の形成

(2) 市街地景観に関する方針

① 景観形成重点地区

- 古い町並みが残る豆田地区や隈地区、窯業や農業等の生業が継承されている小鹿田焼の里地区、幹線道路の沿道景観の保全を目的とした日田バイパス周辺地区を景観形成重点地区に指定



② 市街地景観

- 印象的な景観を有している日田三丘の適切な維持・管理と景観の保全
- 道路の整備・改良時には、舗装の高機能化や植栽による緑化等による良好な景観を形成
- 大規模建築物等は、背景となる山なみ景観等を阻害しない景観の形成・修景を推進



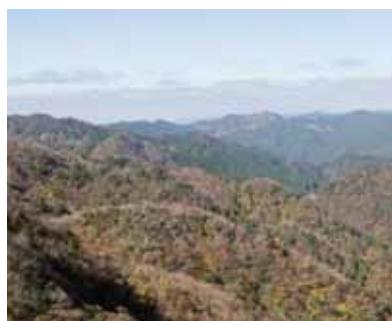
③ 幹線道路等の沿道景観

- 屋外広告物や大規模建築物等の適切な景観誘導による良好な沿道景観の創出

(3) 自然景観に関する方針

① 河川景観

- 河川と沿岸地域の一体感のある空間づくりを推進
- 『水郷ひた』にふさわしい良好な河川水路景観の形成



② 山林緑地景観

- 山林緑地の間伐等の適切な維持・管理による良好な山なみ景観の維持・保全及び市街地周辺の農用地や山林緑地の都市的土地利用への転換は、周辺の景観との調和を誘導



6. 防災の方針

(1) 基本的な考え方

① 災害に強いまちづくり

- 災害発生時の被害を最小限に抑制するための取り組みや『日田市地域防災計画』との連携と市民防災意識を高める自主的な活動を推進

(2) 各種災害に対する方針

① 治水対策

- これまでに経験したことのない大雨等により、突発的な災害に対処していくため、国や県の整備計画等に即した河川改修や既存施設の計画的な維持・管理を推進するとともに雨水幹線等の計画的な整備による治水対策

② 緊急輸送路・避難路

- 都市計画道路や主要な道路・トンネル・橋梁の整備等による災害発生時の避難路の確保
- 災害発生時の緊急輸送路として位置づけられた道路の沿道建築物の耐震調査を推進
- 山間集落等は、避難路の遮断等による孤立を防ぐための施設整備を推進

③ 避難場所・防災拠点

- 都市計画公園や公共施設、学校等のオープンスペースを活用した避難場所及び災害救助活動の空間整備
- 避難場所として指定された施設の耐震化等、避難場所としての機能強化

④ ライフライン

- 災害時に対応した上下水道施設の計画的な更新や適切な維持・管理による防災機能の向上
- 電気やその他のライフラインは、関係機関と調整し、安全性を確保

⑤ 延焼遮断帯の活用

- 幹線道路や公園等の都市施設を整備については、延焼遮断機能を考慮した整備

⑥ 密集市街地等の防災対策

- 古い木造住宅が建ち並ぶ地域等の、個々の家屋の防災性能の向上及び防火水槽又は植栽による町の防火単位の形成、自主防災組織による活動の活性化

⑦ 災害危険箇所の防災対策

- 災害の発生が懸念される区域は、災害危険の解消に向けた基盤整備を推進

⑧ 空き家等の対策

- 管理が不十分な空き家等に対する安全性や防犯に関する課題の解消

(3) 防災対策等に関する方針

① 災害に対する知識の普及

- 市民への周知を図るための広報活動等により、災害に対する知識の普及

② 情報・通信連絡体制の確立

- 災害対策本部等の連絡システムの確立、通信技術の発達・普及状況に応じた連絡体制の検討

③ 調査研究のための情報収集

- 都市防災に関する調査研究について情報収集を行い、必要に応じて施策への反映



7. その他の方針

(1) 基本的な考え方

① 活性化に向けた支援策

- 市民生活や産業等の活性化に向けた各種支援策を推進

(2) 支援策等に関する方針

① 農林業の活性化支援

- 農林業の活性化を支援するための施策を推進

② 地域コミュニティの活性化支援

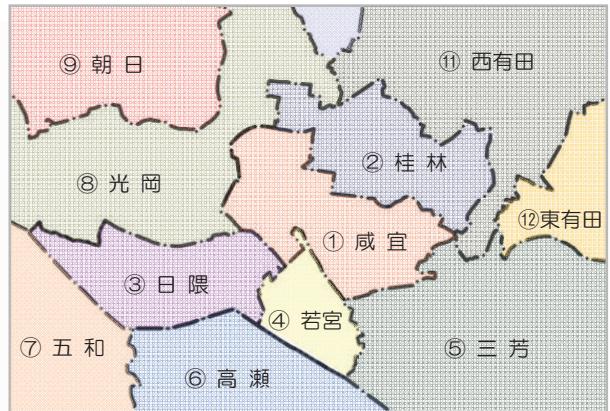
- 地域コミュニティの活性化に向けた支援策を推進



第4章 地区別構想

地区別構想は日常生活における一定のまとまりの意識を考慮した地区割り設定とするため、以下の20地区に区分します。

本編 P43~164



- | | |
|---|-------|
| ① | 咸宜地区 |
| ② | 桂林地区 |
| ③ | 日隈地区 |
| ④ | 若宮地区 |
| ⑤ | 三芳地区 |
| ⑥ | 高瀬地区 |
| ⑦ | 五和地区 |
| ⑧ | 光岡地区 |
| ⑨ | 朝日地区 |
| ⑩ | 三花地区 |
| ⑪ | 西有田地区 |
| ⑫ | 東有田地区 |
| ⑬ | 小野地区 |
| ⑭ | 大鶴地区 |
| ⑮ | 夜明地区 |
| ⑯ | 前津江地区 |
| ⑰ | 中津江地区 |
| ⑱ | 上津江地区 |
| ⑲ | 大山地区 |
| ⑳ | 天瀬地区 |

▲ 20地区の区分図

① 咸 宜 地 区

咸宜地区の現況・課題図



【土地利用】

- 地区全域が都市計画区域内であり、住居系・商業系の用途地域が配置されているが、農用地も点在
- 中心市街地となる商店街にまとまった空き地や空き店舗が点在
- 地区東部の一部と地区西部に低層住宅地や広がっているため、高度地区を3地区指定
- 古い町並みが残る地区や官公庁機能が集積した地区等、多様な土地利用が図られている

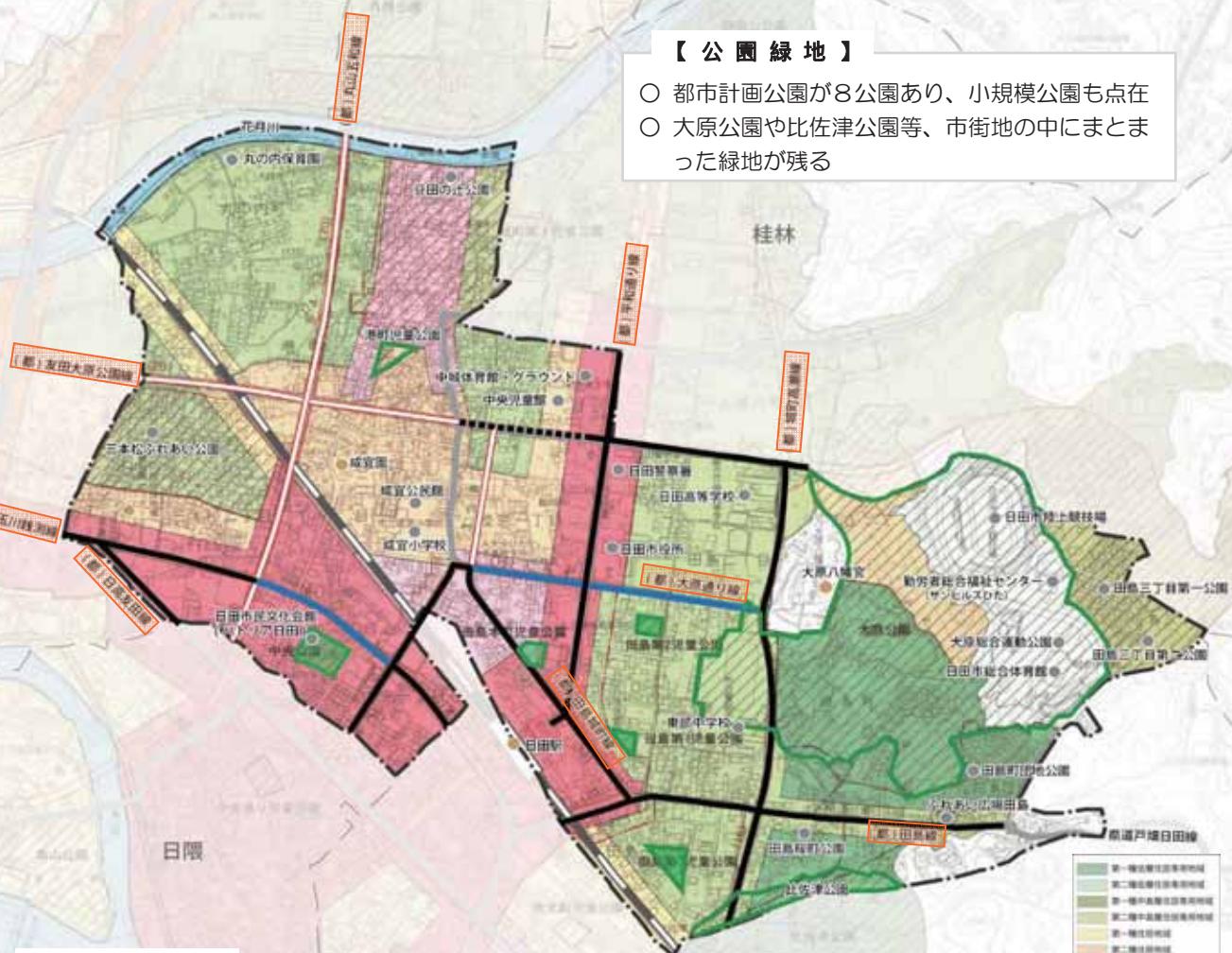
【交通体系】

- 主要な幹線道路として、国道1路線と県道2路線が配置
- 都市計画道路が9路線あり、整備が完了していない区間や路線あり
- 低層住宅が密集している地区に狭隘な道路あり
- 観光拠点となる豆田地区や中心市街地は交通量が多く、駐車場も不足

西有田

【公園緑地】

- 都市計画公園が8公園あり、小規模公園も点在
- 大原公園や比佐津公園等、市街地の中にまとまつた緑地が残る



【都市施設】

- 上水道や簡易水道が整備されている
- 地区全域に公共下水道が整備されている
- 公民館・警察署・文化会館等、多様な公共施設が立地
- 花月川や城内川等の増水により、地区内の水路等が氾濫

【景観】

- 豆田地区の古い町並みを活かす取り組みにより「伝建地区」や「景観形成重点地区」に指定
- 草野本家や咸宜園等の景観資源が多く点在している
- 月限公園や比佐津公園等は、市街地から眺望できる貴重な自然景観を有している

【防災】

- 豪雨に伴う河川や水路等の増水による浸水被害が懸念
- 古い木造住宅が密集する地区では、狭隘道路や火災・地震等の災害に伴う被害が懸念
- 災害発生時の連絡体制や避難行動の再確認

咸宜地区の方針図



【土地利用】

- 土地の利用動向や道路整備等による土地利用の変化に対する誘導を促進
- 中心市街地の空き地や空き店舗の利活用を促進するため高度な土地利用を推進
- 都市計画道路整備後の沿道や周辺地域の居住環境の維持
- 古い町並みが残る地区的保全及び町並みの連続性の維持を推進
- 点在する農用地の無秩序な土地開発の抑制による周辺居住環境の向上

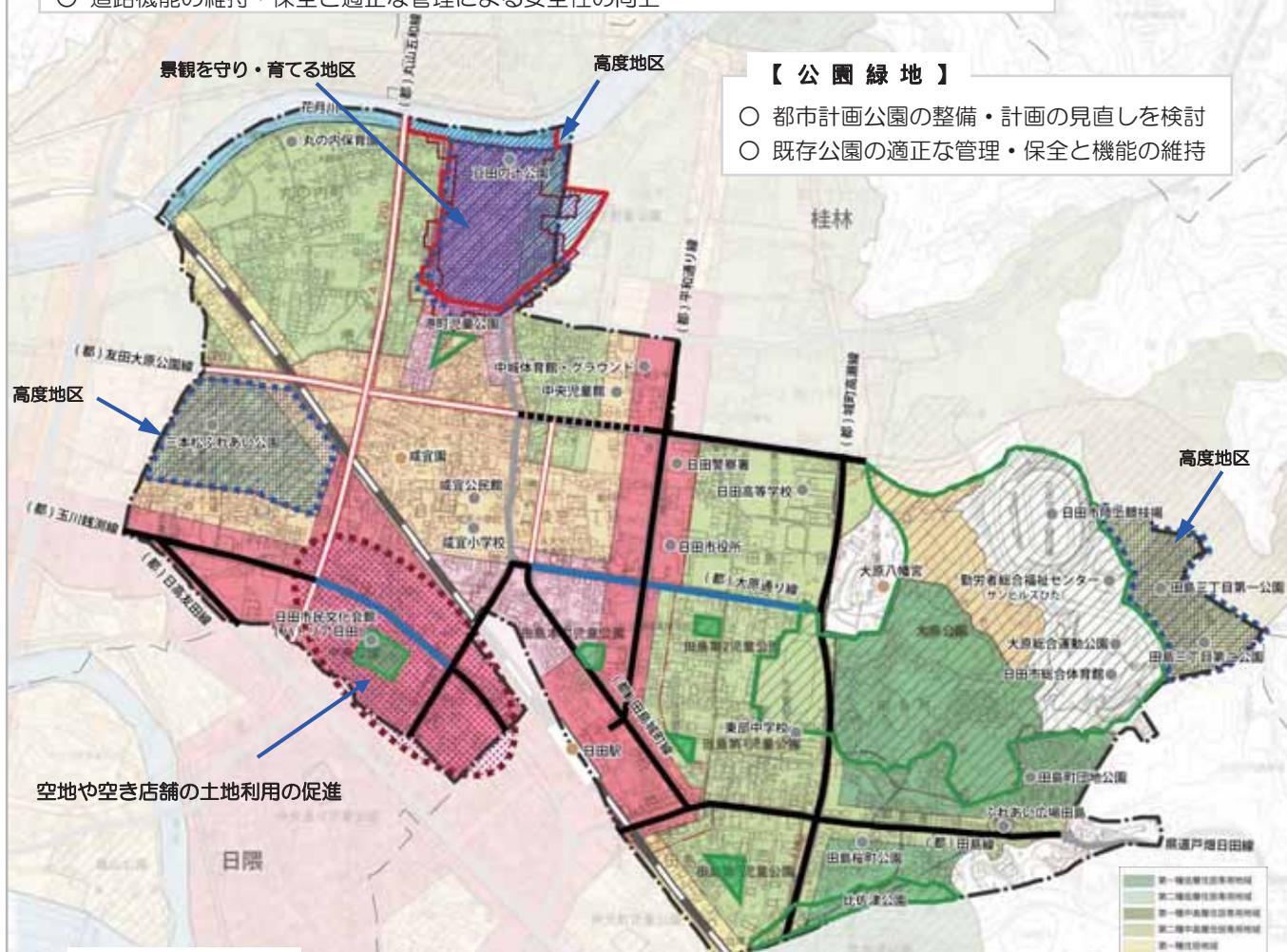
西有田

【交通体系】

- 都市計画道路は地域の実情や必要性も踏まえて計画の見直しを検討
- 豆田地区における通過交通及び中心市街地や豆田地区の駐車場の拡充等の交通対策を推進
- 道路機能の維持・保全と適正な管理による安全性の向上

【公園緑地】

- 都市計画公園の整備・計画の見直しを検討
- 既存公園の適正な管理・保全と機能の維持



【都市施設】

- 上水道等の水道供給施設の適切な維持管理と更新及び一部整備を推進
- 下水道施設の適切な維持・管理と計画的な更新
- 公共施設の機能の維持と管理
- 沔濫する恐れのある河川や水路等の計画的な改修を推進

【防災】

- 花月川や城内川等の増水・氾濫・災害危険区域に関する情報収集や災害防止対策に努める
- 木造住宅が密集する地区における狭隘な道路の改善や耐震改修や防火設備等の設置に努める
- 災害発生時の避難経路の確保や二次災害の回避、連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認



【景観】

- 豆田地区の古い町並みの保全を支援し、良好な景観形成誘導及び景観資源の有効な活用を促進
- 特徴的な自然景観の保全及び活用のため、周辺や背景となる景観の誘導

② 桂林地区

桂林地区の現況・課題図

【土地利用】

- 地区全域が都市計画区域内であるが、住居系、商業系の用途地域が配置されており、農用地も点在
- 地区東部や地区西部に低層住宅地が広がっているため、高度地区を2地域に指定
- 古い町並みが残る地区や大規模な住宅地、公営団地等の多様な土地利用が図られている



【交通体系】

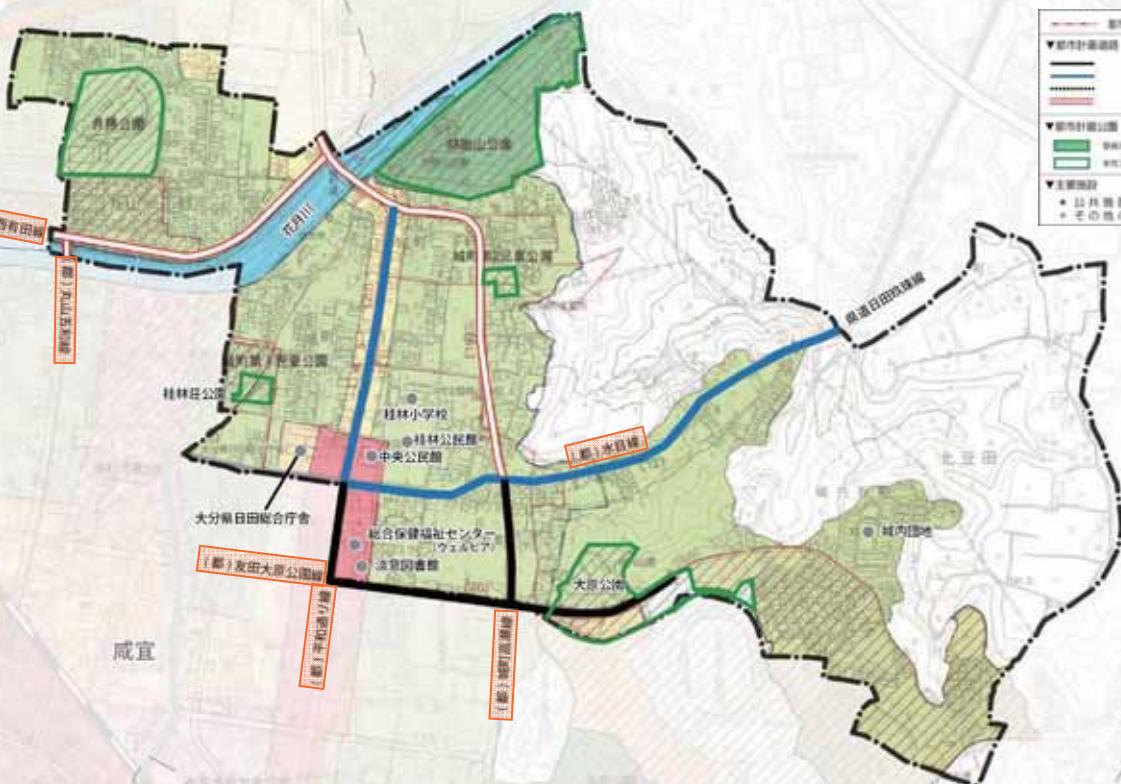
- 主要な幹線道路として、県道1路線が配置
- 都市計画道路が6路線あり、整備が完了していない区間や路線あり

【公園緑地】

- 都市計画公園が5公園あり、大原公園や慈眼山公園等は市街地の中にまとまった緑地が残る貴重な自然資源

有田

光岡



【都市施設】

- 上水道が整備されているが、一部未整備区域あり
- 地区全域に公共下水道が整備されている
- 公民館・図書館・小学校等の多様な公共施設が立地
- 花月川や城内川等の増水により護岸等が損傷

【景観】

- 丸山地区の古い町並みを活かす取り組みにより「景観形成重点地区」に指定
- 月隈公園や慈眼山公園等は市街地から眺望できる貴重な自然景観を有している

【防災】

- 豪雨に伴う河川や水路等の増水による浸水被害が懸念
- 木造住宅が密集する地区では、狭隘な道路や火災・地震等の災害に伴う被害が懸念
- 災害発生時の連絡体制や避難行動の再確認

桂林地区の方針図

【土地利用】

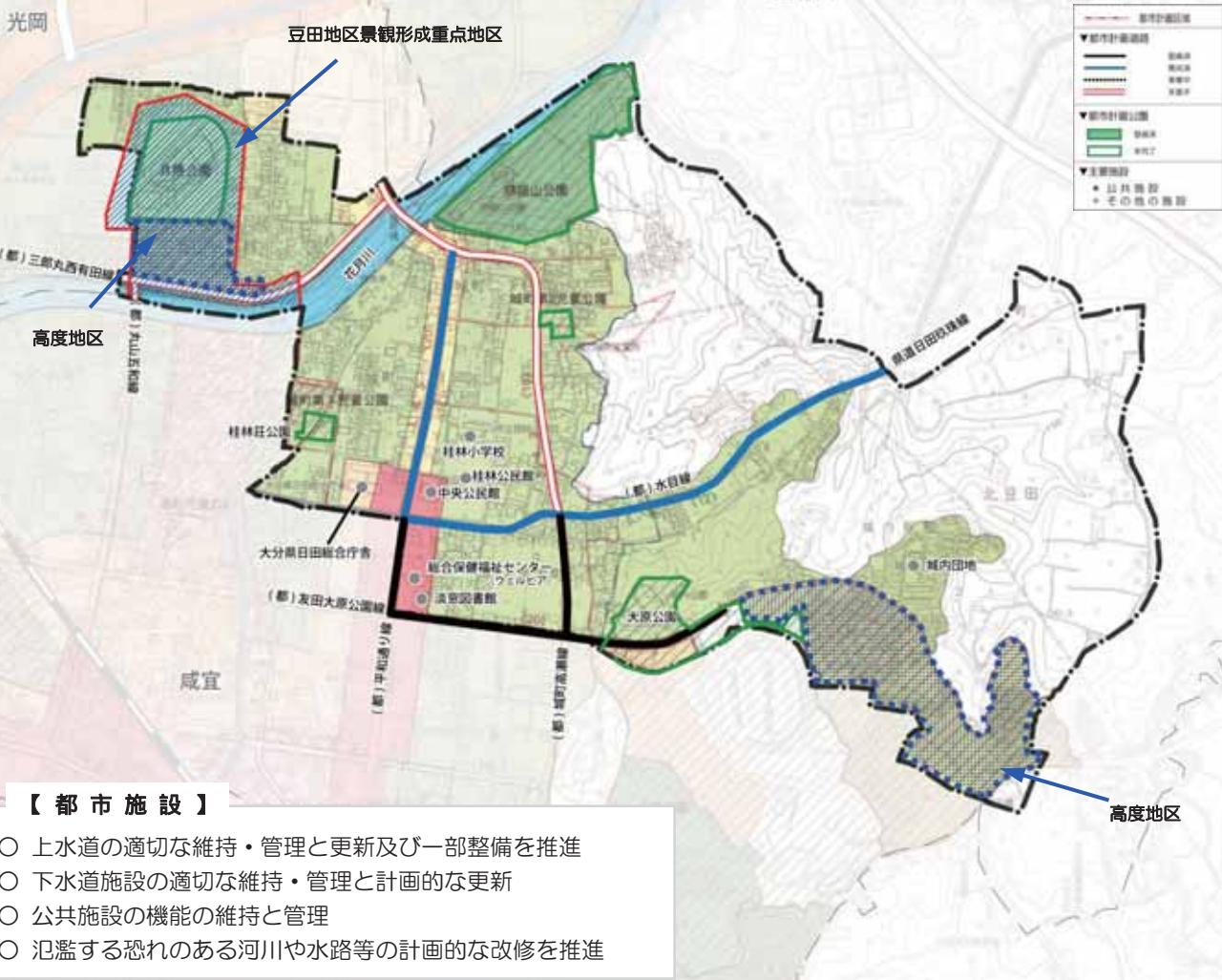
- 土地の利用動向や道路整備等による土地利用の変化に対する誘導を促進
- 都市計画道路整備後の沿道や周辺地域の居住環境の維持
- 古い町並みが残る地区の保全及び町並みの連續性を推進
- 点在する農用地の無秩序な土地開発の抑制による周辺居住環境の向上

【交通体系】

- 都市計画道路は地域の実情や必要性も踏まえて計画の見直しを検討
- 道路機能の維持・保全と適正な管理による安全性の向上

【公園緑地】

- 都市計画公園の整備・計画の見直しを検討
- 既存公園の適正な管理・保全と機能の維持



【都市施設】

- 上水道の適切な維持・管理と更新及び一部整備を推進
- 下水道施設の適切な維持・管理と計画的な更新
- 公共施設の機能の維持と管理
- 汚濁する恐れのある河川や水路等の計画的な改修を推進

【防災】

- 花月川や城内川等の増水・氾濫・災害危険区域に関する情報収集や災害防止対策に努める
- 木造住宅が密集する地区における狭隘な道路の改善や耐震改修や防火設備等の設置に努める
- 災害発生時の避難経路の確保や二次災害の回避、連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認

【景観】

- 丸山地区の古い町並みの保全を支援し、良好な景観形成誘導及び景観資源の有効な活用を促進
- 特徴的な自然景観の適正な維持・管理と保全

③ 日隈地区

日隈地区の現況・課題図

【土地利用】

- 地区全域が都市計画区域内であり、用途地域が指定
- 地区内に住居系、商業系、工業系の用途地域が機能別に指定されており、農用地も点在
- 庄手地区を横断する予定の都市計画道路丸山五和線周辺は低層住宅が広がる
- 中ノ島地区には住宅地や多様な施設が立地しているが、広い範囲の未利用地あり

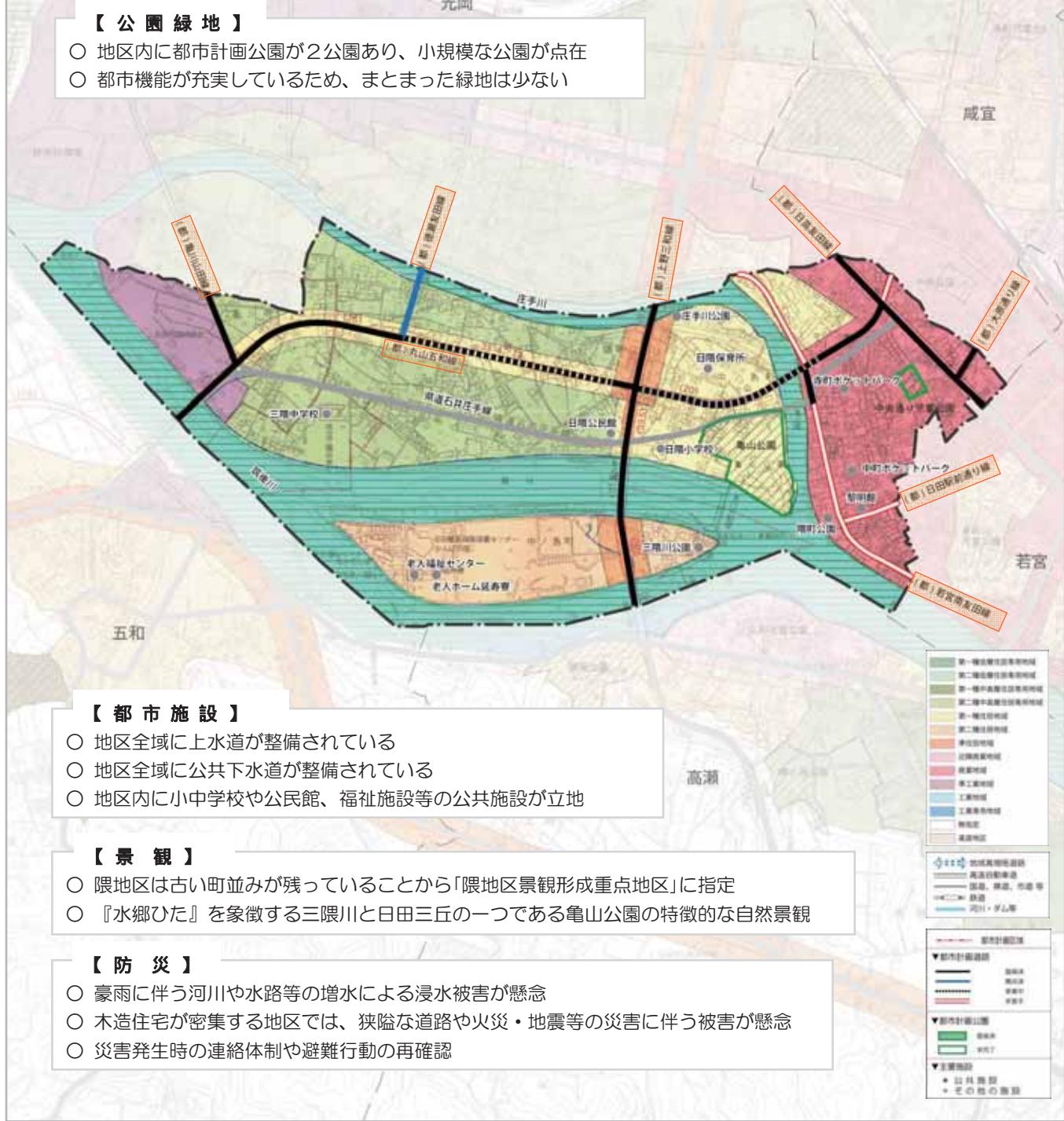


【交通体系】

- 主要な幹線道路として、国道2路線と県道1路線が配置
- 都市計画道路が8路線あり、整備が完了していない区間や路線あり

【公園緑地】

- 地区内に都市計画公園が2公園あり、小規模な公園が点在
- 都市機能が充実しているため、まとまった緑地は少ない



日隈地区の方針図

【土地利用】

- 土地の利用動向や道路整備等による土地利用の変化に対する用途の見直しを検討
- 古い町並みが残る地区的保全及び町並みの連続性の維持を推進
- 都市計画道路開通後の沿道や周辺地域の居住環境の向上
- 中ノ島地区の未利用地は、有益な利活用を促進するため高度な土地利用を推進

【交通体系】

- 都市計画道路丸山五和線の整備による幹線道路との連携及び地域の利便性向上
- 都市計画道路は地域の実情や必要性等も踏まえて計画の見直しを検討

【公園緑地】

- 都市計画公園の整備・計画の見直しを検討
- 既存公園の適正な管理・保全と機能の維持

【都市施設】

- 上水道の適切な維持・管理及び計画的な更新
- 下水道施設の適切な維持・管理と計画的な更新
- 公共施設の機能維持と管理

【景観】

- 品地区の古い町並み保全を支援し、重点地区における景観形成誘導及び有効な活用を促進
- 亀山公園と三隈川が一体となった象徴的な自然景観保全及び活用のため、周辺や背景の景観誘導

【防災】

- 三隈川等の増水や氾濫・災害危険区域に関する情報収集や災害防止対策に努める
- 木造住宅が密集する地区における狭隘な道路の改善や耐震改修や防火設備等の設置に努める
- 災害発生時の避難経路の確保や二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認

④ 若宮地区

若宮地区の現況・課題図

【土地利用】

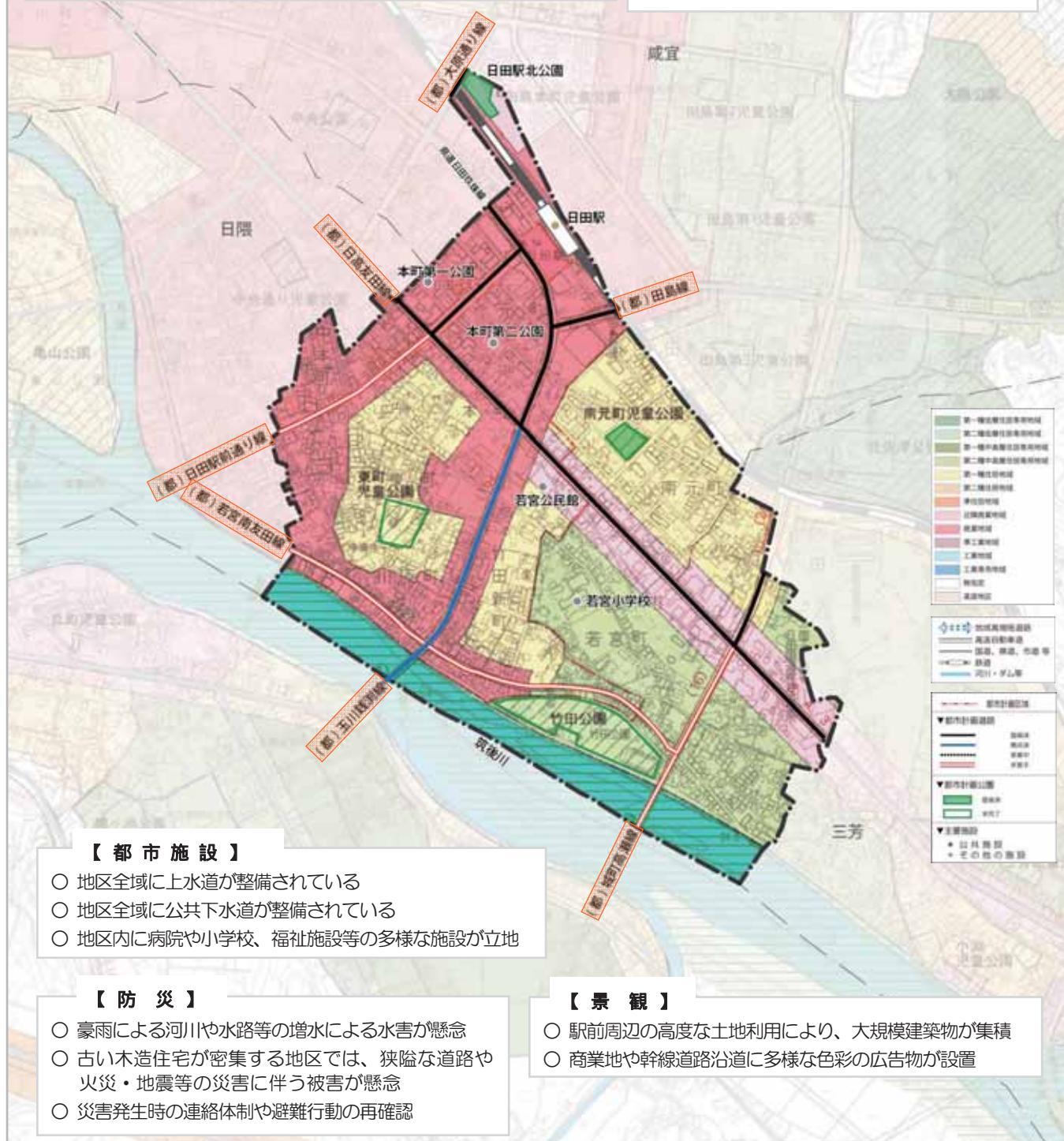
- 駅前周辺地区内にまとまった空き地や空き店舗が点在
- 東町地区は商業地域に囲まれた木造住宅が密集した地域
- 駅前地区は土地区画整理事業の実施により、商業機能と居住機能を効率的に区分
- 国道386号から三隈川にかけて、まとまった空き地や中低層の住宅が集積

【交通体系】

- 主要な幹線道路として、国道2路線と県道2路線が配置
- 都市計画道路が7路線あり、整備が完了していない区間や路線あり
- 木造住宅密集地の中を狭隘な生活道路が通過

【公園緑地】

- 地区内に都市計画公園が4ヶ所あり、平均整備率は約8割でバランスよく配置
- 都市機能が充実しているため緑地が少ない



若宮地区の方針図

【土地利用】

- 地区に点在する空き地等の有効な土地利用の促進による地域の活性化
- 木造住宅密集地における災害・事故防止に向けた基盤整備等の推進
- 効率的に区分された商業機能と居住機能の維持による居住環境の向上

【交通体系】

- 都市計画道路は、地域の実情や必要性も考慮した計画等の見直し
- 幹線道路等の機能維持・保全と整備による利便性・安全性の向上

【公園緑地】

- 未整備の都市計画公園は、整備・計画の見直しを検討
- 既存公園の適正な管理・保全と機能の維持

木造住宅の密集地における防災

河川や水路等の計画的な改修と治水環境整備

都市計画公園の計画的な整備

木造住宅の密集地における防災

空地や空き店舗の土地利用の促進

大規模建築物等の景観誘導

【都市施設】

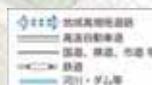
- 上水道の適切な維持・管理及び計画的な更新
- 下水道施設の適切な維持・管理と計画的な更新
- 沼澤する恐れのある河川や小水路の計画的な改修を推進

【景観】

- 周辺景観に影響を与える大規模建築物等の立地誘導
- 幹線道路や河川沿いの建築物・広告物等に対する景観誘導

【防災】

- 三隈川等の氾濫等に対する治水環境整備の促進や災害危険区域、災害発生時の対応について周知
- 木造住宅が密集する地区における狭隘な道路の改善や耐震改修や防火設備等の設置に努める
- 災害発生時の避難経路の確保や二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認



⑤ 三芳地区

三芳地区の現況・課題図

【土地利用】

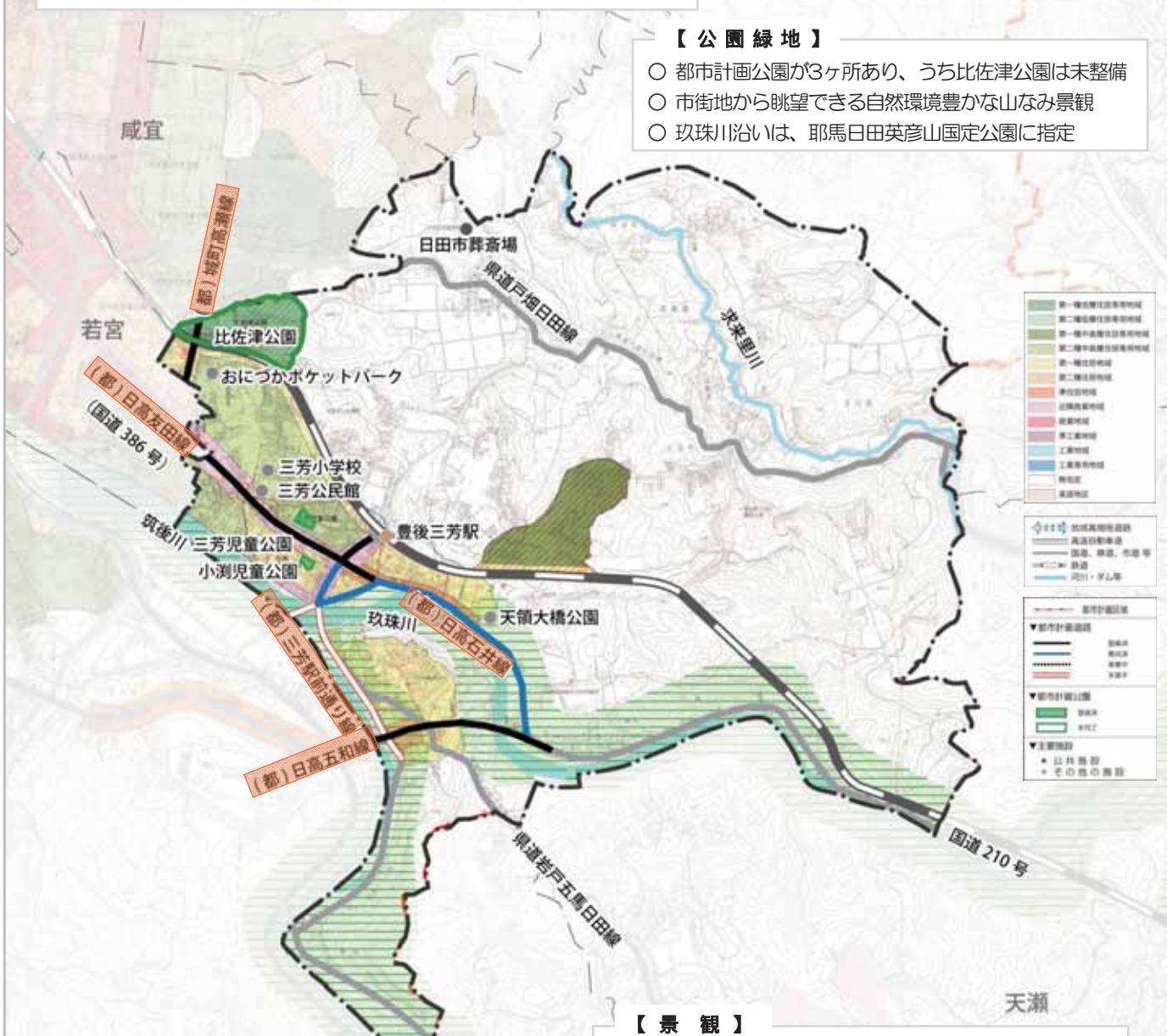
- 用途無指定地域内の無秩序な土地開発や無計画な森林伐採等による土地利用が懸念
- 居住環境保全のために高度地区が指定
- 駐前周辺地区的土地利用動向の変化により、住宅地が広がる

【交通体系】

- 主要な幹線道路として、国道2路線と県道2路線が配置
- 都市計画道路が5路線あり、整備が完了していない区間や路線あり
- 山間地に点在する集落地と市街地を結ぶ路線の交通網の寸断が懸念

【公園緑地】

- 都市計画公園が3ヶ所あり、うち比佐津公園は未整備
- 市街地から眺望できる自然環境豊かな山なみ景観
- 玖珠川沿いは、耶馬日田英彦山国定公園に指定



【景観】

- 「日田バイパス周辺地区景観形成重点地区」に指定
- 地区西部の整備された農用地や集落地が里山景観を形成

【防災】

- 玖珠川等の氾濫に伴う浸水被害が懸念
- 山林緑地や集落地への土砂災害が懸念
- 木造住宅が密集する地区では、狭隘な道路や火災等の災害に伴う被害が懸念

【都市施設】

- 上水道や簡易水道が整備されているが、一部地域は給水区域外
- 地区西部の用途地域内で下水道が供用、地区東部の多くは計画区域外
- 小学校、幼稚園、福祉施設等が立地しているが、医療施設は少ない

三芳地区の方針図

【土地利用】

- 用途無指定地域内におけるスプロール防止に努める
- 地域の実情や土地利用動向に対応した土地利用誘導の推進と居住環境の維持



【交通体系】

- 都市計画道路については、地域の実情や必要性も考慮した計画等の見直しを検討
- 山間地に点在する集落地と市街地を結ぶ道路機能の維持や保全

桂林

咸宜

若宮

日田市葬斎場

【公園緑地】

- 未整備の都市計画公園は、整備・計画の見直しを検討
- 自然豊かな眺望や環境等の保全と継続的な維持・管理
- 国定公園や山林緑地の無秩序な土地開発や森林伐採等の抑制



無秩序な土地開発
の抑制

高度地区の指定

山林農地や自然環境の保全

木造住宅の密集地

日田バイパス周辺地区
景観形成重点地区

耶馬日田英彦山国定公園内の
無秩序な土地利用の抑制

【防災】

- 玖珠川等の氾濫等に対する治水環境整備と災害危険区域や災害発生時の対応についての周知
- 木造住宅が密集する地区における狭隘な道路の改善改善や耐震改修や防火設備等の設置に努める
- 幹線道路等の機能維持・保全と整備による利便性・安全性の向上

【景観】

- 日田バイパス周辺地区的自然環境に配慮した景観形成
- 山林緑地や農用地と集落地が一体となった里山景観の保全

【都市施設】

- 上水道の適切な維持・管理と計画的な更新
- 公共下水道未整備区域内の整備と合併処理浄化槽の設置促進
- 公共性の高い施設等の機能の維持を推進

⑥ 高瀬地区

高瀬地区の現況・課題図

【土地利用】

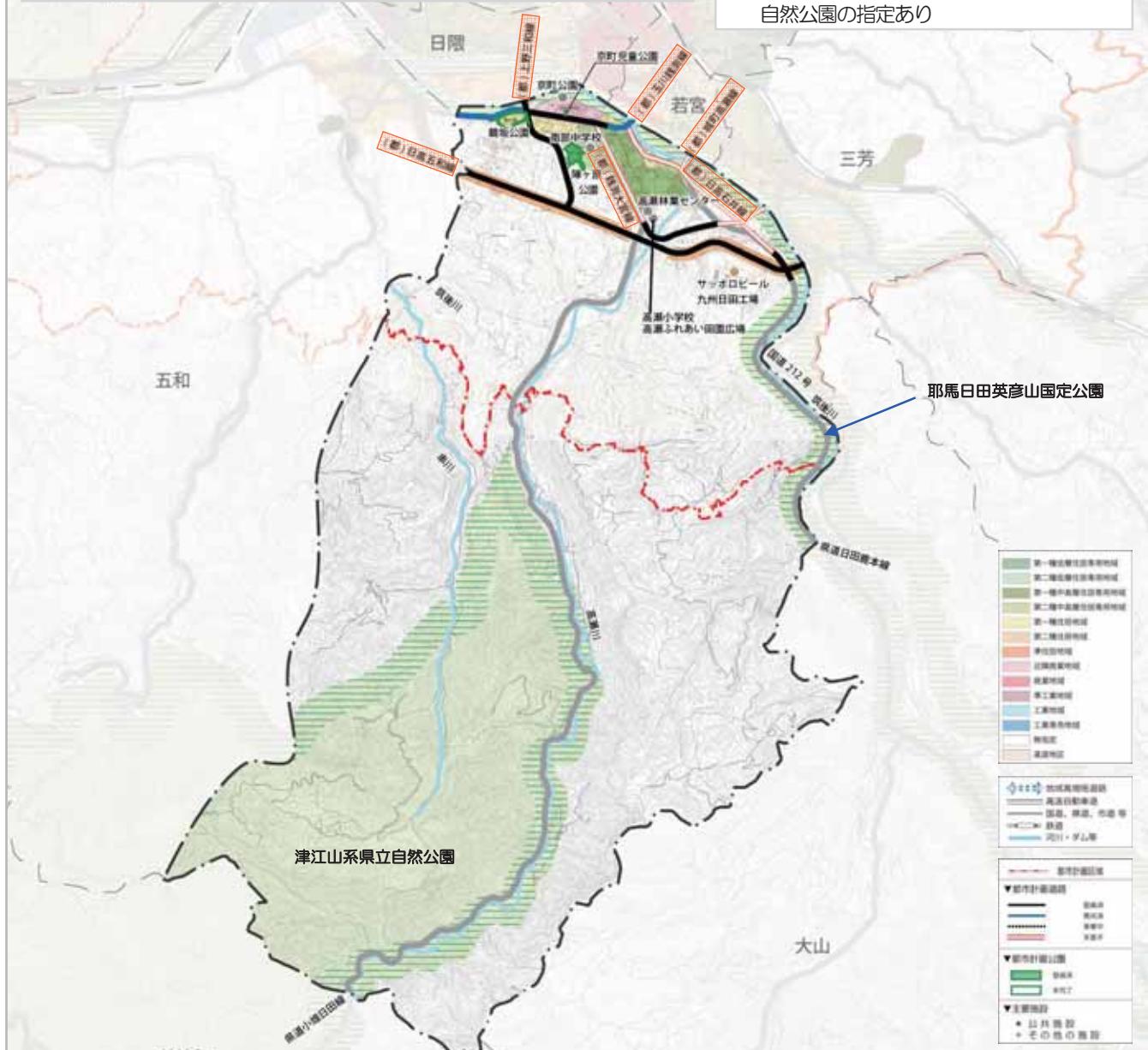
- 国道210号や地区北部の幹線道路沿道に用途地域の指定
- 地区の約4割が都市計画区域内にあり、その他は用途地域無指定
- 国道210号沿道周辺に工場の立地や農業振興地域の指定あり

【交通体系】

- 幹線道路として、国道2路線と県道2路線が配置
- 都市計画道路が6路線あり、整備が完了していない区間や路線あり

【公園緑地】

- 都市計画公園が3ヶ所あり、小規模な公園も点在
- 耶馬日田英彦山国定公園や津江山系県立自然公園の指定あり



【都市施設】

- 一部の地域で上水道及び簡易水道が整備されているが、その他の地域は給水区域外
- 一部の地域で下水道が整備されているが、その他は合併処理浄化槽による生活排水処理が中心
- 地区内には病院や小学校、福祉施設等の多様な施設が立地

【景観】

- 日田バイパス周辺を景観形成重点地区に指定
- 国定公園や県立自然公園の自然景観がひろがる

【防災】

- 豪雨に伴う水害や土砂災害による集落地の孤立が懸念
- 災害発生時の連絡体制や避難行動の再確認

高瀬地区の方針図

【 土地 利用 】

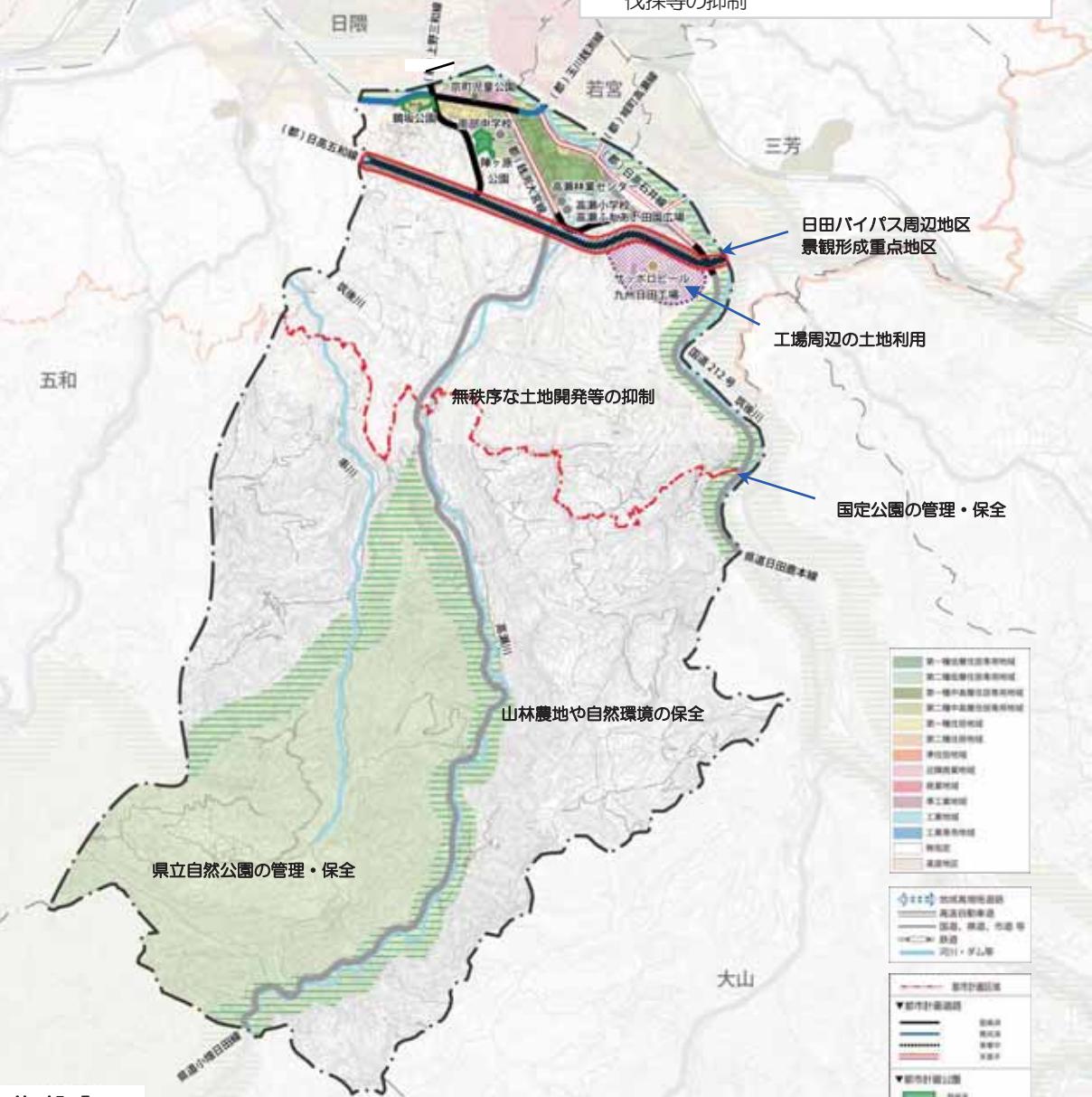
- 適正な土地利用誘導による居住環境の向上
- 用途無指定地域における無秩序な土地開発等の抑制による用途の混在防止
- 山林緑地の無計画な森林伐採等の抑制

【 交 通 体 系 】

- 都市計画道路は、地域の実情や必要性も考慮した計画等の見直し
- 幹線道路等の機能の維持・保全と整備による利便性・安全性の向上

【 公 园 緑 地 】

- 都市計画公園の整備・計画の見直しを検討
- 国定公園や山林緑地における無計画な森林伐採等の抑制



【 都 市 施 設 】

- 上水道や簡易水道等の水道供給施設の適切な維持・管理と計画的な更新
- 下水道施設の計画的な更新と合併処理浄化槽の設置の促進
- 沼澤する恐れのある河川や水路等の計画的な改修を推進

【 景 觀 】

- 日田バイパス周辺地区の自然環境に配慮した景観形成
- 国定公園等や盆地特有の山林緑地等の自然景観の保全

【 防 災 】

- 高瀬川等の氾濫等に対する治水環境整備の促進や災害危険区域、災害発生時の対応について周知
- 災害発生時の避難経路の確保や二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認

⑦ 五和地区

五和地区的現況・課題図

【土地利用】

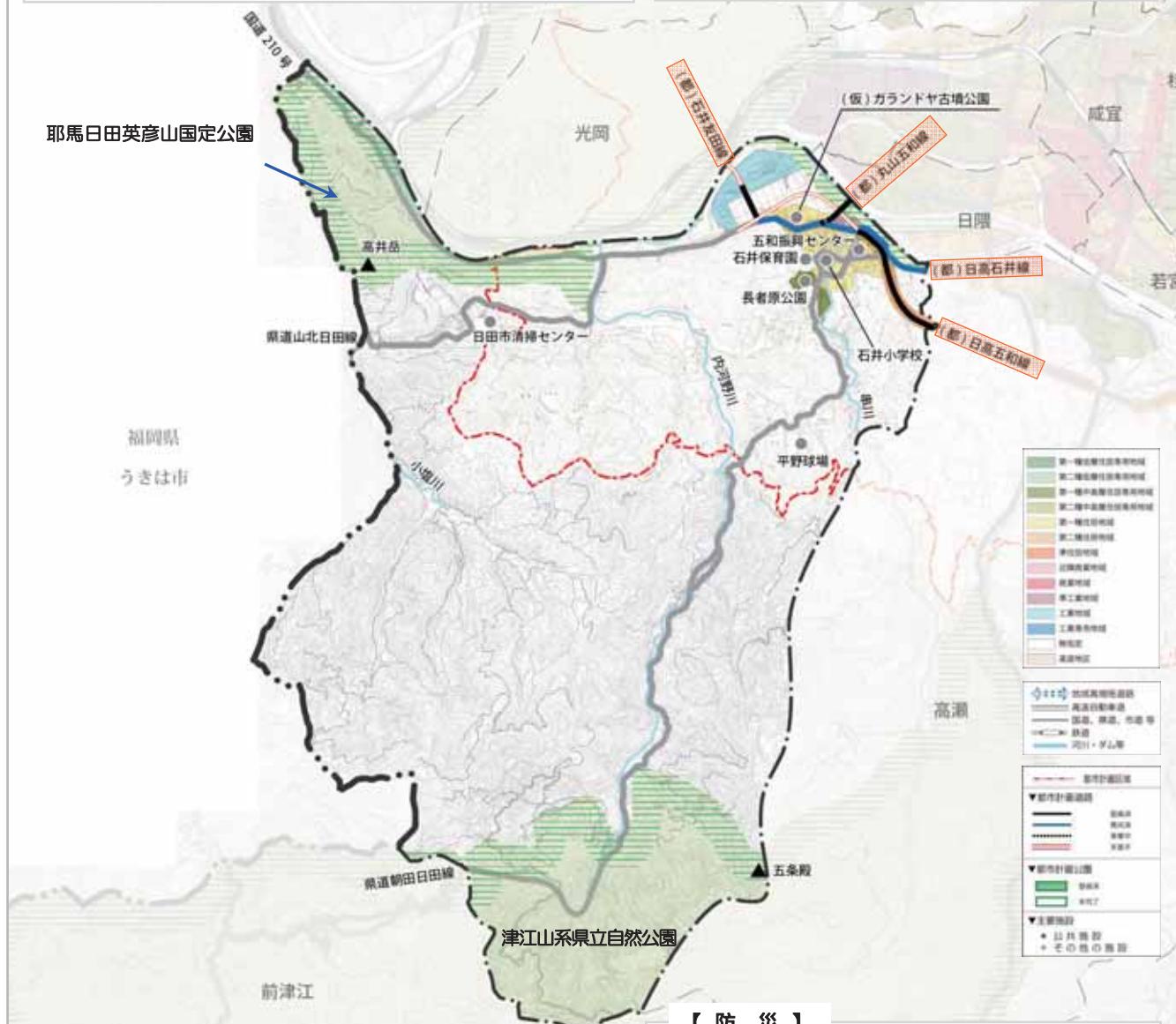
- 地区東部の国道210号沿道や長者原団地、石井工業団地で用途地域の指定
- 用途地域の指定がない地域（無指定地域）における無秩序な土地開発等が懸念
- 地区の大部分が山林緑地や農用地であり、豊かな自然環境の中に集落地が点在

【交通体系】

- 主要な幹線道路として、国道1路線と県道3路線が配置
- 都市計画道路が4路線あり、未完了の区間や路線あり
- 山間の集落地に通じる幹線道路等の交通網寸断が懸念

【公園緑地】

- 地区内に都市計画公園と小規模公園が点在
- 地区北西部が耶馬日田英彦山国定公園に指定
- 地区南部が津江山系県立自然公園に指定



【景観】

- 国道210号沿道に日田バイパス周辺地区景観形成重点地区
- 基盤整備された農用地や点在する集落地による里山景観

【防災】

- 豪雨等に伴う水害や土砂災害等による集落地の孤立が懸念
- 木造住宅が密集する地区では、狭隘な道路や火災、地震等の災害に伴う被害が懸念
- 災害発生時の連絡体制や避難行動の再確認

【都市施設】

- 一部の地域で上水道や簡易水道及び給水施設が整備されているが、その他は給水区域外
- 一部の地域で下水道が整備されているが、その他は合併処理浄化槽等による生活排水処理
- 内河野川、串川等の増水により、道路や堤防、水路の損壊や家屋の浸水被害等が懸念

五和地区の方針図

【土地利用】

- 地区内の土地利用動向や機能的な区分に応じた土地利用誘導の促進
- 用途無指定地域内における用途の混在防止と無秩序な土地開発等の抑制
- 地区の多くを占める山林緑地や国定公園内等の無計画な森林伐採等の抑制

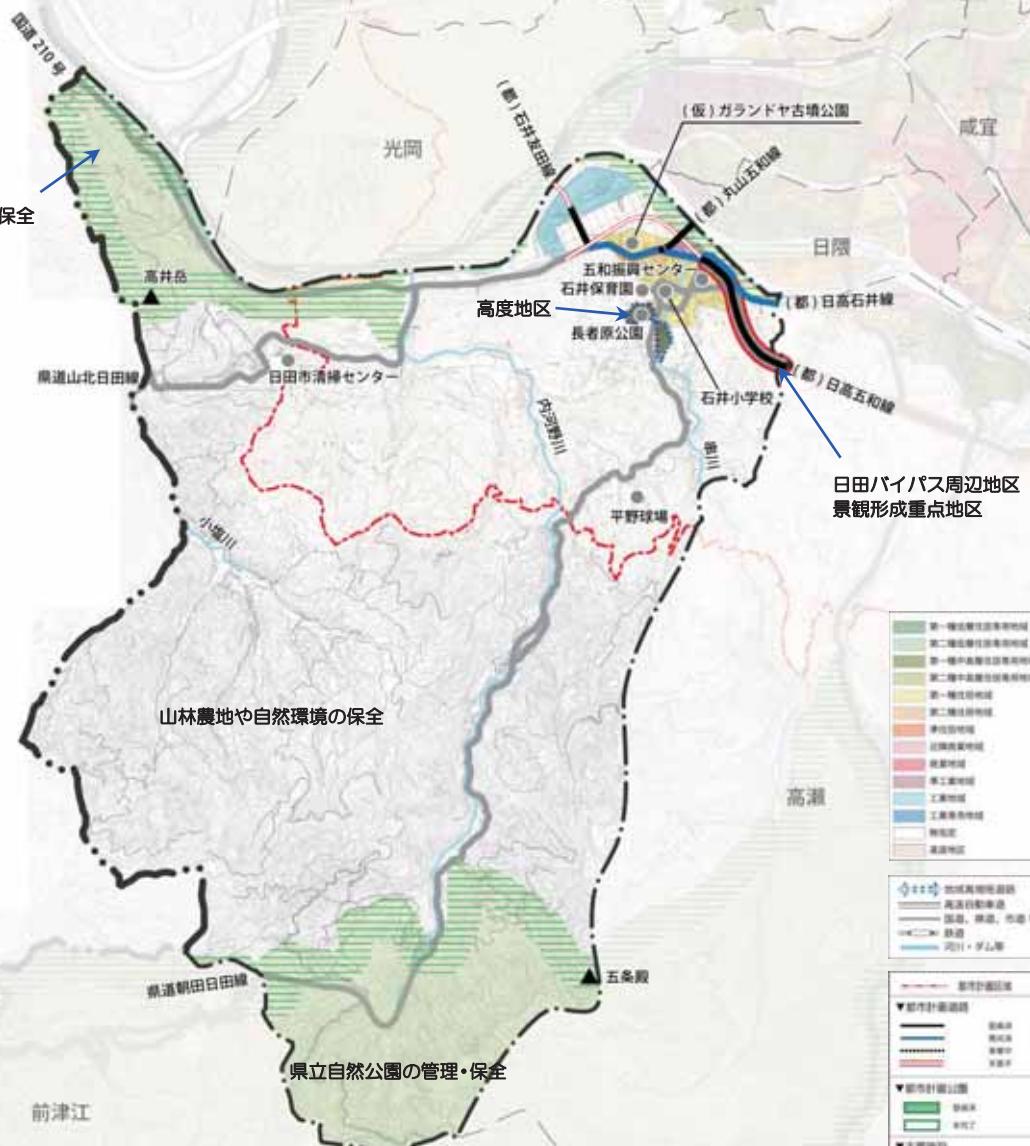
【交通体系】

- 都市計画道路は、地域の実情や必要性も考慮した計画等の見直し
- 幹線道路等の機能の維持・保全と整備による利便性・安全性の向上

【公園緑地】

- 都市計画公園の計画的な整備の推進
- 国定公園等の自然環境の保全と適正な誘導等による継続的な維持・管理

国定公園の管理・保全



山林農地や自然環境の保全

【景観】

- 日田バイパス周辺地区的自然環境に配慮した景観形成
- 国定公園等や盆地特有の山林緑地等の自然景観の保全

【都市施設】

- 上水道等の水道供給施設の適切な維持・管理と計画的な更新
- 公共下水道処理区域内にある未整備区域の整備と合併処理
浄化槽の設置の促進
- 汚濫する恐れのある河川や水路等の計画的な改修を推進

【防災】

- 内河野川や串川等の氾濫等に対する治水環境整備の促進や災害危険区域、災害発生時の対応について周知
- 木造住宅が密集する地区における狭隘な道路の改善や耐震改修や防火設備等の設置に努める
- 災害発生時の避難経路の確保や集落の孤立、二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認

光岡地区の現況・課題図

【土地利用】

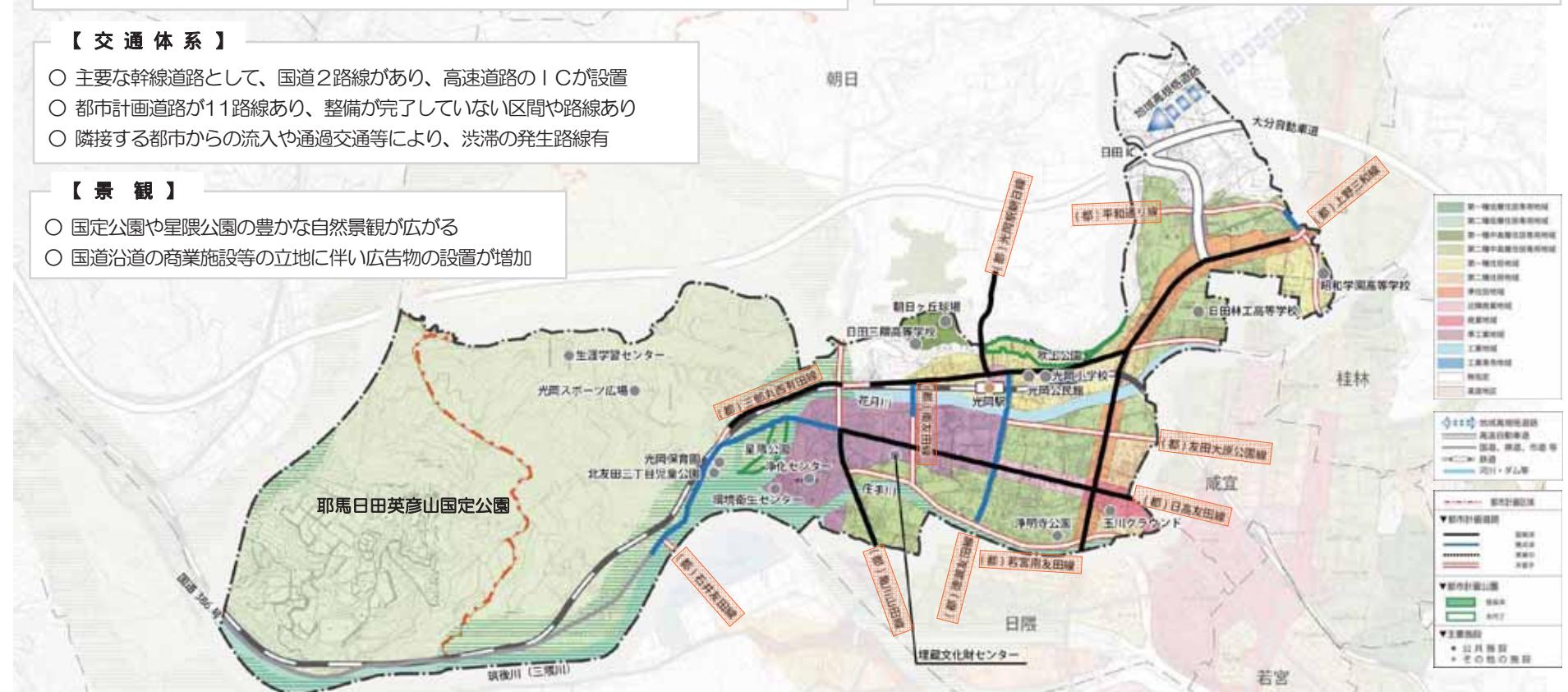
- 国道212号沿道には大規模な小売店舗等が集積し、国道386号沿道の南友田地区には製材所等の工場や商業施設が立地し、工業・商業・住宅の機能が混在
- JR光岡駅周辺が近隣商業地域となっているが、宅地開発等により住宅地が増加
- 地区南西部が耶馬日田英彦山国定公園に指定されているが、一部地域で土地開発等による住宅地が形成

【交通体系】

- 主要な幹線道路として、国道2路線があり、高速道路のICが設置
- 都市計画道路が11路線あり、整備が完了していない区間や路線あり
- 隣接する都市からの流入や通過交通等により、渋滞の発生路線有

【景観】

- 国定公園や星隈公園の豊かな自然景観が広がる
- 国道沿道の商業施設等の立地に伴い広告物の設置が増加



【防災】

- 豪雨等に伴う水害による家屋への浸水被害や土砂災害に伴う交通網の寸断の懸念
- 災害発生時の連絡体制や避難行動の再確認

【公園緑地】

- 地区内に都市計画公園が2ヶ所あり、小規模な公園緑地も点在
- 星隈公園以西が耶馬日田英彦山国定公園内であり、豊かな自然環境を形成

【都市施設】

- 一部の地域で上水道や簡易水道が整備されているが、その他は給水区域外
- 地区東部で下水道が整備されているが、その他は合併処理浄化槽等による生活排水処理
- これまでに経験したことのない大雨に伴う花月川の増水等により、堤防や道路等が損壊

光岡地区の方針図

【土地利用】

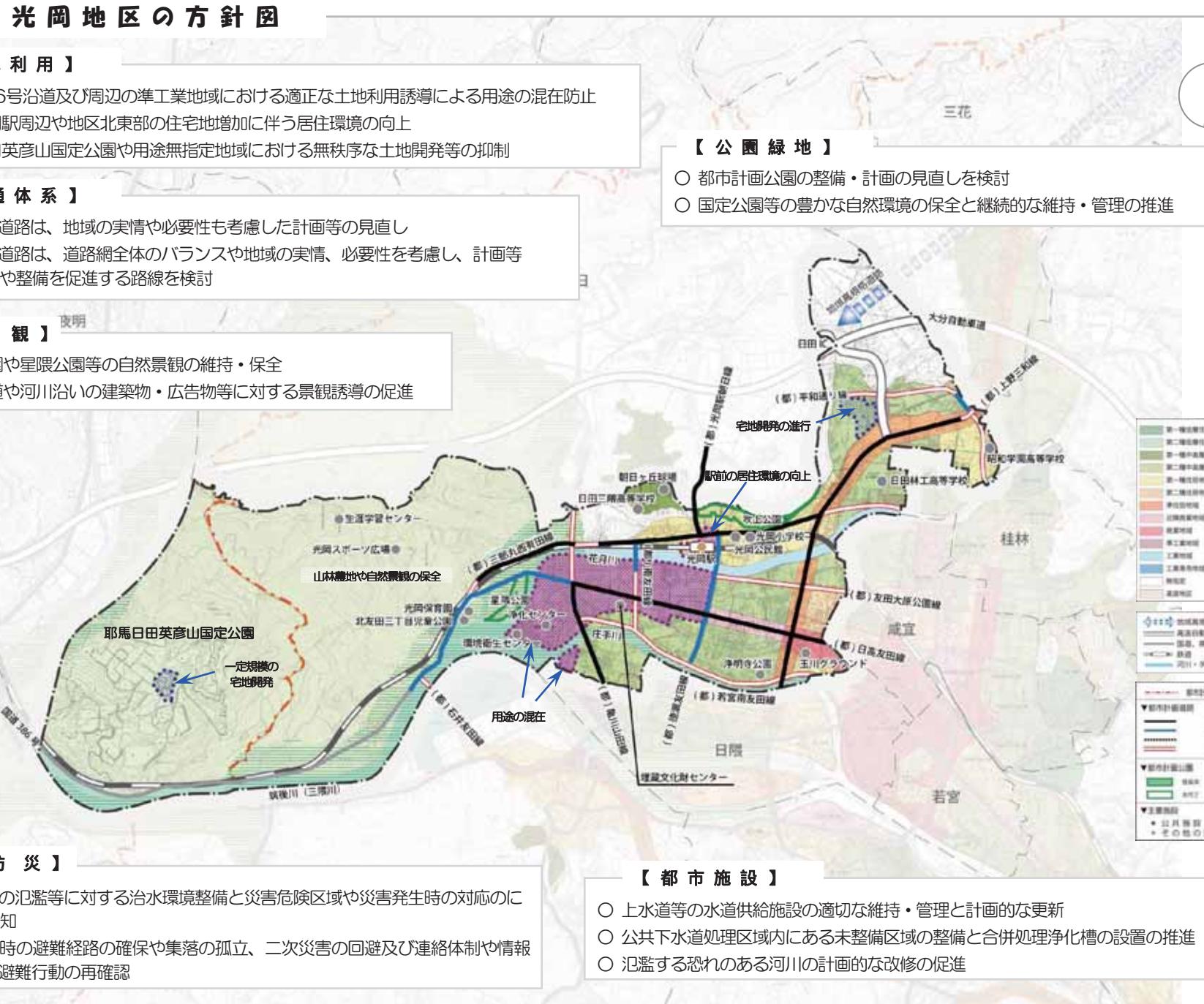
- 国道386号沿道及び周辺の準工業地域における適正な土地利用誘導による用途の混在防止
- JR光岡駅周辺や地区北東部の住宅地増加に伴う居住環境の向上
- 耶馬日田英彦山国定公園や用途無指定地域における無秩序な土地開発等の抑制

【交通体系】

- 都市計画道路は、地域の実情や必要性も考慮した計画等の見直し
- 都市計画道路は、道路網全体のバランスや地域の実情、必要性を考慮し、計画等の見直しや整備を促進する路線を検討

【景観】夜明

- 国定公園や星隈公園等の自然景観の維持・保全
- 国道沿道や河川沿いの建築物・広告物等に対する景観誘導の促進



【防災】

- 花月川等の氾濫等に対する治水環境整備と災害危険区域や災害発生時の対応について周知
- 災害発生時の避難経路の確保や集落の孤立、二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認

【公園緑地】

- 都市計画公園の整備・計画の見直しを検討
- 国定公園等の豊かな自然環境の保全と継続的な維持・管理の推進

【都市施設】

- 上水道等の水道供給施設の適切な維持・管理と計画的な更新
- 公共下水道処理区域内にある未整備区域の整備と合併処理浄化槽の設置の推進
- 沩濫する恐れのある河川の計画的な改修の促進

⑨ 朝日地区

朝日地区の現況・課題図

【土地利用】

- 朝日ヶ丘地域に用途地域を指定している
- 用途地域の指定がない地域（無指定地域）における無秩序な土地開発等が懸念される
- 地区の大部分が山林緑地や農用地であり、豊かな自然環境の中に集落地が点在している

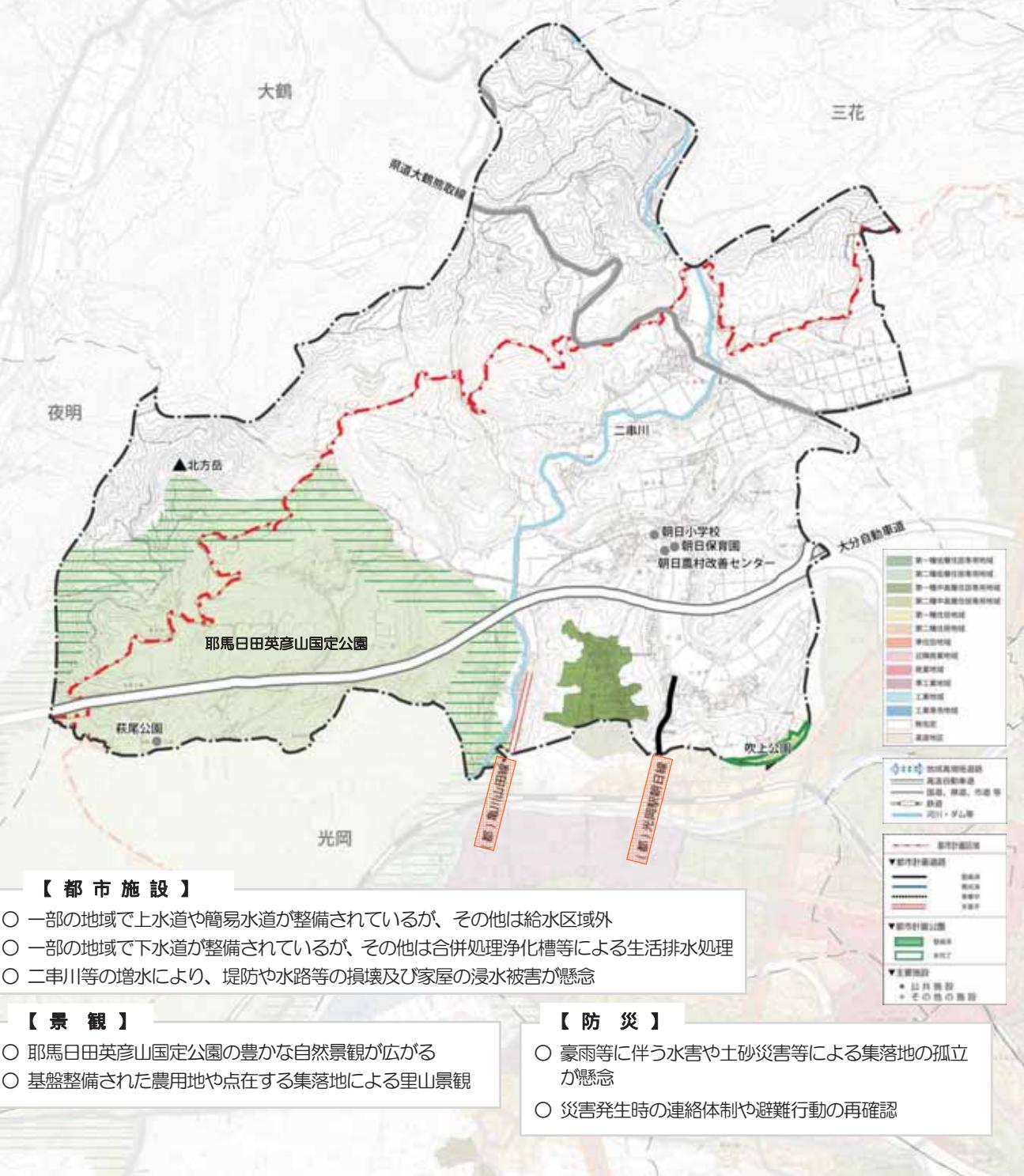


【交通体系】

- 主要な幹線道路として、県道大鶴熊取線が配置
- 都市計画道路が2路線あり、整備が完了していない区間や路線あり
- 山間の集落地に通じる幹線道路等の交通網寸断が懸念

【公園緑地】

- 地区内に萩尾公園及び吹上公園の一部があり
- 地区南西部が耶馬日田英彦山国定公園に指定



【都市施設】

- 一部の地域で上水道や簡易水道が整備されているが、その他は給水区域外
- 一部の地域で下水道が整備されているが、その他は合併処理浄化槽等による生活排水処理
- 二串川等の増水により、堤防や水路等の損壊及び家屋の浸水被害が懸念

【景観】

- 耶馬日田英彦山国定公園の豊かな自然景観が広がる
- 基盤整備された農用地や点在する集落地による里山景観

【防災】

- 豪雨等に伴う水害や土砂災害等による集落地の孤立が懸念
- 災害発生時の連絡体制や避難行動の再確認

朝日地区の方針図

【土地利用】

- 朝日ヶ丘地域では一定の規制・誘導等による居住環境の向上
- 用途無指定地域内における用途の混在防止と無秩序な土地開発等の抑制
- 地区の多くを占める山林緑地や国定公園内の無計画な森林伐採等の抑制

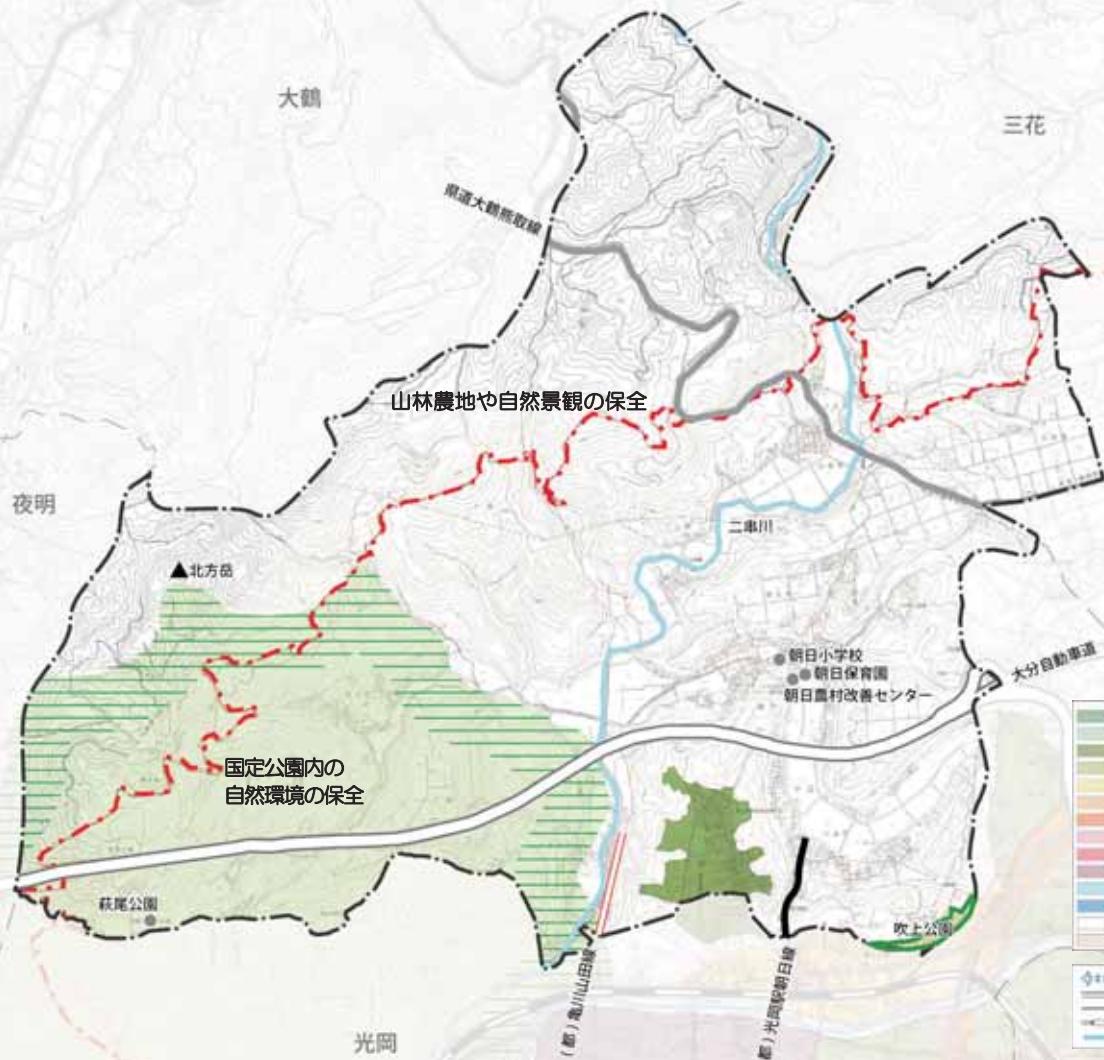


【交通体系】

- 都市計画道路は、地域の実情や必要性も考慮した計画等の見直し
- 幹線道路等の機能の維持・保全と整備による利便性・安全性の向上

【公園緑地】

- 既存公園の適正な管理・保全と機能の維持
- 国定公園等の自然環境の保全と適正な誘導等による継続的な維持・管理



【都市施設】

- 上水道等の水道供給施設の適切な維持・管理と計画的な更新
- 下水道の計画区域内にある未整備区域の整備と合併処理浄化槽の設置の促進
- 沼澤する恐れのある河川の計画的な改修を推進

【景観】

- 国定公園や盆地特有の山林緑地等の自然景観の保全
- 背景となる山なみ景観の調和を図るための適切な誘導

【防災】

- 二串川等の氾濫等に対する治水環境整備の促進や災害危険区域、災害発生時の対応について周知
- 災害発生時の避難経路の確保や集落の孤立、二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認

⑩ 三花地区

三花地区の現況・課題図

【土地利用】

- 国道212号周辺では、農用地から住宅地へ土地利用が変化し、小規模な宅地開発が進行
- 国道212号沿道では、大規模な小売店舗等の商業施設が増加
- 地区北東部では山林緑地や農用地が広がり、豊かな自然環境の中に集落地が点在

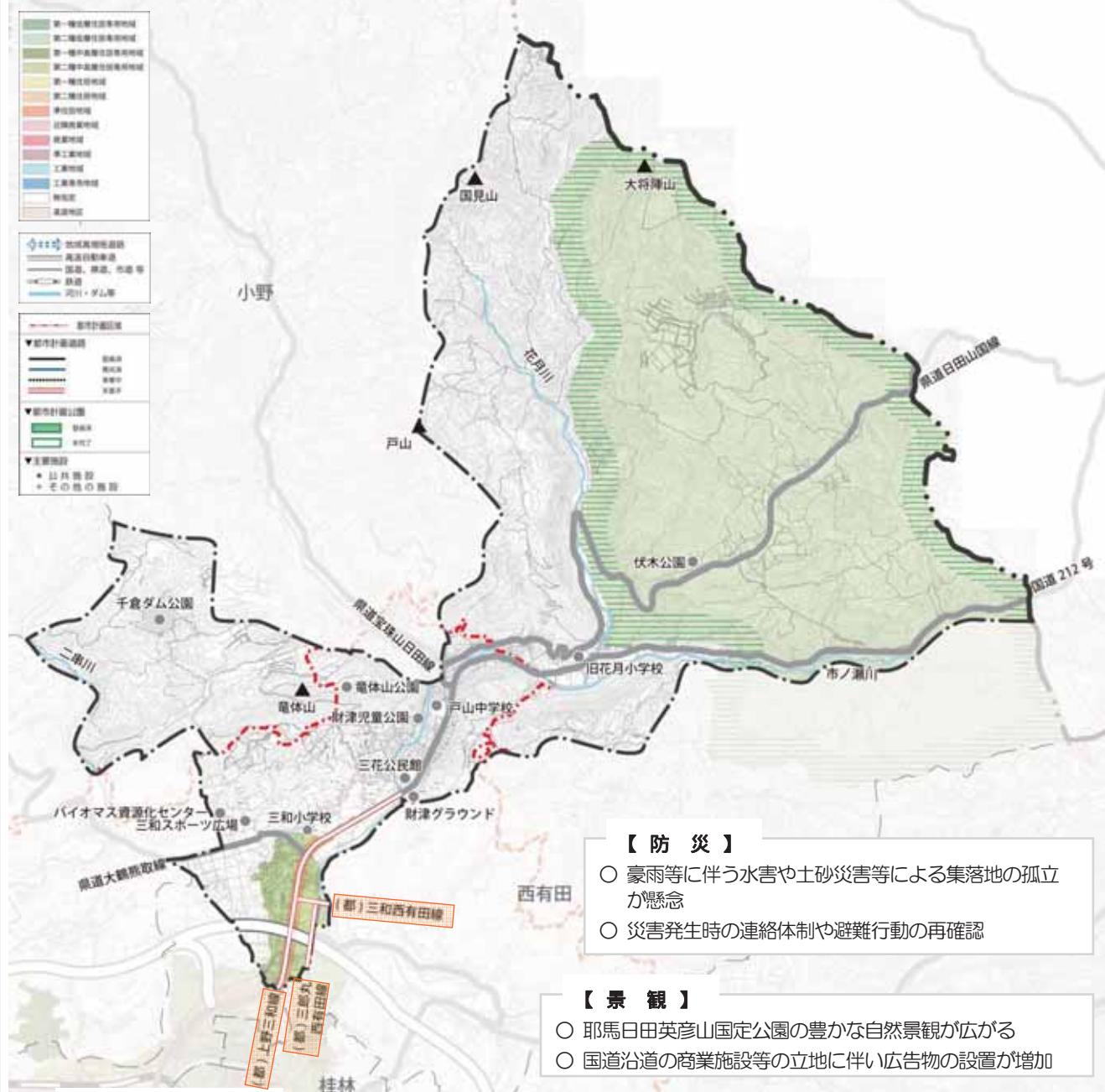


【交通体系】

- 地域高規格道路「中津日田道路」の実現に向けた取り組みを実施
- 主要な幹線道路として、国道1路線と県道3路線が配置
- 都市計画道路が3路線あり、整備が完了していない区間や路線あり
- 山間の集落地に通じる幹線道路等の交通網寸断が懸念

【公園緑地】

- 地区内に6ヶ所の公園緑地等が点在
- 市街地から眺めることができる盆地特有の山なみと耶馬日田英彦山国定公園の指定



【都市施設】

- 一部の地域で上水道、簡易水道が整備されているが、その他は給水区域外
- 一部の地域で下水道が整備されているが、その他は合併処理浄化槽等による生活排水処理
- 花月川の増水等により、堤防や道路、架橋が損壊

【防災】

- 豪雨等に伴う水害や土砂災害等による集落地の孤立が懸念
- 災害発生時の連絡体制や避難行動の再確認

【景観】

- 耶馬日田英彦山国定公園の豊かな自然景観が広がる
- 国道沿道の商業施設等の立地に伴い広告物の設置が増加

三花地区の方針図

【土地利用】

- 国道212号周辺や沿道の用途無指定地域における用途の混在防止及び土地利用規制の検討
- 地区の多くを占める山林緑地や農用地及び国定公園内の無秩序な土地開発や森林伐採等の抑制

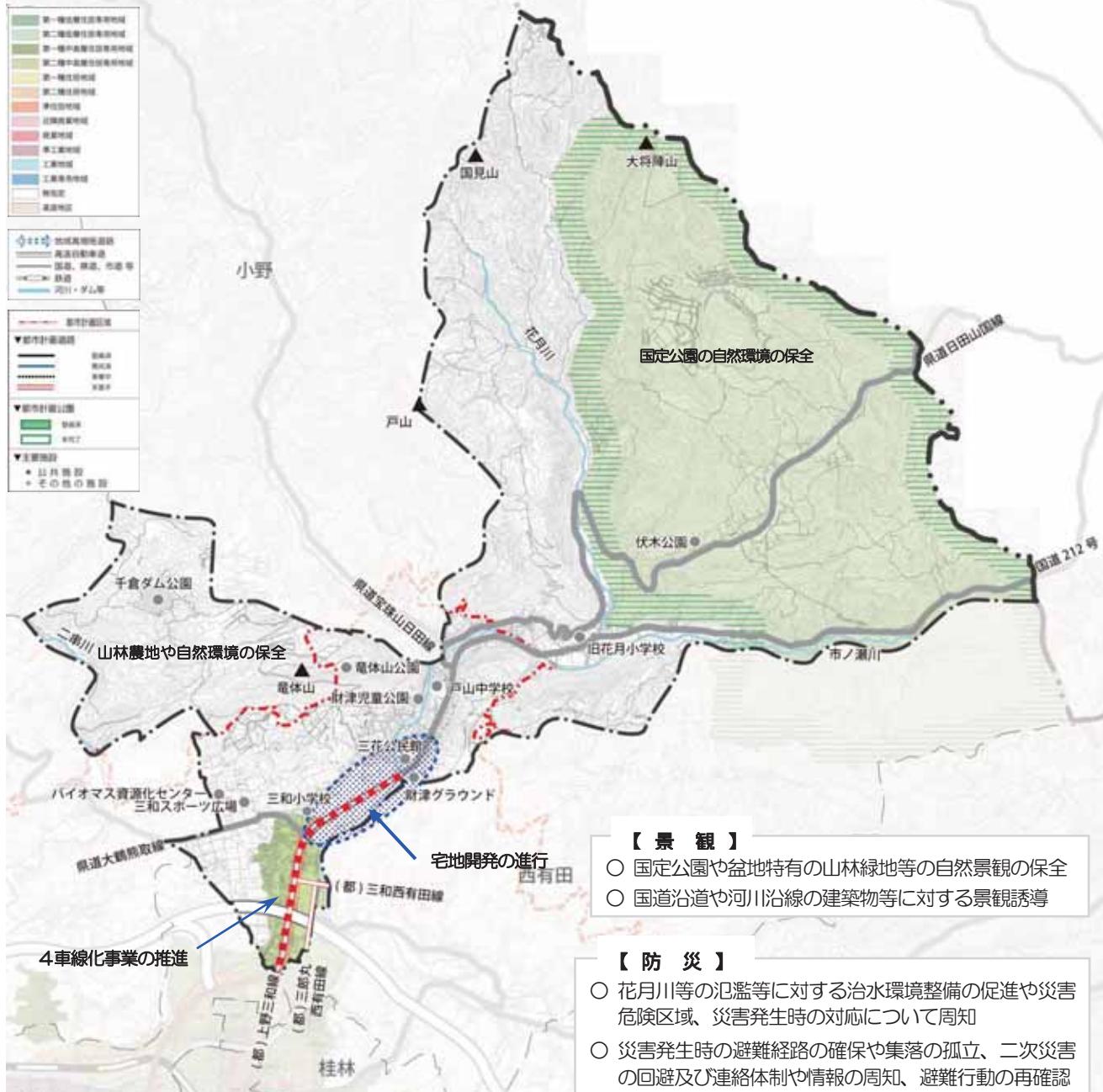


【交通体系】

- 地域高規格道路「中津日田道路」の建設実現に向けた取り組みを促進
- 国道212号の4車線化事業の取り組みを推進
- 都市計画道路は地域の実情や必要性も考慮した計画等の見直し
- 幹線道路等の機能の維持・保全と整備による利便性・安全性の向上

【公園緑地】

- 既存公園の適正な管理・保全と機能の維持
- 国定公園等の自然環境の保全と適正な誘導等による継続的な維持・管理



【景観】

- 国定公園や盆地特有の山林緑地等の自然景観の保全
- 国道沿道や河川沿線の建築物等に対する景観誘導

【防災】

- 花月川等の氾濫等に対する治水環境整備の促進や災害危険区域、災害発生時の対応について周知
- 災害発生時の避難経路の確保や集落の孤立、二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認

【都市施設】

- 上水道等の水道供給施設の適切な維持・管理と計画的な更新
- 公共下水道処理区域内にある未整備区域の整備と合併処理浄化槽の設置の促進
- 泛濫する恐れのある河川の改修と宅地化の進行に伴う雨水幹線等の計画的な整備の促進

⑪ 西有田地区

西有田地区の現況・課題図



【土地利用】

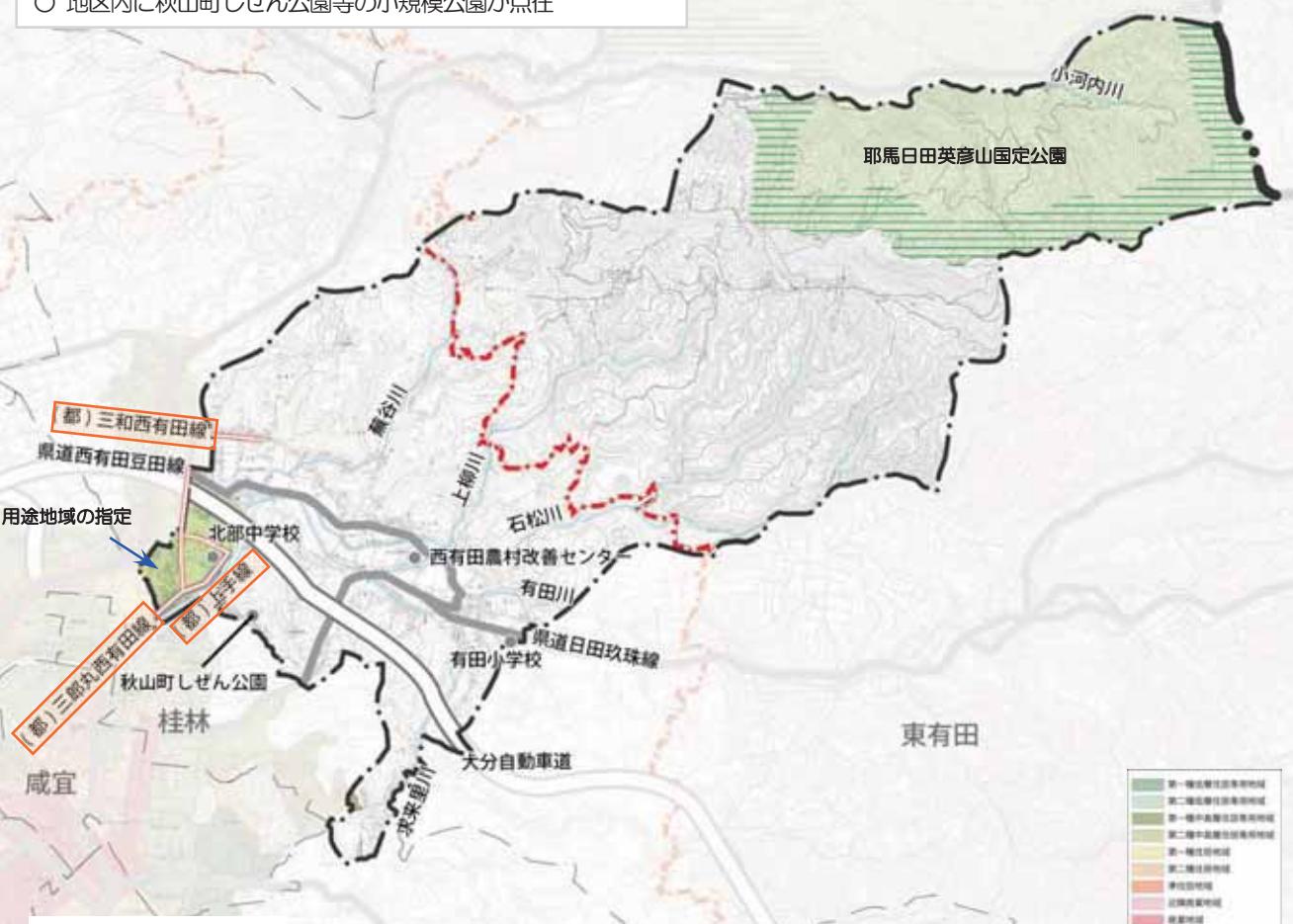
- 地区東部には国定公園等の自然環境が広がり、地区西部の一部が都市計画区域内
- 都市計画区域内は主に居住地が多く、一部に大規模な土地開発による住宅地が形成
- 地区北西部は多様な工場や物流施設が立地し、ゴルフ場等の大規模な土地利用もあり

【交通体系】

- 主要な幹線道路として、県道2路線が配置
- 地区内に都市計画道路が3路線あるが、整備が完了していない区間や路線あり

【公園緑地】

- 地区北東部が耶馬日田英彦山国定公園に指定
- 地区内に秋山町しぜん公園等の小規模公園が点在



【都市施設】

- 上水道、簡易水道、給水施設が整備されているが、一部地域が給水区域外
- 公共下水道や農業集落排水及び合併処理浄化槽による生活排水処理が中心
- 花月川や有田川等の増水により、堤防や道路、架橋等が損傷

【景観】

- 耶馬日田英彦山国定公園や山林緑地が豊かな自然景観を形成

【防災】

- 豪雨等に伴う水害や土砂災害等による集落地の孤立化懸念
- 災害発生時の連絡体制や避難行動の再確認

天瀬

西有田地区の方針図

【土地利用】

- 豊かな自然環境の保全のため、無秩序な土地開発の防止
- 住居系・工業系の建築物が立地していることから、機能的な区分による用途混在の防止
- 宅地造成等の大規模な土地利用をする場合は、無計画な森林伐採等を抑制

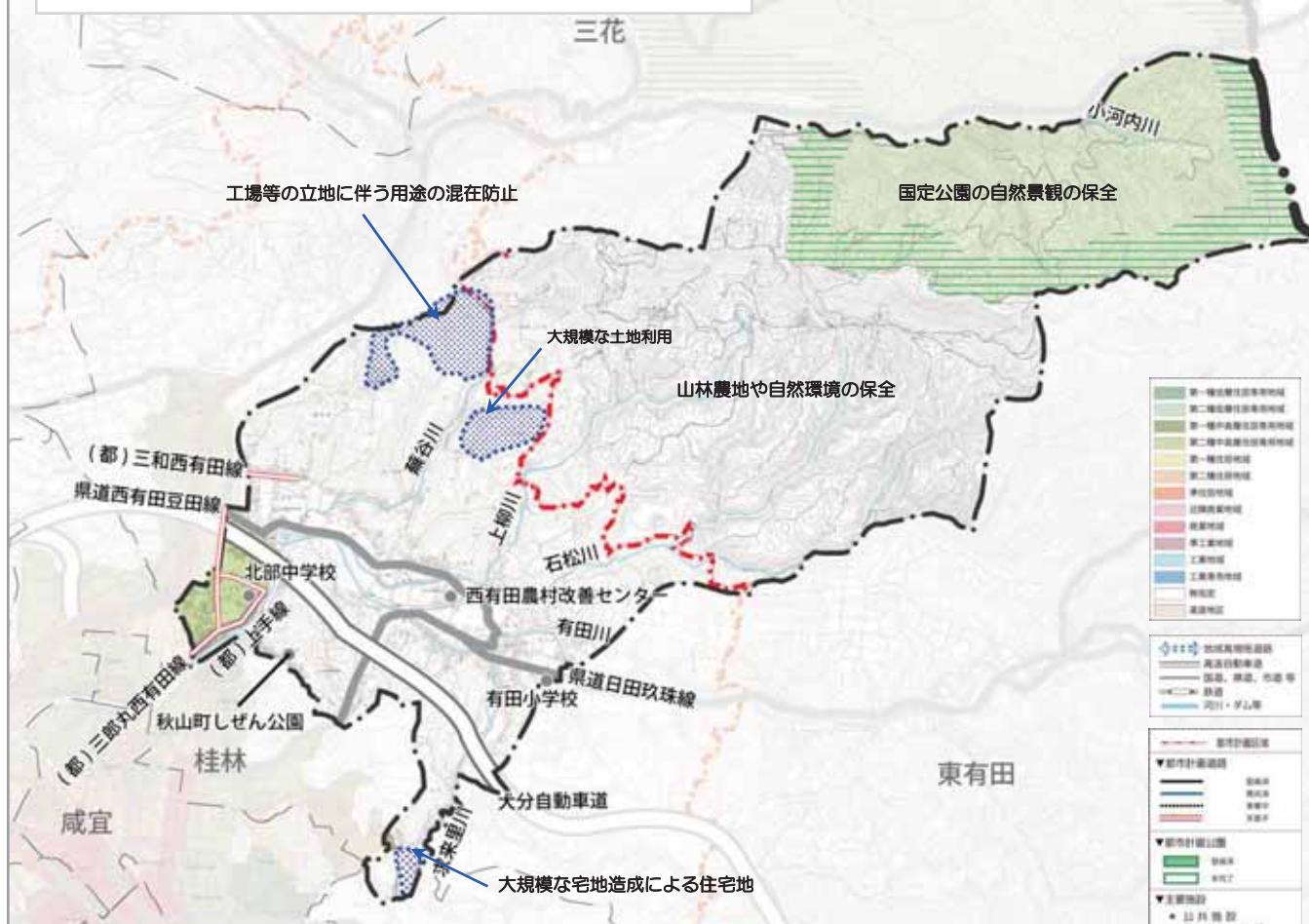


【交通体系】

- 都市計画道路は地域の実情や必要性も考慮した計画等の見直しを検討
- 地区内の道路機能の維持・管理等による地区内外の連携を促進

【公園緑地】

- 国定公園や山林緑地における自然環境の維持・保全
- 既存公園の機能の維持と適正な管理による保全



【都市施設】

- 上水道等の水道供給施設の適切な維持・管理及び計画的な更新
- 下水道の未整備区域内の整備と農業集落排水の計画的な更新及び合併処理浄化槽の設置を推進
- 沔溢する恐れのある河川の計画的な改修を推進

【景観】

- 国定公園や盆地特有の自然景観の保全を推進

【防災】

- 花月川等の水害に対する治水環境整備の促進や災害危険箇所の情報収集等による災害防止対策の推進
- 災害発生時の避難経路の確保や集落の孤立、二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認

⑫ 東有田地区

東有田地区の現況・課題図

【土地利用】

- 地区西部の一部が都市計画区域内であり、地区の大部分が山林緑地や農用地となっている
- 都市計画区域内に用途地域の指定なし
- 農用地の保全を目的とした農業振興地域の指定あり
- 工場等の立地を目的としたウッドコンビナートによる大規模な土地利用あり

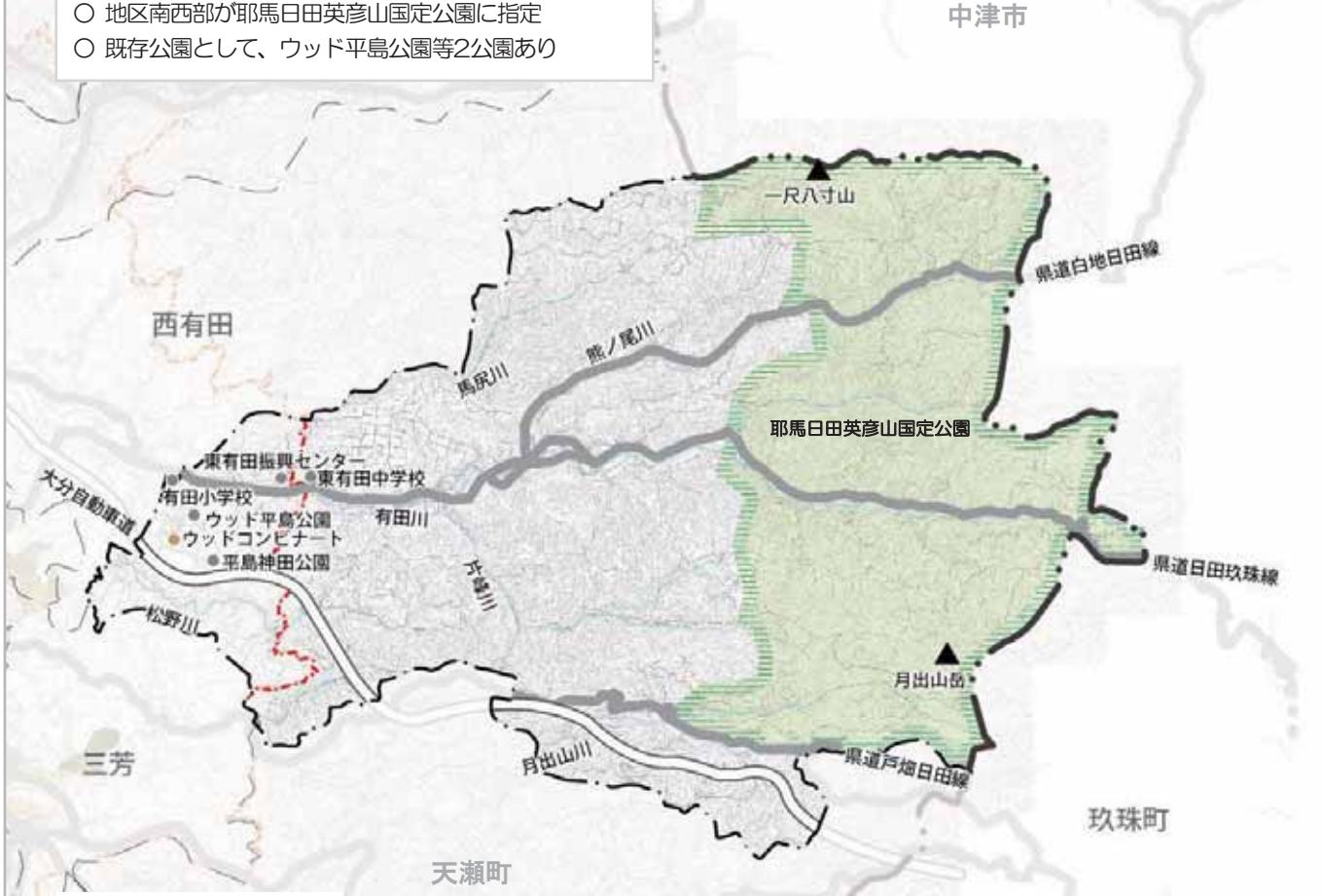


【交通体系】

- 主要な幹線道路として、県道3路線が配置
- 山間の集落地や市街地に通じる交通機能の低下、交通網の寸断が懸念

【公園緑地】

- 地区南西部が耶馬日田英彦山国定公園に指定
- 既存公園として、ウッド平島公園等2公園あり



【都市施設】

- 一部地域で上水道や簡易水道及び給水施設が整備されているが、その他は給水区域外
- 合併処理浄化槽による生活排水処理が中心
- 有田川等の増水により、堤防や道路、架橋が損壊

【景観】

- 有田川等に沿って整備された農用地や集落地と背景となる山なみが里山景観を形成
- 耶馬日田英彦山国定公園や山林緑地が豊かな自然景観を形成

【防災】

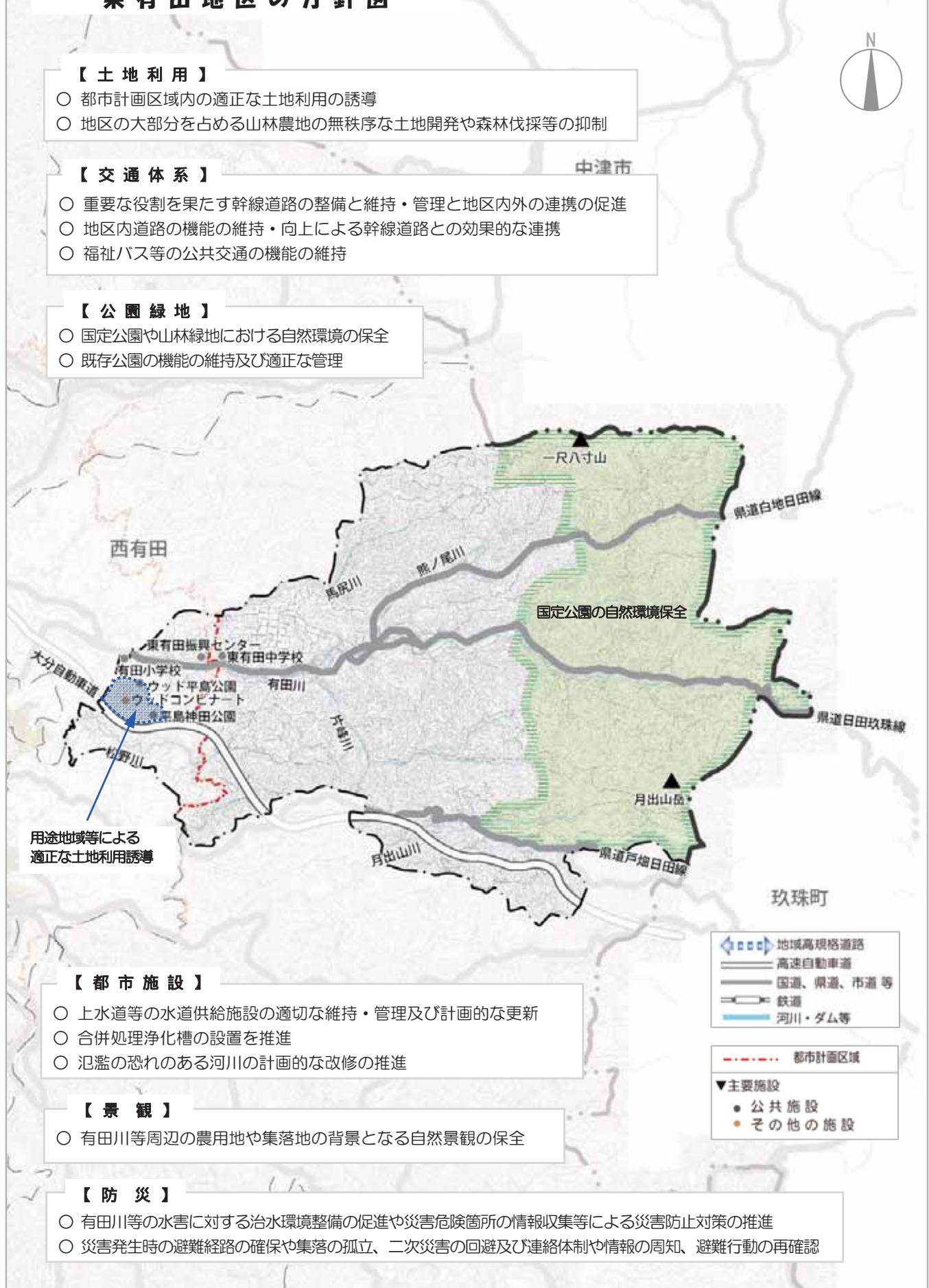
- 豪雨等に伴う水害や土砂災害等による集落地の孤立化懸念
- 災害発生時の連絡体制や避難行動の再確認

	地域高規格道路
	高速自動車道
	国道、県道、市道等
	鉄道
	河川・ダム等

	都市計画区域
▼	主要施設

- 公共施設
- その他の施設

東有田地区の方針図



⑬ 小野地区

小野地区の現況・課題図

【土地利用】

- 地区南部の一部が都市計画区域に指定されているが、用途地域は無指定
- 小野川に沿って連続した農用地、集落地、工場等が立地

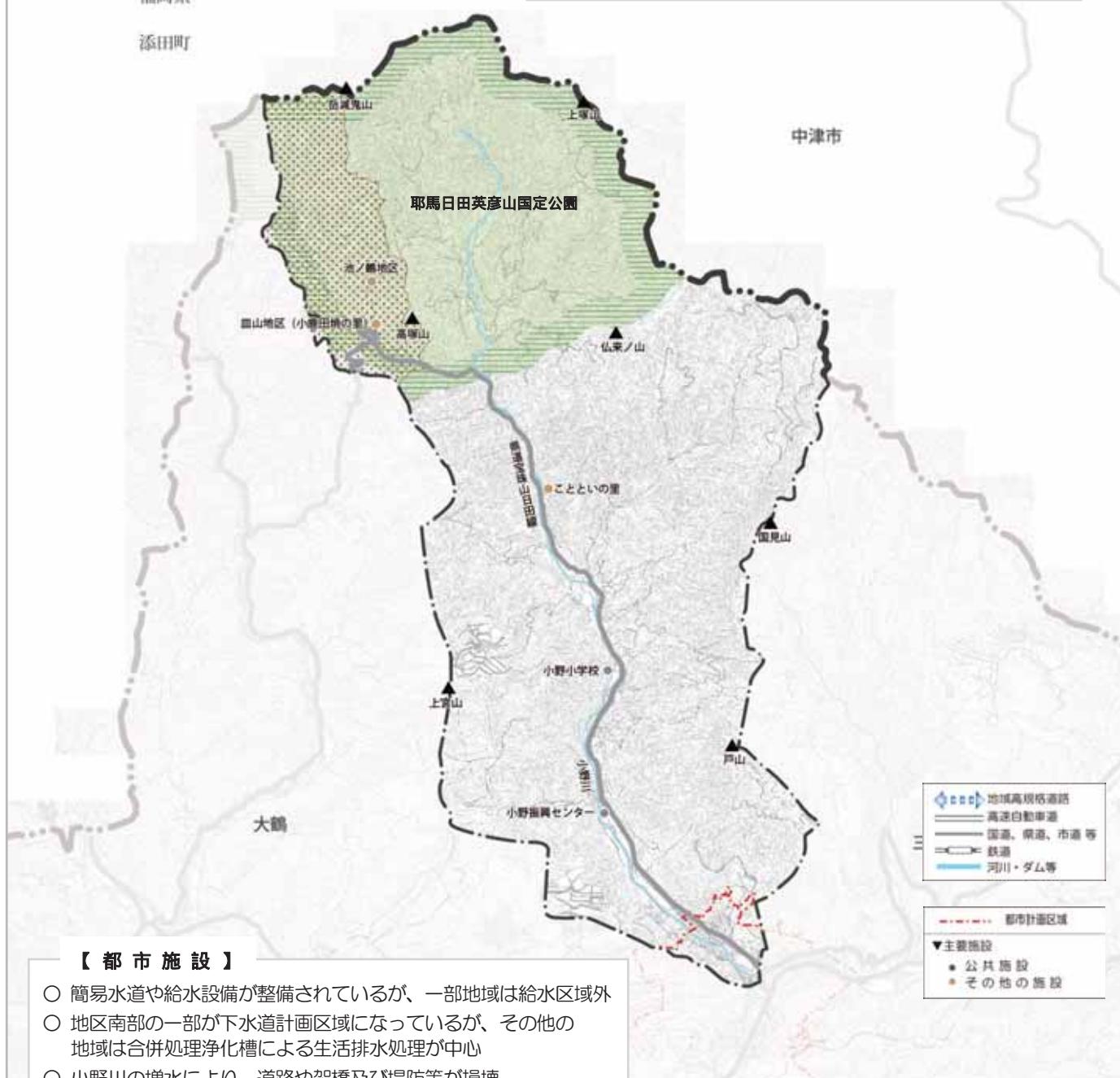


【交通体系】

- 主要な幹線道路として、県道宝珠山日田線が縦断
- 日常生活や通勤・通学に関わる交通機能の低下が懸念

【公園緑地】

- 地区北部の岳滅鬼山周辺が耶馬日田英彦山国定公園に指定
- 身近な地区公園は少ないが、河川を利用したプール等の自然環境を活用した施設が立地



【都市施設】

- 簡易水道や給水設備が整備されているが、一部地域は給水区域外
- 地区南部の一部が下水道計画区域になっているが、その他の地域は合併処理浄化槽による生活排水処理が中心
- 小野川の増水により、道路や架橋及び堤防等が損壊

【景観】

- 皿山・池ノ鶴地区を小鹿田焼の里景観形成重点地区に指定
- 小野川沿いの整備された農用地や集落地が里山景観を形成

【防災】

- 小野川等の氾濫に伴う水害や豪雨等に伴う土砂災害による集落地の孤立懸念
- 災害発生時の連絡体制や避難行動の再確認

小野地区の方針図

【土地利用】

- 山林緑地や整備された農用地等の、恵まれた自然環境の保全
- 無秩序な土地開発や森林伐採等の抑制による居住環境の向上

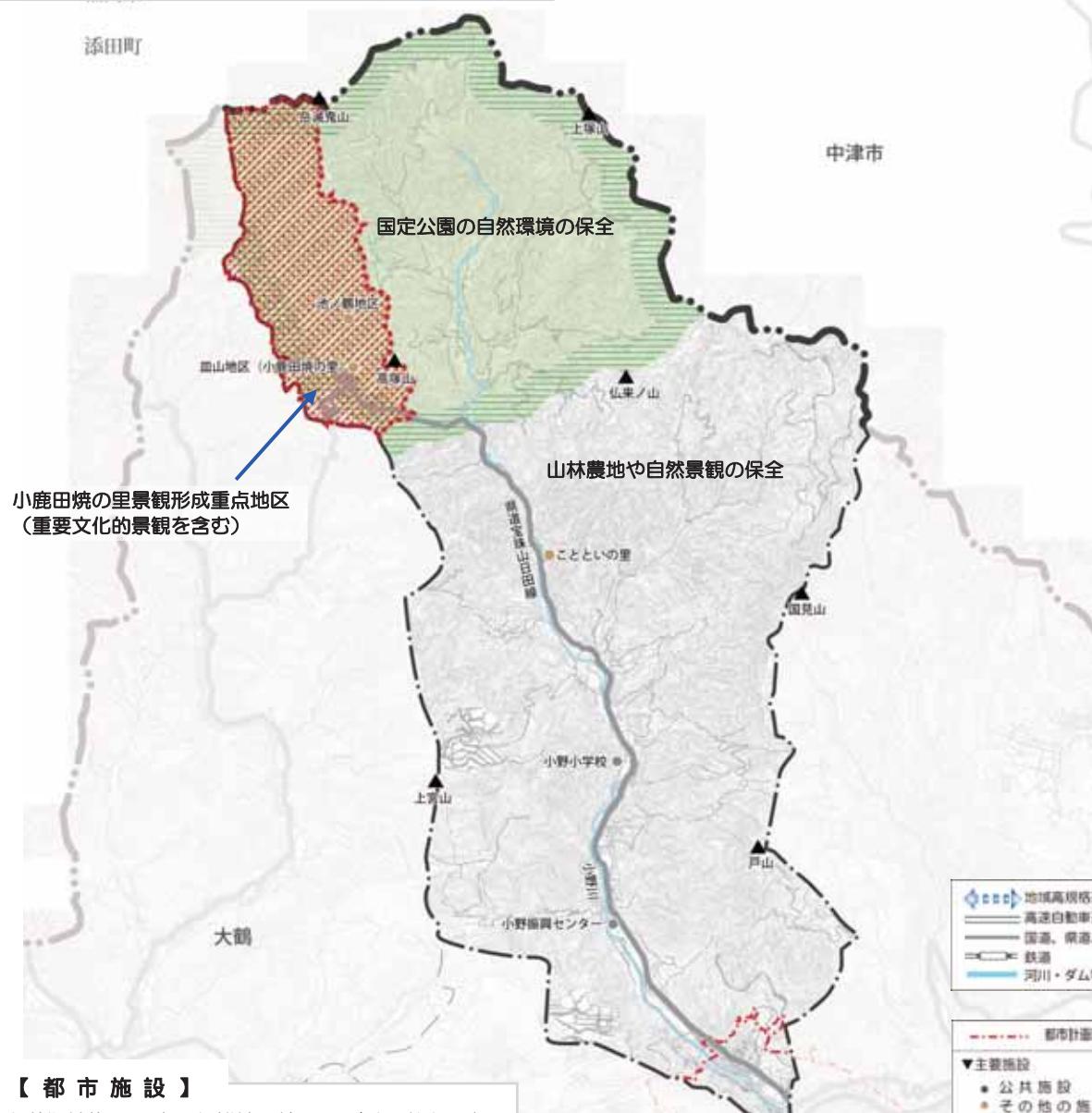


【交通体系】

- 重要な役割を果たす幹線道路の整備と維持・管理と地区内外の連携の促進
- 地区内道路の機能の維持・向上による幹線道路との効果的な連携

【公園緑地】

- 地区北部の国定公園や山林緑地における自然環境の保全
- 豊かな自然環境を活かした既存公園の適切な維持・管理



【都市施設】

- 水道供給施設の適切な維持・管理及び計画的な更新
- 合併処理浄化槽の設置の促進
- 泌濁する恐れのある河川の計画的な改修を推進

【景観】

- 小鹿田焼の里景観形成重点地区及び重要文化的景観の維持・保全活動の継続
- 小野川沿いの農用地や集落地等の里山景観の保全

【防災】

- 小野川等の水害に対する治水環境整備の促進や災害危険箇所の情報収集等による災害防止対策の推進
- 災害発生時の避難経路の確保や集落の孤立、二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認

⑯ 大鶴地区

大鶴地区の現況・課題図

【土地利用】

- 幹線道路の沿道に整備された農用地等が形成されており、幹線道路周辺に公共施設等が立地
- 国定公園や保安林等が広がり、農用地の保全を目的とした農業振興地域の指定あり
- 地域資源を活用した工場や製材所等が点在



【交通体系】

- 主要な幹線道路として、国道1路線と県道3路線が配置
- 山間の集落地地や市街地に通じる交通機能の低下や交通網の寸断が懸念

【公園緑地】

- 地区北部が耶馬日田英彦山国定公園に指定
- 既存公園として、田ノ原公園があり

福岡県
東峰村

耶馬日田英彦山国定公園

三日月山
畔倉山
堂床山
上富山
田代山
朝日
西有田

白毫保育園
大鶴スポーツ広場
大鶴振興センター
大鶴駅
大明小学校
大明中学校
田ノ原公園

福岡内川
大肥川
日隈川

地域高規格道路
高速自動車道
国道、県道、市道等
鉄道
河川・ダム等

都市計画区域
主要施設
● 公共施設
■ その他の施設

【都市施設】

- 公共の水道供給施設は無い
- 農業集落排水や合併処理浄化槽による生活排水処理が中心
- 大肥川等の増水により、堤防や道路、架橋等が損傷
- 振興センターが立地し、小学校の統廃合あり

【景観】

- 大肥川等の河川に沿って整備された農用地や棚田及び集落地の背景となる山なみが里山景観を形成

【防災】

- 豪雨等に伴う水害や土砂災害等による集落地の孤立が懸念
- 災害発生時の連絡体制や避難行動の再確認

大鶴地区の方針図

【土地利用】

- 多様な機能を有する豊かな自然景観の保全と適正な管理による機能の維持
- 山林緑地や農用地の保全による無秩序な土地利用や森林伐採等の抑制を促進
- 工場等の混在防止等の適正な土地利用による居住環境の向上

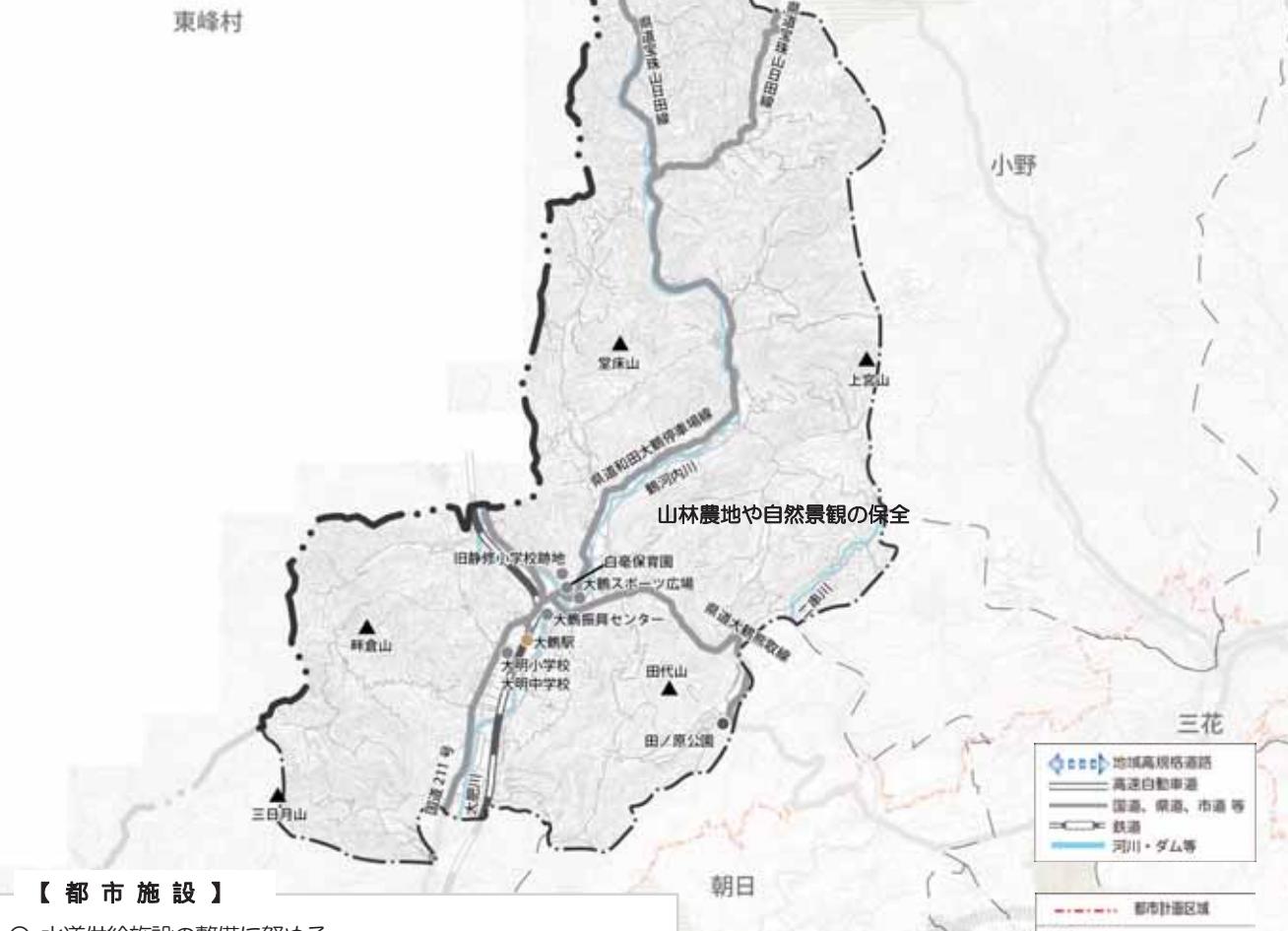


【交通体系】

- 重要な役割を果たす幹線道路の整備と維持・管理と地区内外の連携の促進
- 地区内道路の機能の維持・向上による幹線道路との効果的な連携
- 福祉バス等の公共交通の機能維持

【公園緑地】

- 国定公園や山林緑地における自然環境の保全
- 既存公園の適正な管理と機能の維持



【都市施設】

- 水道供給施設の整備に努める
- 下水道施設の計画的な更新と合併処理浄化槽の設置を推進
- 沼澤する恐れのある河川の計画的な改修を推進
- 公共施設の機能の維持と小学校跡地の利活用の推進

【景観】

- 河川周辺の整備された農用地や棚田及び集落地等の背景となる山なみが一体となった景観の保全

【防災】

- 災害危険箇所の情報収集等による災害防止対策の促進
- 災害発生時の避難経路の確保や集落の孤立、二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認

⑯ 夜明地区

夜明地区の現況・課題図

【土地利用】

- 幹線道路の沿道に整備された農用地や集落地が点在し、地区南西部には果樹園が広がる
- 豊かな自然環境を活かした農産物や製材所等の工場等が点在
- 農用地の保全を目的とした農業振興地域の指定あり



【交通体系】

- 主要な幹線道路として、国道2路線と鉄道2路線と2ヶ所の駅を配置
- 山間の集落地や市街地に通じる交通機能の低下や交通網の寸断が懸念

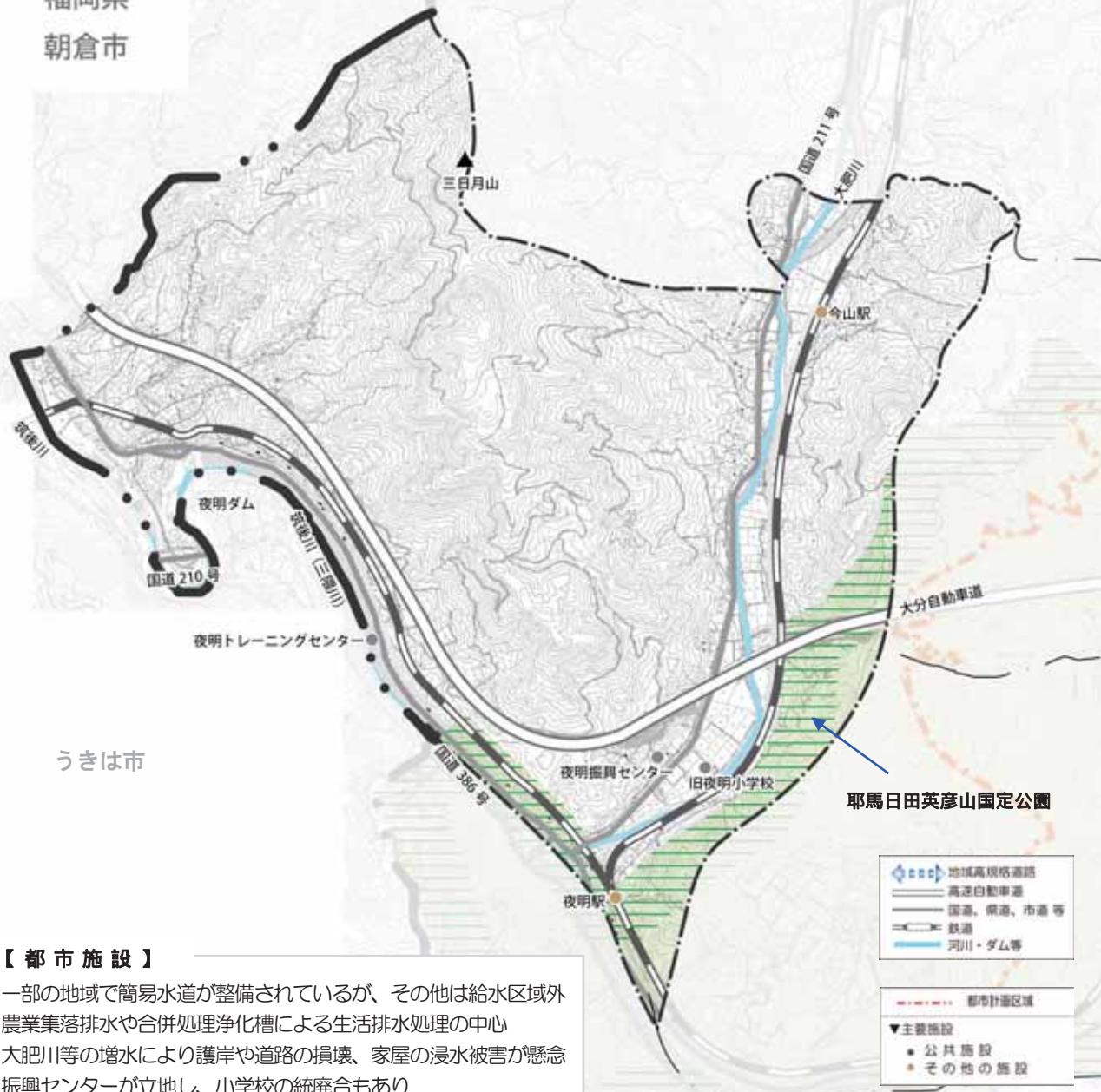
【公園緑地】

- 地区南西部が耶馬日田英彦山国定公園に指定

八幡

福岡県

朝倉市



【都市施設】

- 一部の地域で簡易水道が整備されているが、その他は給水区域外
- 農業集落排水や合併処理浄化槽による生活排水処理の中心
- 大肥川等の増水により護岸や道路の損壊、家屋の浸水被害が懸念
- 振興センターが立地し、小学校の統廃合もあり

【景観】

- 筑後川周辺や大肥川に沿って整備された農用地や棚田及び集落地等の背景となる山なみが自然景観を形成

【防災】

- 豪雨等に伴う水害や土砂災害等による集落地の孤立が懸念
- 災害発生時の連絡体制や避難行動の再確認

夜明地区の方針図

【 土地利用 】

- 豊かな自然景観の保全と適正な管理による機能維持
- 地区の大部分を占める山林緑地や農用地の無秩序な土地利用や森林伐採等の抑制
- 適正な土地利用による居住環境の向上



【 交通体系 】

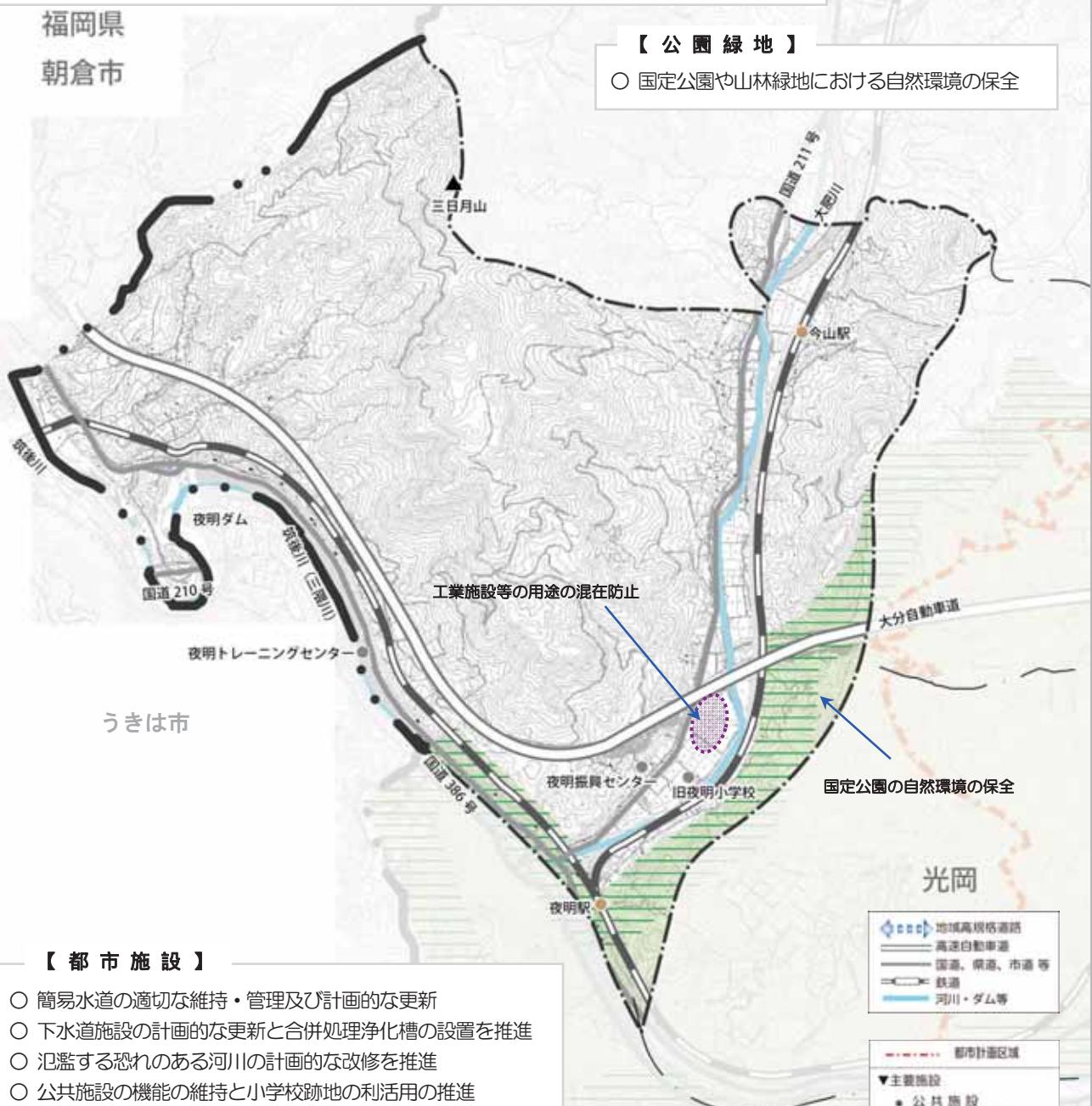
- 重要な役割を果たす幹線道路の整備と維持・管理と地区内外の連携の促進
- 地区内道路の機能の維持・向上による幹線道路との効果的な連携
- 福祉バス等の公共交通の機能維持

福岡県

朝倉市

【 公園緑地 】

- 国定公園や山林緑地における自然環境の保全



【 都市施設 】

- 簡易水道の適切な維持・管理及び計画的な更新
- 下水道施設の計画的な更新と合併処理浄化槽の設置を推進
- 沔濫する恐れのある河川の計画的な改修を推進
- 公共施設の機能の維持と小学校跡地の利活用の推進

【 防災 】

- 災害危険箇所の情報収集等による災害防止対策の促進
- 災害発生時の避難経路の確保や集落の孤立、二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認

【 景観 】

- 山間の筑後川や大肥川周辺の農用地、集落地の背景となる自然景観の保全

⑯ 前津江地区

前津江地区の現況・課題図

【土地利用】

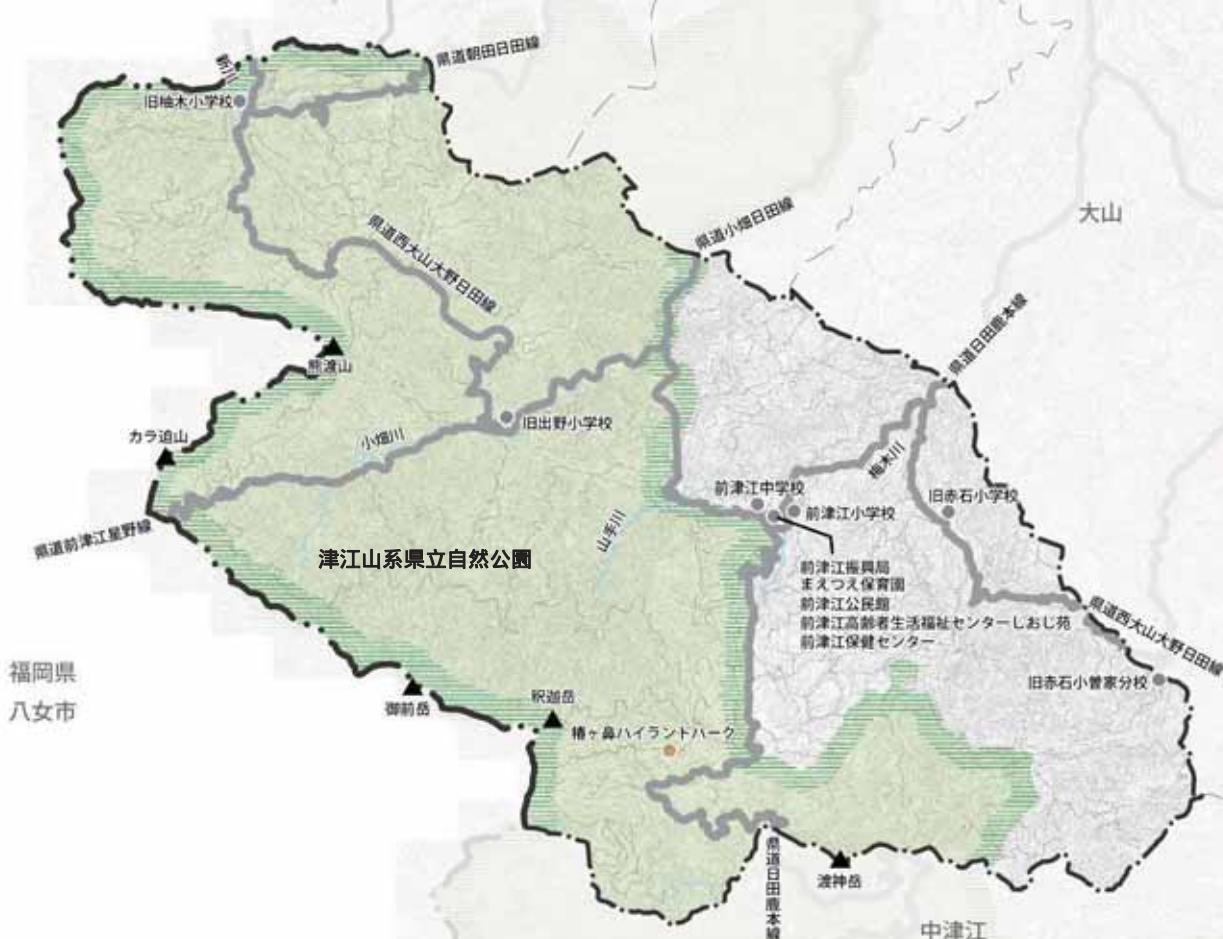
- 地区の約9割以上が山林で占められており、農用地が約1割程度
- 幹線道路となる県道等の沿道に集落地が点在し、地域コミュニティを形成
- 地区内に無秩序な土地利用や土地開発等の進行は見られない

【交通体系】

- 主要な幹線道路として、県道5路線が配置
- 急峻な地形により、土砂災害等による交通網の寸断が懸念

【公園緑地】

- 地元住民が活用する身近な公園がない
- 津江山系県立自然公園の指定区域あり



【都市施設】

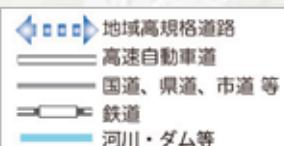
- 簡易水道が整備されているが、給水区域外がある
- 合併処理浄化槽が生活排水処理の中心
- 赤石川や高瀬川等の増水により、護岸や道路等の崩壊が懸念
- 福祉保健施設等が立地し、小学校の統廃合もあり

【景観】

- 筑後川の源流となる河川と並行する幹線道路の特徴的な沿道景観
- シオジ原生林等の貴重な自然景観

【防災】

- 豪雨等に伴う水害や土砂災害等による集落地の孤立が懸念
- 灾害発生時の連絡体制や避難行動の再確認



▼主要施設

- 公共施設
- その他の施設

前津江地区の方針図

【土地利用】

- 多様な機能を有する豊かな自然景観の保全と適正な管理による機能維持
- 集落地と各種集客施設の周辺基盤整備による居住環境や利便性の向上
- 集落地や農用地周辺における無秩序な土地利用や森林伐採等の抑制を促進

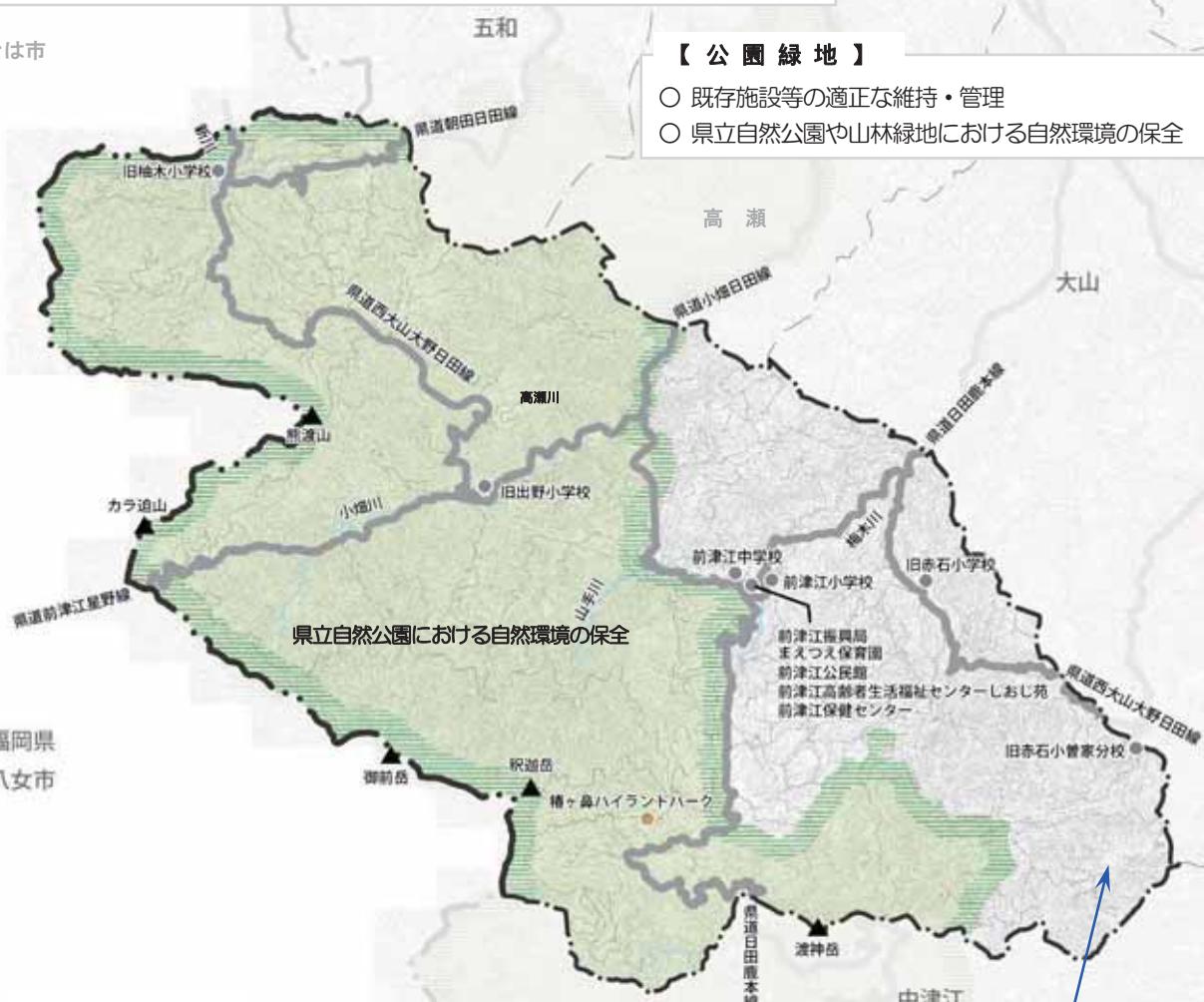
【交通体系】

- 重要な役割を果たす幹線道路の整備と維持・管理と地区内外の連携の促進
- 地区内道路の機能の維持・向上による幹線道路との効果的な連携

【公園緑地】

- 既存施設等の適正な維持・管理
- 県立自然公園や山林緑地における自然環境の保全

うきは市



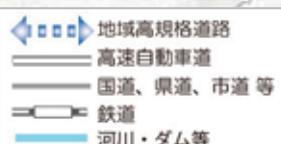
【都市施設】

- 簡易水道の適切な維持・管理及び計画的な更新
- 合併処理浄化槽の設置を推進
- 沼澤の恐れのある河川の計画的な改修を推進
- 学校施設の跡地利用や福祉保健施設等の機能の維持

山林農地や自然景観の保全

【景観】

- 山なみや河川等の自然景観との調和に配慮した沿道景観形成の推進
- 無秩序な土地開発や森林伐採等の抑制による里山景観の保全



【防災】

- 災害危険箇所の情報収集等による災害防止対策の促進
- 災害発生時の避難経路の確保や集落の孤立、二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認

⑯ 中津江地区

中津江地区の現況・課題図

【土地利用】

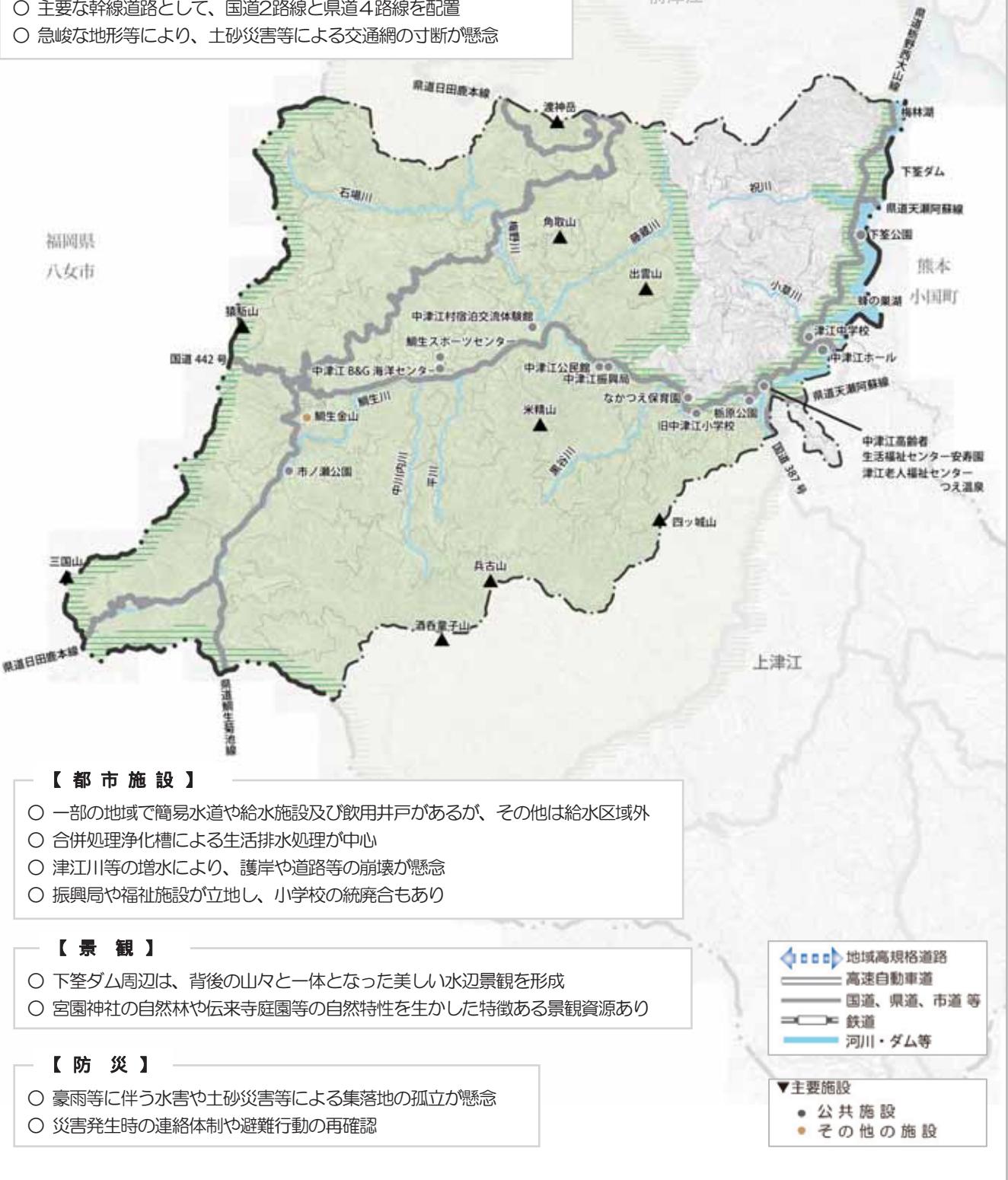
- 津江山系の急峻な山々に囲まれ、地区の約9割が山林緑地
- 国道・県道の沿道に集落地や小売店舗や医療施設が立地
- 農用地は少ないが、一部に農業振興地域あり

【公園緑地】

- 地区の約8割が津江山系県立自然公園に指定
- 既存公園として、市ノ瀬公園等の3公園を設置

【交通体系】

- 主要な幹線道路として、国道2路線と県道4路線を配置
- 急峻な地形等により、土砂災害等による交通網の寸断が懸念



【都市施設】

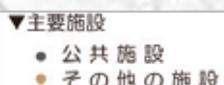
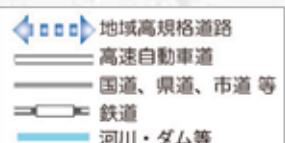
- 一部の地域で簡易水道や給水施設及び飲用井戸があるが、その他は給水区域外
- 合併処理浄化槽による生活排水処理が中心
- 津江川等の増水により、護岸や道路等の崩壊が懸念
- 振興局や福祉施設が立地し、小学校の統廃合もあり

【景観】

- 下筌ダム周辺は、背後の山々と一体となった美しい水辺景観を形成
- 宮園神社の自然林や伝来寺庭園等の自然特性を生かした特徴ある景観資源あり

【防災】

- 豪雨等に伴う水害や土砂災害等による集落地の孤立が懸念
- 災害発生時の連絡体制や避難行動の再確認



中津江地区の方針図

【土地利用】

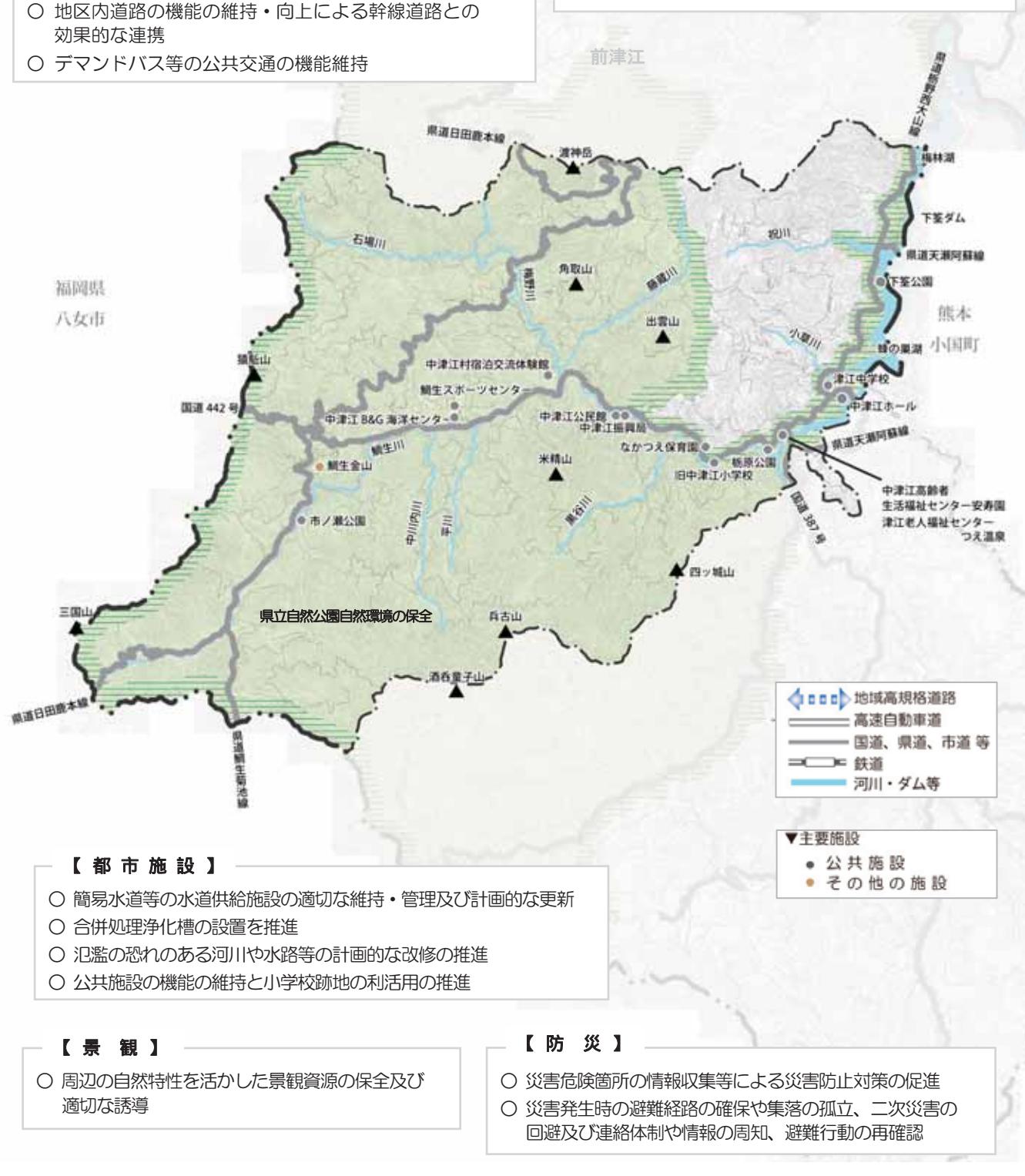
- 多様な機能を有する豊かな自然景観の保全と適正な管理による機能維持
- 集落地と周辺の基盤整備等による居住環境や利便性の向上
- 地区の大部分を占める山林緑地や農用地の保全と無秩序な土地利用や森林伐採等の抑制

【交通体系】

- 重要な役割を果たす幹線道路の整備と維持・管理と
地区内外の連携の促進
- 地区内道路の機能の維持・向上による幹線道路との
効果的な連携
- デマンドバス等の公共交通の機能維持

【公園緑地】

- 県立自然公園や山林緑地における自然環境の保全
- 既存公園の適正な維持・管理



⑯ 上津江地区

上津江地区の現況・課題図

【 土地利用 】

- 地区の約8割以上が山林緑地で占められており、うち約7割以上が人工林
- 大型の集客施設が分散して立地しており、観光資源としての土地利用
- 幹線道路周辺に集落地が点在し、地域コミュニティを形成



【 交通体系 】

- 主要な幹線道路として、国道2路線と県道4路線が配置
- 急峻な地形により、土砂災害等による交通網の寸断が懸念

【 公園緑地 】

- 地元住民が活用する身近な公園が少ない
- 津江山系県立自然公園の指定区域あり



【 景観 】

- 筑後川の源流となる河川と並行する幹線道路の特徴的な沿道景観

【 都市施設 】

- 簡易水道や給水施設及び飲用井戸が整備されているが、一部の地域では給水区域外
- 合併処理浄化槽が生活排水処理の中心
- 振興局等の公共施設が立地しているが、小学校の統廃合に伴う跡地利用が課題



【 防災 】

- 豪雨等に伴う水害や土砂災害等による集落地の孤立が懸念
- 災害発生時の連絡体制や避難行動の再確認

上津江地区の方針図

【 土地利用 】

- 多様な機能を有する豊かな自然景観の保全と適正な管理による機能維持
- 集落地と各種集客施設の周辺基盤整備による居住環境や利便性の向上
- 山林緑地や農用地周辺における無秩序な土地利用や森林伐採等の抑制を促進



【 交通体系 】

- 重要な役割を果たす幹線道路の整備と維持・管理と地区内外の連携の促進
- 地区内道路の機能の維持・向上による幹線道路との効果的な連携
- デマンドバス等の公共交通の機能維持

【 公園緑地 】

- 既存施設も含めた身近な公園の必要性を検討
- 県立自然公園や山林緑地における自然環境の保全

県立自然公園の自然環境の保全



山林農地や自然景観の保全

【 景観 】

- 建築物等の建築の際、背景となる山なみや河川等の自然景観との調和に配慮

【 都市施設 】

- 簡易水道等の水道供給施設の適切な維持・管理及び計画的な更新
- 合併処理浄化槽の設置を推進
- 沼澤の恐れのある河川や水路等の計画的な改修の推進
- 既存の公共施設の機能の維持及び小学校跡地の利活用の推進

【 防災 】

- 災害危険箇所の情報収集等による災害防止対策の促進
- 災害発生時の避難経路の確保や集落の孤立、二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認

熊本県

阿蘇市

- | | |
|--|-----------|
| | 地域高規格道路 |
| | 高速自動車道 |
| | 国道、県道、市道等 |
| | 鉄道 |
| | 河川・ダム等 |

▼主要施設

- 公共施設
- その他の施設

⑯ 大山地区

大山地区の現況・課題図

【土地利用】

- 地区の大部分が山林緑地や農用地としての土地利用が図られている
- 主に幹線道路沿道に集落地が点在しており、地域コミュニティが形成
- 地区内に長期間の未利用地あり



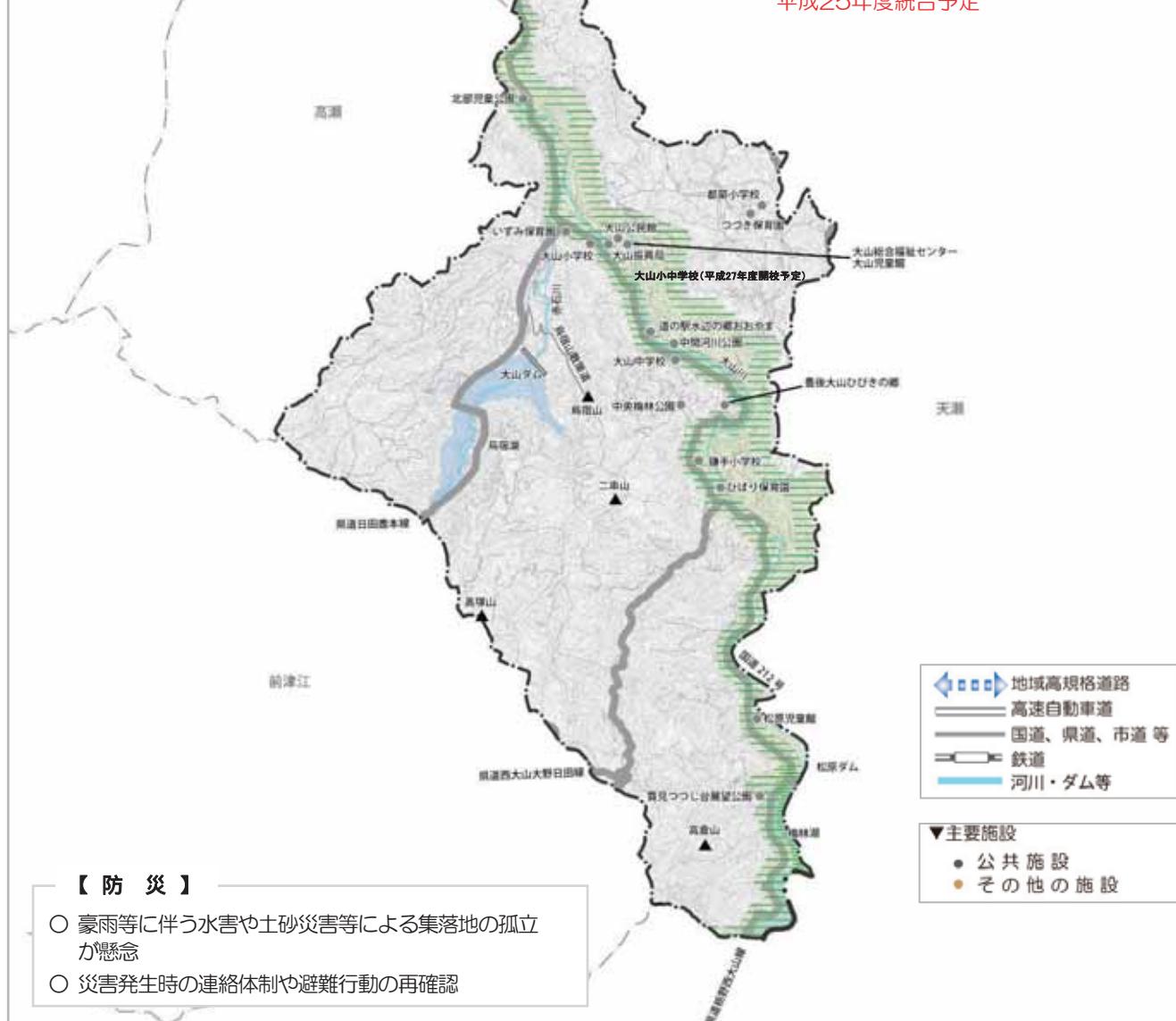
【交通体系】

- 主要な幹線道路として、国道1路線と県道3路線が配置
- 急峻な地形により、土砂災害等による交通網の寸断が懸念
- 流通や観光等の交流に伴う大型車両の交通量が増大

【公園緑地】

- 既存公園として、4公園が整備
- 大山川沿いを耶馬日田英彦山国定公園に指定

※ 鎌手小学校、都筑小学校、大山小学校は平成25年度統合予定



【防災】

- 豪雨等に伴う水害や土砂災害等による集落地の孤立が懸念
- 災害発生時の連絡体制や避難行動の再確認

【都市施設】

- 一部の地域で簡易水道が整備されているが、その他は給水区域外
- 特定環境保全公共下水道や合併処理浄化槽による生活排水処理が中心
- 大山川等の増水により、護岸や道路の損壊、家屋の浸水被害が懸念
- 振興局や福祉施設等が立地し、小中学校の統廃合あり

【景観】

- 松原ダム周辺や幹線道路から眺望できる美しい水辺景観や背景の山なみ景観あり
- 梅園等の良好な景観資源を有している

大山地区の方針図



【土地利用】

- 豊かな自然環境の保全と適正な管理による機能の維持により、無秩序な土地開発や森林伐採等の抑制
- 集落地周辺の基盤整備等による居住環境の利便性の向上
- 地区内のまとまった未利用地の有効な土地利用の促進

【交通体系】

- 重要な役割を果たす幹線道路の整備と維持・管理と地区内外の連携の促進
- 地区内道路の機能の維持・向上による幹線道路との効果的な連携

【公園緑地】

- 既存公園の活用促進と適正な維持・管理
- 地域の自然環境を活かした公園の整備

※ 鎌手小学校、都筑小学校、大山小学校は平成25年度統合予定

自然環境や空地を活かした公園の整備

国定公園の自然環境保全

山林農地や自然景観の保全

【防災】

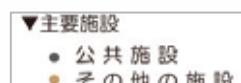
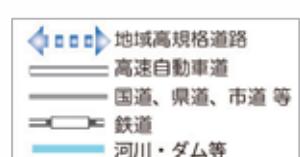
- 大山川等の水害に対する治水環境整備の促進や災害危険箇所の情報収集等による災害防止対策の推進
- 災害発生時の避難経路の確保や集落の孤立、二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認

【都市施設】

- 簡易水道の適切な維持・管理及び計画的な更新
- 下水道施設の維持管理と更新と合併処理浄化槽設置の推進
- 沼澤の恐れのある河川や水路等の計画的な改修の推進
- 公共施設等の機能の維持及び小中学校跡地の利活用の推進

【景観】

- ひびき渓谷や梅林公園等の貴重な景観資源の維持保全と利活用の推進



⑩ 天瀬地区

天瀬地区の現況・課題図

【 土地利用 】

- 古くから湯治場として温泉旅館や商店が建ち並び、天ヶ瀬温泉街を形成
- 国道・県道沿道に集落地が点在し、周辺部に酪農や農業を営む農用地を形成
- 地区南西部で大規模な造成による宅地開発が行なわれている

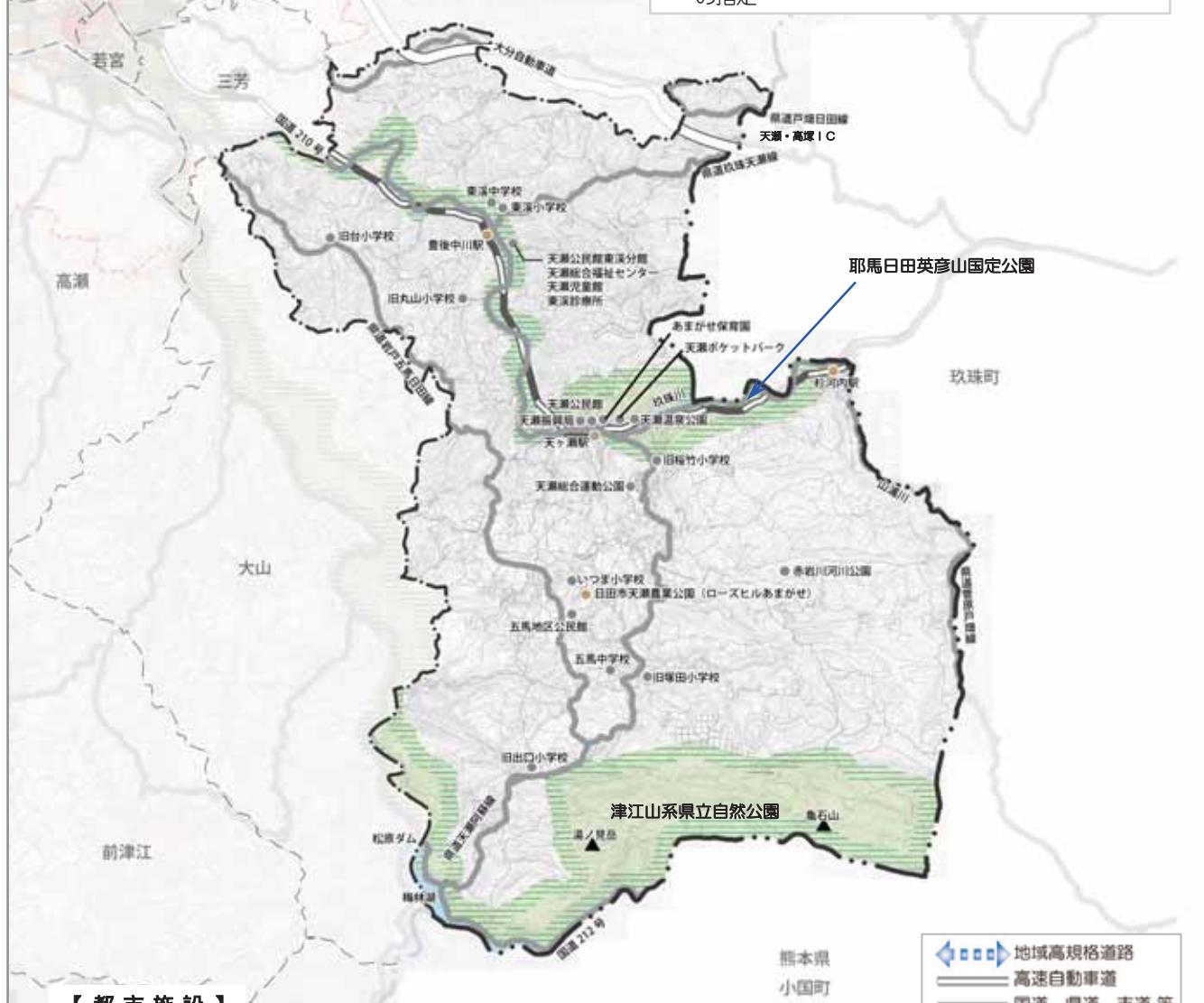


【 交通体系 】

- 主要な幹線道路として、国道2路線と県道5路線が配置
- 流通や観光等、交流に伴う大型車両の交通量が増大
- 鉄道と定時路線バスが運行している

【 公園緑地 】

- 既存公園として、天瀬総合運動公園等の4公園や小規模なポケットパークが点在
- 耶馬日田英彦山国定公園や津江山系県立自然公園の指定



【 都市施設 】

- 一部の地域で簡易水道が整備されているが、その他は給水区域外
- 合併処理浄化槽による生活排水処理が中心
- 玖珠川等の増水による浸水被害が懸念
- 振興局や社会福祉施設等が立地している

- ◆ 地域高規格道路
- ◆ 高速自動車道
- 国道、県道、市道等
- 鉄道
- 河川・ダム等

- ▼ 主要施設
 - 公共施設
 - その他の施設

【 景観 】

- 玖珠川の両岸に温泉旅館や商店が建ち並ぶ天ヶ瀬温泉街が風情のある景観を形成
- 山なみと河川が一体となった自然景観

【 防災 】

- 豪雨等に伴う水害や土砂災害等による集落地の孤立懸念
- 災害発生時の連絡体制や避難行動の再確認

天瀬地区の方針図

【 土地 利 用 】

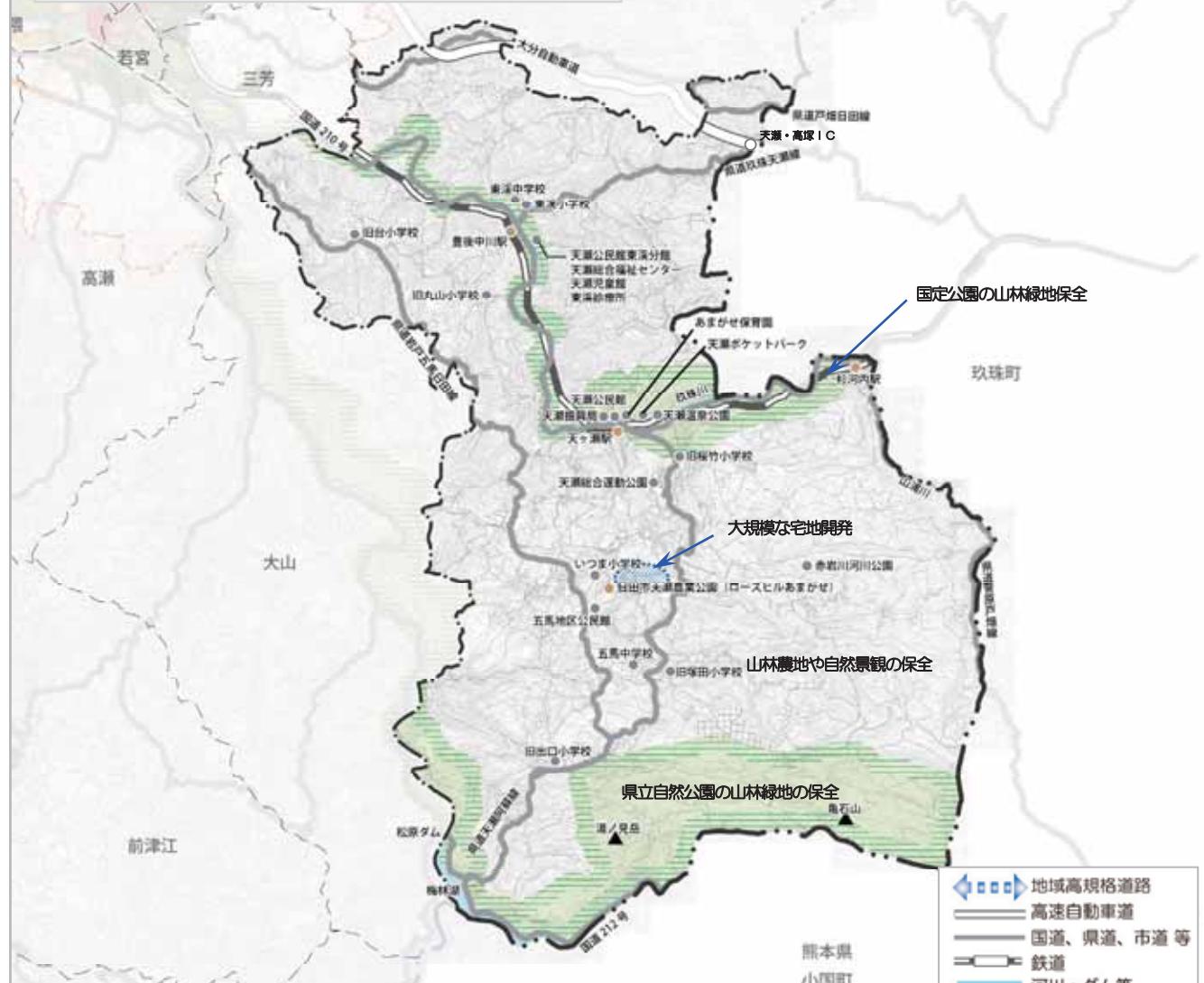
- 豊かな自然環境の保全と適正な管理による機能維持
- 無秩序な土地開発や無計画な森林伐採等による土地利用の抑制

【 交 通 体 系 】

- 重要な役割を果たす幹線道路の整備と維持・管理と地区内外の連携の促進
- 地区内道路の機能の維持・向上による幹線道路との効果的な連携

【 公 園 緑 地 】

- 既存公園の適正な維持・管理
- 国定公園及び県立自然公園の山林緑地の保全



【 都 市 施 設 】

- 簡易水道の適切な維持・管理及び計画的な更新
- 合併処理浄化槽の設置を推進
- 沼澤の恐れのある河川の計画的な改修を推進
- 公共施設の機能維持と小学校跡地の利活用の推進

- ◆ 地域高規格道路
- ◆ 高速自動車道
- 国道、県道、市道等
- 鉄道
- 河川・ダム等

- ▼ 主要施設
- 公共施設
- その他の施設

【 景 觀 】

- 特徴的な地域景観資源の維持・管理及び保全

【 防 災 】

- 大山川等の水害に対する治水環境整備の促進や災害危険箇所の情報収集等による災害防止対策の推進
- 災害発生時の避難経路の確保や集落の孤立、二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認

見直した基本方針の実現を目指して、市民・事業主・行政が役割を認識しながら一体的に取り組んでいくためのこれからの“取り組みの方向性”を示します。

1. 協働によるまちづくり

本編 P165~168

■ まちづくりの役割分担

① 市民の役割

- 市民一人ひとりがまちづくりの主役となり、日常生活や仕事をする場の環境改善及び保全を推進するため、都市計画・まちづくり活動に積極的に参加するものとします。
- 行政が進める都市計画に対して、市民自らが提案できる制度の理解と積極的な活用によりまちづくりへの参画を図るものとします。

② 事業者等の役割

- 事業者等は、まちづくりの目標や方向性を理解し、市民や行政等が推進するまちづくりに積極的に協力するとともに、自らも、産業発展や経済活動の高揚に貢献しながら、共有のイメージである都市の将来像の実現に努めます。

③ 行政の役割

- 地域住民の意向を反映し、将来の都市像の実現に向けた目標や方針を掲げ、それに基づく道路・公園等の公共施設等の整備計画の策定や見直しを行い、必要に応じて規制や誘導等を検討します。

■ まちづくりの主体

① まちづくり活動への積極的な参加

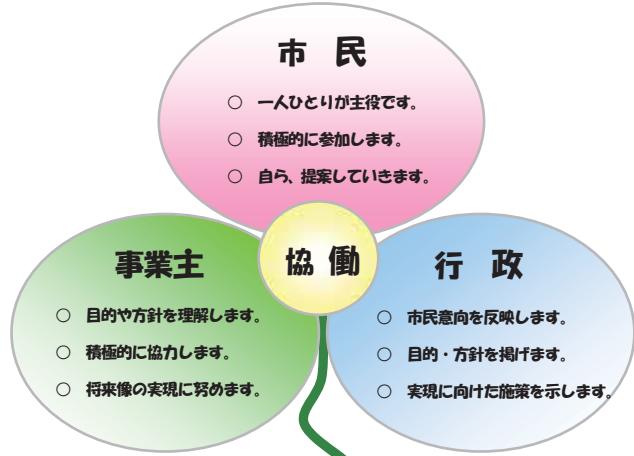
- まちづくりは特定の人や世代が主として取り組むのではなく、10年後20年後を担う若い世代が参加できる仕組みを構築していくことが重要となります。

② まちづくり情報の発信

- まちづくり活動への取り組みを促進するために、市民活動に関する情報の公開やまちづくり活動に対する支援策等、まちづくりへの関心を高める施策を検討します。
- 都市計画マスター・プランを積極的に周知・広報していくため、パンフレットやホームページ等を活用しながらPRするとともに、各種のまちづくり事業等の情報提供を行ないます。

③ まちづくりに関する知識の普及

- まちづくり活動を具体的に進めていくには、専門的な知識や情報を必要とする場合もあることから、まちづくりに関する説明会や勉強会、専門家の派遣による講演会等による積極的な知識の普及に努めます。



④ みんなで学ぶまちづくり

- これから時代を担う若い世代である高校生や中学生、小学生が自分たちの町の実情や課題等を学ぶことで、祖先が築き上げてきた町並みや歴史・文化を知り、愛着と誇り、自信を持つことができるよう、学校や地域活動の中で、みんなが学べる教育環境づくりの充実に努めます。

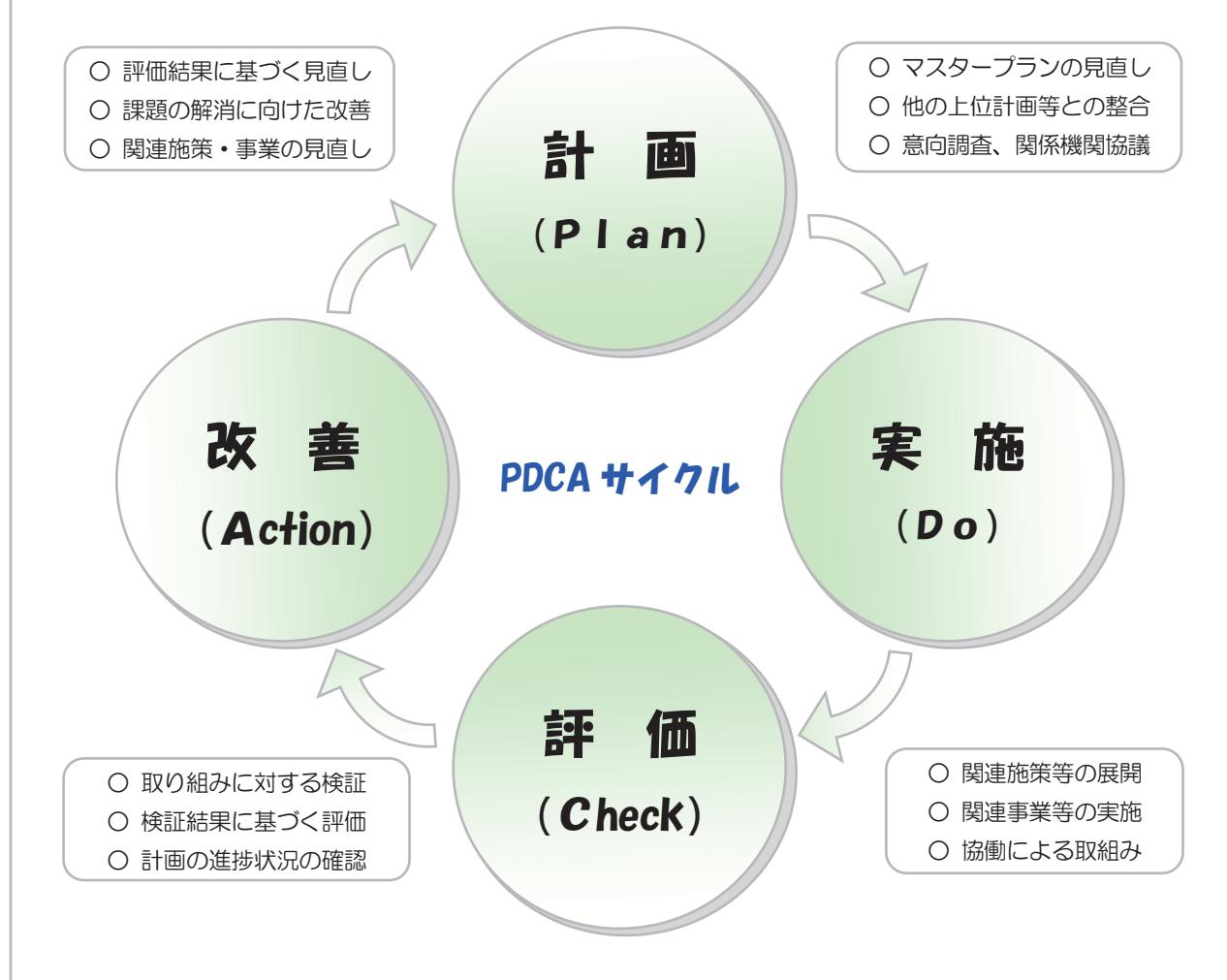
⑤ まちづくりに必要なルールづくり

- 快適で安全なよりよい居住環境を創り守っていくために、無秩序な土地利用によって周辺環境に悪影響を及ぼさないように、都市計画法に基づく適正な土地利用誘導や規制について、皆さんの意見を頂きながら検討していきます。

2. 都市計画マスタープランの見直し

- 都市計画マスタープランは、約20年後の都市のあるべき姿を目標にした長期的な構想であることから、刻々と変化していく社会経済状況に柔軟に対応し、計画的な運用を図っていくために、PDCAサイクルによるマスタープランの進捗管理を行ないます。
- 計画の進捗管理を行なう中で、状況の変化等に伴い発生した課題を抽出し、改善に向けた対応策を検討します。さらに、課題に対する対応策の実施による効果を評価し、計画へのフィードバックや反映を行なうことで、継続的な改善や見直しにつなげます。

■ 継続的な計画見直しのながれ



日田市都市計画マスタープラン【概要版】

編集／発行 日田市 土木建築部 都市整備課

〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号
TEL 0973-22-8217 FAX 0973-22-8247
メールアドレス toshi@city.hita.oita.jp